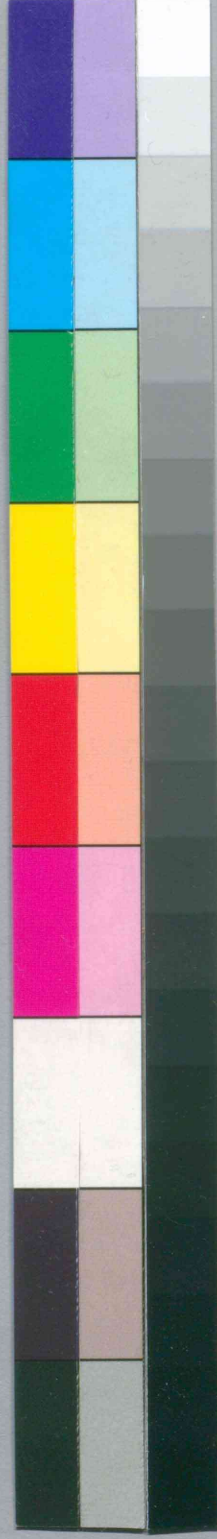


加澤記
全

KK



K255
Ka99

記を刊行するに就て

加澤記は沼田城主真田伊賀守信利の家臣加澤平次左衛門の記述する所、其の草稿が利根郡政所村（今の古馬牧村の大字）増田家に傳はりしを、天明二年壬寅六月中、増田弘二郎（字は鞏）が其内より廿三ヶ條程を抜鈔し『加澤平次左衛門覺書』と題し之を紅葉山文庫に納入したりしを、明治八年冬十一月中、信濃靜遠樓主人北澤正誠と云へる人が全文庫に就て謄寫せしを、明治十七年四月に至り、近藤瓶城が『史籍集覽』中に收めて公刊したり。

然れども此の覺書の方は、今回刊行する原本、即ち右増田家傳來の原書に比すれば其内容は漸く四分の一ほどに過ぎず。該原書は一行二十二字詰乃至廿五六字詰十八行を一枚として二百五十七枚あり、卷數五冊に分たれたるに、覺書の方は一行三十字詰廿二行を一枚とし、僅かに五十一枚に過ぎざるを以て之を知るを得べきなり。

二、記述者加澤氏の仕へたる真田伊賀守と云ふは、例の苛斂誅求を以て領民の怨府となり、遂に月夜野の人杉木茂左衛門の義憤に因て彈劾する所となり、領地取上げられ沼田城改易となりたる暴主なるが、加澤氏は疾に此事あるべきを察知し、全家を退身して政所村に隱遁し、増田家などに頼り、子弟教養の餘、斯の著述を爲したるにはあらざるか。其自筆の草稿の儘、増田家に傳來したるの事實に見て、右の如く推測するものなり。

三、伊賀守が沼田城主になりたるは明暦二年五月なれば、此の當時加澤氏が真田家に仕へたりとせば今大正十三年よりは二百六十九年前の事なり、其後數年ならずして浪人となり、本書を記述せしものと見れば約二百六十餘年前の筆に成るものとす。此の點より見て本書は我が上毛に於ける最も貴重なる古き史料と謂ふべし。

四、しかのみならず、本書の編次校定は、増田家の當主三代に涉りて、其の心血を濺ぎたる後に完璧となりたるものなり、則ち卷末に



此書者先沼田城主、眞田伊賀守信利臣、加澤平次左衛門所記草稿、我家所傳也。前後紛亂不可見、故以年月立前後爲清書。此事祖父頼之思之、先考半爲之、予終功焉。

于時天保三辰歲六月十九日

增田頼興 華押

と有り。即ち増田弘左衛門頼之先づ校定編次の事を發意し、(前記の鈔記の覺書を編し楓山文庫に納入せし弘二郎は家督前の此人乎)其子作右衛門義融之に著手して一半の功を終へ、其養嗣作右衛門頼興に至て、漸く終了せしものにして、原書は則ち頼興の自筆なり。頼興は徳川幕府に仕へて御勘定吟味役、日光御普請御用掛より累進して、慶應元年正月、小栗上野介等と共に横須賀造船廠創立委員に任ぜられ、頗る傑出の人物なりしが惜ひ哉、全四年三月病みて江戸にて歿せられたり。詳しくは『上毛偉人傳』並に『上毛及上毛人』第七十號に小野精哉氏の筆になる略傳あり、就て覽られよ。

五、今や本書を公刊するに至りし動機は、前年本縣々史編纂係に於て、小野氏の肝煎にて増田家の當代誠三氏より本書を借用し、之を謄寫せしめ置きたるに、昨秋の大震災に際し、一字を餘さず灰燼と化し了れり。此に於て珍貴の史料の如き二三の副本を作りおくか、又は活字に附し置くより安全の道なきを思ひ、先づ當誌の附録として出し、逐次他の貴重史料を公刊すること、爲したる也。此の場合に於て小野兄の盡力と増田家當代の主人誠三氏の雅懐とに對し、滿腔の謝意を表す。

六、本書は余自から謄寫に任じ、努めて原書の儘を傳ふる事に意を注ぎたれど、内にはまた看者の読み易からんことを思ひ、送り假名を加へたるあり、假名を本字に替へたるも有り、又時に小註を加へて愚見を附したるもあり、蓋し史書は其の事實を明確に傳ふることを尊び、文章字句の如きは第二義門に措くを以てなり讀者夫れ之を諒せよ。

大正十三年一月

豐國覺堂敬識

加澤記卷之一

加澤平次左衛門所記

増田作右衛門校定

滋野姓海野氏御系圖附眞田御家傳之事

昔時海野氏と申は、人王五十六代清和天皇第五の皇子貞元親王と申奉る。御母は二條の後贈太政大臣正一位長良公の御女也。正平年中貞元親王蒙_レ勅關東に御下向之時、始て滋野姓を賜り、位任_二四品、號_二治部卿、信濃國司を賜り、彼國に御下向有て、小野郡海野庄に住給ふ、御法名を開善寺殿と號し、眞言秘密の道場一字建立し給ふ、御當家にて白鳥と敬ひ毎歲四月八月四日の日を祭給ふなり。御子一人御座す、始て海野小太郎滋野朝臣幸恒と號す。幸恒に三子有り、或時幸恒、御父子打連給て、武石の山中に遊獵の時、千曲川邊にして御領の地を分讓給べしとて、長男幸明は御嫡成ければ海野小太郎と號し、仲を彌津小次郎眞宗と號し、季を望月三郎重俊と名付給ふ。其時幸明の立給所を三分の橋と名付たり。三子御逝去の後、幸明の法名前山寺殿と號し、小次郎眞宗の法名號_二長命寺殿、三男三郎重俊の法名號_二安元寺殿、何れも眞言宗の僧を招請有て御寺を立給ふ。幸明の御孫幸盛舍弟を下屋將監幸房と號し、上州吾妻郡三原と云所に住給ふ。鎌原氏、西窪氏、羽尾氏等の先祖是也。太郎幸盛の玄孫海野信濃守幸親、舍弟海野彌平四郎幸廣は、壽永二年癸亥木曾左馬頭義仲の屬幕下、平家御追討の蒙_二宣旨、備中國水島に馳向給て追手の大將軍を賜り、同年閏十月朔日に討死し給ふ、依_二此功御子左衛門尉、嫡家を繼給ひて海野幸氏と號す、御子一人御座す、信濃守幸繼と號し法名を中善寺殿と號す、御子六人誕生し給ひ、長を海野小次郎幸春と申ける。御二男會田小次郎幸元、三男塔原三郎氏廣、四男田澤四郎

辱也として馬より飛下り、海野御重代小續松と云し御手鍵を提掛給ば家臣庄村、上原、山越、神尾も續てこそ掛たりけり。綱隆御若盛武勇無類の時成ければ立所にて敵十三騎討捕給へば近付敵は無しけり。幸義公は空しく成給ば在家より板戸を取寄給ひ、春原惣右衛門、川原惣兵衛兩人にて、御死躰をかひてぞ落たりける。宮内太輔殿は山影に扣給けるが身方敗れたるを見給て幸隆公と一所に成給て義清の本陣へぞ押寄給ける、幸義公は討死と聞えければ生残ては後代の名折也として覺直は禰津相傳の橋返りの太刀拔持、幸隆公は棟綱公より賜りたる三尺五寸有ける嚴物作りの太刀真向にさしかざし一文字に義清を目掛給て駆込給ければ、別府、小林、三宅、綿内大室倉品等五百餘騎にて掛ければ互に火花を散して戦給けるが晩景に及ければ相引に成て其日の軍は止にけり。扱身方の勢を集給に一千餘騎討れて残る兵、大半手負ひければ 此已下闕文

覺堂曰、此處約七行ほどの部分、白紙となり居れり

長野の案内にて上野國綠野郡平井へこそ參られける、管領は始て信州先方武勇の譽有ける眞田幸隆へ對面有けるとて幕下の大身小身召集て書院に於て對面也。座席を見給に黒書院上段に鈎簾を掛け、左右に眞紅の大總を卷下たり、其内に高麗べりの厚疊を敷き其上に毛氈を鋪たり、憲政掛烏帽子をかぶり直垂を著給ふ。御太刀持は熊谷主殿助也、床の掛物を見るに牧溪和尚の墨畫の觀音を掛たり、卓の上に鶴龜の香爐を置いて薰香を焼けり座配の大名は左の座に白井城主長尾左衛門平憲景、其次に國領の城主小幡上總介、同尾張守、其次に兒玉黨倉賀野淡路守、高山遠江守、深谷左兵衛尉。扱奏者は上原兵庫頭、太刀は難波田彈正少弼披露なり、須加大膳は次の間に扣たり。扱大廣間に並居たる人々を有増見るに左の上座は由良本庄、安中越前入道、其外上州武州兩國の先方衆列座したる凡千餘人には過たり、御禮相濟、松の間の座鋪にて馳走有て小幡取合にてそれ〴〵に大名へ知人に成らせ給て箕輪に歸宿有て、嫡子源五郎信綱へのたまひけるは、信州にて聞及しより猶以憲政はうつけたる大將也、其故如何と云に勿論管領の高位とは云ながら事々鋪様躰也、其上代々の老臣等、列は並居けれども萬端上原、須賀兩人が儘成仕形也、危き御進退也と見ると仰られけると也。晴信此由を被〴〵聞召て原隼

入正を以て甲府へ招請有て信州佐久郡小諸の城に在城し給ける、此由義清聞給しかば大敵なれば身上大事に被〴〵思けん、信州に殘居給ふ滋野一族より人質を取んとて禰津宮内太夫覺直よりは實子を取んと被〴〵申けれども兎角して舍弟にて長命寺の住持にて有ける僧をぞ渡被〴〵置けり。かゝりける處に信州へ御手遣有て幸隆公、無〴〵程本領上田砥石山の城を攻取在城し給ければ晴信公御感悅不淺、其節禰津も晴信公へ屬し給ければ義清無念に思はれ人質の僧を千曲川の端に乍〴〵生逆さはたものに掛られける。扱其外心替したる人々の人質或は斷罪、或はさんぞくに行ひ、獄門等にも掛たりけり。中にも長命寺の住持檢使に向て被〴〵申けるは、はた物に掛給は禰津の方に向ひ掛給べし、其故は覺直にたばかられ實子元直の命に代り敵方へ被〴〵渡、此三四年心意をもやし一度は歸寺せんと思しに斯く淺間鋪事、義清公には努々怨なし、此上は禰津七代に祟を成んとて皆水晶の念珠さら〴〵と押もみ眞言秘密の觀念して念珠にて胸を擲給ば恐鋪怨念哉、胸を打給ふ度毎に水晶微塵に成て電の如に閃き禰津の方にぞ飛行ける。一七日が其間つゞやき後怨念忽通じて元直の嫡子を御乳母の侍女抱居けるに其日の内に眼をはりつゞし給けり。其以後子孫へ祟り給に他人の目には見へざりけるが其人には出家の形と見給ば片時の間も無く煩ひ給ひ、醫藥を用る藥鍋の内には有ける藥袋を取給ば一門の人々奇異の思をなし給て警固の武士を數多附置、藥鍋の蓋を竝に結付守り給けるに蓋を明て見に藥は無し、三代の間は斯く祟を成給けるが後に氏神と崇め禰倉を建て祭給ければ是にて感應し給しか後代にはさして祟も無りけり、于〴〵今至て若宮と敬給なり。

幸隆公武略を以て村上義清を討給事

幸隆公常々心に掛りけるは一度敵を討て幸義の供養に報ぜんと心意をもやし、武田に屬し本領には歸けれども村上義清を安穩に置事、無念と云も猶餘有とのたまいて家臣小草野若狭守、春原惣左衛門とて兄弟武勇智謀萬人に勝たる代々の老臣有り、幸隆公兄弟の侍を召ての給ひけるは其方先祖は武藏國住人宣化天皇の末孫丹治姓にて熊谷、青木、勅使河原、安保氏を丹黨と號す、熊谷の門葉分つて久下、熊谷、春原とて兄弟三家に分る、世の中浮沈にして關東より當國に來り我等が先祖に屬し代々の臣たり、各存知の通、義清を討て左京太夫殿の

御供養に奉報と度々及三合戦と雖も大名なれば容易に可討様も無く年月を送ること無念也、兄弟の命を左京大夫殿への恩義に報給へかしと被仰ければ、畏て我等不肖に候と雖も代々の主君の誓也、其上君の仰をいかて奉背へきと申上られければ幸隆公不斜御悦有て、さらば手立を以て可討とて春原兄弟の侍連々不奉公にして家の法度を爲背、或は軍法を犯し、或は敵地へ内通し、近國迄其隠なき惡逆を振舞ければ幸隆公立腹し給て一族悉く懸命の知行を没收して追放し給ければ兄弟先關東へ浪人として爰かしの大名小名の家に奉公して又浪人に成り、其後信州善光寺川中島邊に流浪して終に村上義清へ奉公に出たり。義清も始めは心解給はざりけるが大敵の眞田の家臣なれば手立の様をも聞ん爲也けり、又は小男惣左衛門とて國中に隠れなき勇士なれば抱置れけり。兄弟粉骨を盡し晝夜の勤め諸人に勝ければ村上家にて一二の忠功の人となり同心與力をも預る程の身振也ければ仕濟たりと思ひ、猶以奉公勤ければ村上運の盡たる處か、春原兄弟を私に呼て謂けるは其方の先主眞田を討て安堵せんと思ふ也、兄弟の謀にて易く討ん事を調儀し給へかしと曰ければ願處也と思ひ胸騒てさながら返答に當惑しけり。惣左衛門申けるは、某は砥石山にて誕生仕たるに依て舊友多く眞田の家に在り、折々は書状杯をも通ければ忍やかに白山權現へ參詣爲たるとて砥石山の城中へ内通して謀を廻さんとて明日を遅しと只一人、小縣へこそ參けり。兼て巧みし事也ければ夜中に丸山土佐、川原矢野方へ内通しければ幸隆公不斜御悦有て密に對面有り、夜中に惣左衛門は立歸けり。扱春原は葛尾に立歸て申けるは、白山に參詣仕り城中への通路を窺んと社中に暫く居ける處に、權現の御引合にや古傍輩の川原惣兵衛と申者も參詣しけり、川原と申は、武州七黨の内の私市の姓にて我等が先祖と信州へ一所に來る舊友也、拜殿にて礎と行合けり、互に懷ヶ鋪存する折柄なれば打解て始終の物語終日語りけるに、惣兵衛申けるは、其方も代々老臣也けるが少の事にて門葉悉く追放せられけり、我等を始め危き次第也、丸山、矢野、深井、宮下、何も譜代の面々も今日限りの奉公也、明日に浪人をば村上殿を奉頼、其方萬事頼むと申ければ、さらば能き序でなりと存じ兼て義清も各幕下に屬し給事ならば望みの所領可賜など、常々のたまふなりと申ければ惣兵衛悦び申けるは、さらば我等も幸隆に怨有ければ人數を催來り給へかし、夜中に城中に引入、安々と討捕申へしと手に取様に申たりと辯舌鮮に

上毛及上毛人 大正十三年一月一日印刷 大正十三年一月一日發行 (毎月一回一日發行)

大正五年八月廿八日 第三種郵便物認可

述ければ義清喜悅限りなく日並を選び春原が娘を人質に取置て小草原若狹守、春原惣左衛門兄弟を案内者にして勇兵を撰て七百餘騎、眞田の館へ寄たりけり、兼て相圖の事なりければ砥石の城の門戸を開て夜半斗に忍入ければ二の丸へ詰寄たる時、春原貝を吹立たれば跡先の門を固めて鐵砲にて物蔭より討ける程に七百餘騎の兵五百餘騎討取られ明る已の刻斗に漸く百四五十騎遁れ落けり。此事義清聞給て如下中流覆舟一瓢漂波暗夜消燈向五更雨、後悔詮なき事也とて兄弟が人質を牛割にこそしたりけり。流石大名の村上も究竟の兵擧つて五百餘騎被討て難叶思はれければ城に火を掛け熊坂峠を経て越後國に落給ひ、全國に侍給ふ領地をも上杉景虎を相渡され、此上は本領に歸ん事を奉頼とて春日山にぞ參られける。幸隆公の武畧、春原兄弟が働き世にたくひ無ければ晴信公被三聞召し不斜御喜悅、幸隆公へ異例の御感状有り、被兄弟の侍にも被三召出、三百貫文宛知行被三宛行、直參に被三召仕、幸義公の御跡は海野太郎と申て海野郷に小身にて御座しけるが永祿年中、義清越後へ浪人して景虎を御頼有しより毎年信州へ出張せられける折柄なれば海野御振あしく晴信公の御聞に達しければ御誅罰なり、雖然高家の跡なればとて侍共へ其儘被指置、晴信公の實子御しやうどうと申す、盲目にておはしますを海野殿に被成、春原が兄、小草原若狹守を被陣代に立給ひけり。

眞田彈正忠幸隆公並禰津美濃守信直法躰之事

天文二十年辛亥二月十二日、於三甲府、武田信濃守源晴信公御法躰、法性院大僧正機山信玄と御改名ならせ給ひしに依て、幸隆公も其節爲御相伴、法躰し給て一德齋良心と御名を改め入道し給けり。嫡子源五郎信綱は信玄公近臣に屬せられけるが源太左衛門尉と名を替給けり、舍弟矢澤右馬介は薩摩守と官途し給ひ、勝頼公より諱の字を賜り頼綱と名乗給ふ。禰津美濃守は村上合戦の時、幸隆公と一所に上州へ落給けるに依て甲府へも一所に被三召出けるが法躰の時も松鶴軒入道と號しけり。甲州没落の後、徳川殿へ被三召出、甲州駿州にて三百五十貫文の領地拜領也と云。

岩櫃城由來之事、並吾妻太郎殿 附吾妻三家之事

上野國吾妻郡太田庄平川郷岩櫃城と申は、近國無双の山城也。郡保の内に山城あり、西方より南に當り、其より東に當て吾妻川流れ、其岸は岩石峩々と岨立、高さ五丈十丈に及べり。北方より南に當て四萬、澤渡の山中より流出るを山田川と云て其岸高く岩石聳えたり、兩川の内に、二ヶ所の橋有り吾妻川の橋は太田の橋と云、追手の橋は山田川の橋と云り、其外渡る瀬無くして鳥ならで通ふべき便なし。扱兩川の間に澤渡、山田、平川戸、郷原、矢倉、岩下、松尾とて郷村有て民屋八百軒に過たりけり。山城の高さ三十丈有り、岩窟岨立て所々に松生茂り、東方より一口也、木戸口に大きな岩屹立し、三の木戸口は楷子を作て通路しけり。用水に木澤山あり、谷深うして所々に楯籠る用害多ければ百萬騎籠りたりとも其狭き事を不知、城中町屋の北に岩鼓といふ用害あり、城地より他所へ出る口三ヶ所有り、追手白井口市城とて彼所に岩井堂の用害有り、澁川箕輪へ出る口は柏原の用害、大戸口は手子丸の城、沼田口は横尾八幡の用害、大塚加べやの用害尻高中山の城、扱其外に武山、折田、仙藏、山田、桑田、高野平の用害、椿名山への口、山田澤川戸郷其外數ヶ所に用害有て究竟の勇士を籠置て勤番す。抑々此城と申は、永享年中尊氏公五代の孫鎌倉の公方持氏公、若君御誕生有けるに御嫡を八幡次郎殿、御二男を八幡三郎殿と申けるが惡き行ひのみせられければ執事上杉民部大夫行不見憲忠を誅戮せられければ家臣白井の城主長尾左衛門入道昌賢、忠節を以て民部大夫の嫡子顯定を守立奉らんとて此山城を取立顯定を奉り入れれば成氏公關八州の軍兵十萬餘騎を引率し諸方より押寄給けれども究竟の城郭也ければ數度の合戦に利を失ひ給けり。成氏公いらち給て多勢を以て取巻食責にせんとして重て五萬餘騎を被相加、都合十五萬の人數を以て山々々々尺地も不殘、稻麻竹葦の如く取圍み彼山城を守り居たり。昌賢は文武の達人なりければ聊も思慮に不及、四萬の山木根峠通りに越州より牛數千匹取寄せ、兩の角に松明をゆひ付て嵐烈しき闇の夜に諸方へ追出しければ此牛共、角に火付ければ動顛し寄手の陣中へ飛入、十文字に驅廻りけり。其時城中より昌賢下知して嫡子左金吾昌信、三男彦四郎昌明指添、八千餘騎を二手に分て押太鼓を打せ、おめささけんで押

寄ければ鎌倉勢猛勢と申せども此威に避易して馬物具太刀長太刀兵糧等に至る迄、皆小屋々に捨置て歩や跳の有様にてほう／＼命助り一軍にも不_レ及して十五萬の軍兵一夜に落てければ成氏公殘黨を集め漸く鎌倉へぞ御歸陣有けり。此威を以て長尾當國を討平げ、如_レ舊上杉の御家督成まいらせ、其身も白井に居住して一族悉く安堵し給けり。爰に哀を留めしは長田庄逢山の郷遠通寺に陣取給ける大森式部太輔は少年十五歳にて大手の責口請取給ひて長尾の家の子吉里金右衛門尉と忠度の橋にて暫く相戦ふ、夜中の事成ければ涙川を渡るとて吾妻川の落合へ馬を乗入、水に溺て失せ給ふ、遠通寺の住持此由を聞て川を下りて尋行けるが是も水に入て其行末は知ざりけり。此住僧大森式部太輔とは知音と云にもあらずして此人の溺死せるを尋るとて一命を失ふ事、何等の故を不知心得の違し事か。今土俗の辭に事理に違し事を遠通寺と申は此事よりぞ始るなるべし。抑此寺の由來を尋るに法然上人九代の弟子行學上人此地に來て一佛刹を開基し、淨土宗佛法流布の道場數年の星霜を経て退轉なき靈境、此兵亂の折に當て住僧溺死し、紺園長く鳥獸の跡のみ殘ると、申も中々をろかなり。吾妻太郎殿と申は、大織冠鎌足内大臣正二位、始て藤原姓を賜りける淡海公不比等より三代乙鷹公七代の孫二階堂遠江守爲憲東國下向有て武藏國を領じ給ける。此遠江守爲憲より五世にして維光の二男維元、始て吾妻郡を賜ひ太田庄に居住有て吾妻太郎と申けり。是より子孫代々吾妻郡太田、長田、伊參の郷を守護して繁昌し給けるが維元より四代の孫四郎助光の時に當て、承久三癸未年六月の亂に北條義時の催促に隨て宇治川の合戦に溺死し給しより吾妻家運に衰て主君をば太田の城に据參らせ、有か無かの様にして家臣大野越前、鹽谷日向、秋間三郎三人して領地を三つに分分して秋間三郎は太田城二の曲輪に居住し、大野越前は平川戸稻荷城に居住し、鹽谷は中之庄和利宮の城に住ければ三家の領地の如く見えたりけり。永享の兵亂の時は専ら地頭と聞えけりかゝりける處に文明の頃、由良信濃守國繁蜂起して兵亂の時、三家不和の事出來て及三合戰、秋間備前は大野に被_レ討て大野太田を領す、鹽谷は門葉廣ければ大野度々利を失ひけるが、爰に鹽谷掃部介藤原治秀は一人の息女を甥の源二郎元清に嫁して仙藏の城に居られけるが文明五年の春の比、夫婦確執の事有て忽ち離別しければ父掃部介腹立して追出されければ息女不_レ叶して大野の家に走入給けり。大野は戰の半也、天の與る處也と

て家子齋藤孫三郎、富澤勘十郎を召て此由角と被_レ申ければ蜂須賀伊賀に被_レ預て本城に新に座鋪を出來、奔走し給て其名をマロウト殿と申ける。此姫懐胎にてまし_レければ鹽谷が方へ知らしめんが爲に居城の追手の邊に産屋を立て大釜などを据置、誕生を待給ける、當る月に成にければ男子誕生、一門家の子喜悅して其名を一場二郎と名付たり。扱て鹽谷は息女を被_レ捕源次郎の子息も大野の家にて生れければ無力降參して幕下にこそ伺候し給ひけり。是より大野下野守義衡嫡子越前太郎憲直、一郡の地頭に成て一場次郎をば二男と稱し家臣齋藤孫三郎憲實、富澤勘十郎基康相添え守立ける、猶も鹽谷掃部介を誅せんとて鹽谷が一族蜷川、池田、尻高。家臣割田、佐藤、中澤等に内通して終に掃部介を誅し、一郡思儘に討平げ、源國繁公へ出仕して目出度家と榮けり。

去程に大野殿繁昌し給て岩櫃の城に居て齋藤、蜂須賀兩臣にて諸事執行しが、爰に先主吾妻太郎殿の門族に植栗河内守元吉とて太田の庄の内を領し大野の幕下に屬して有けるが聊の子細有て元吉退治あらんとて齋藤越前憲次に討手を賜りける。齋藤も大野に怨ある折柄なれば能き幸と思ひ居城岩下に立歸て家臣富澤但馬基幸に談合して植栗へ討手と稱して植栗が館へ寄たりけり。元より元吉も齋藤と近き一類也ければ元吉と一所に組して大野の館を押寄ければ思ひ不_レ依事成りければ大野は腹十文字に搔切り城郭に火を掛け門葉一度に焰の中へ飛入り失にけり。實次は岩下を引籠り鎌原、湯本、西窪、横谷、羽尾、浦野、蜷川、鹽谷、中山、尻高、荒牧、大戸、池田以下の人々へ以_レ使事の子細を被_レ述、今度子細有_レ之、主君大野殿を奉_レ討各我が幕下に屬し給かしと申されければ元より智謀の齋藤成ければ人々出仕して大將にぞあがめたり。岩櫃の城に移て岩下の城をば家臣富澤但馬に賜り、上杉々出仕を勤め繁昌の家と榮けり。

かへりける處に、富澤數多男子を持たり、老後又一人の男子を儲たりければ齋藤喜悅の餘りに富澤但馬を呼て其方老衰男子を儲し事、且齋藤家永く可_レ相續_レ瑞相なり、さらば名を改付らるべしとて狂にもてなし被_レ申けるは、老後の子成ければ重而又可_レ生事なし、されば富澤の子をとめたらんには其末はからさは成べし、名字を唐澤と可_レ改とて則ち唐澤李之助とぞ付られけり。扱又成長して文武智謀の勇士となり後、猿渡の郷を知行し

て彼所に住たりけり。夫より富澤、唐澤兩家に分て齋藤の老臣たり。頃は大永の時代なりとぞ承る、實次の嫡子越前太郎憲廣法躰して一岩齋入道とぞ申ける、次は息女にて大戸但馬守直樂齋入道の妻也、御子四人持給ふ長男太郎憲宗、二男四郎太夫憲春、女子は三島の地頭浦野下野守妻也、後に羽尾治部入道の妻と成給ふ、末子城虎丸、是は武山の城に被_レ差置ける。岩櫃の城山に植べしとて百姓役に家並に人別松を植させ、松一本に一錢宛渡し賜り、錢を以て松の員數を知り給ふとなん、凡十萬本に過たりけり。

沼田築城の事 附家傳

桓武天皇第五の皇子一品葛原親王に二人の御子有り、兄を高棟王と稱し、弟を高見王と名く、子孫は今の西洞院流是也。高見王の子息上總介高望王に始て平姓を賜り、子孫平氏として武家に下る。嫡孫清盛は悪行なりし故壽永元曆の間に頼朝卿興て門葉悉く滅び平氏斷絶す。高望王の已下二行不見爲道三浦長門守と號す、爲道八代の孫三浦景泰、上州利根_在を領して利根、薄根の兩川を前に當て沼田庄に構_二城郭_一住し給ふ。去れば沼田景泰とこそ申けり、沼田氏の元祖是なり。然_{已下}鎌倉北條九代之時分、諸國より大番役を勤たりと傳聞、其頃沼田八騎とて大番を勤られける。其人々には沼田上野介、發知薩摩守、久屋三河守、下沼田豊前守、岡谷平内、石墨孫三郎小川河内守、川田四郎幸清入道也。後醍醐天皇の御宇とぞ承る、大番役相勤ける賞として禁裡より拜領し給ひけるは、

沼田殿へは鞍鐙作り候圖御免許、代々作の名人故後に居城を鞍内と云り。
發知殿へは龍田紅葉一本在所へ持參いたし植置、天神の社を建られける、依て其所を龍田といへり。

岡谷殿は岡谷村守護不入の御綸旨拜領。
下沼田殿は子息に眞言宗の僧有により高野山北の坊清淨心院を下沼田氏にて末代迄住持職の綸旨拜領、今の世まで下沼田氏にて續_レ之來と云。

小川殿は馬燒金一本拜領す、いかなる病馬も此ヤキガ子をあつれば本復奇妙の器物也。

久屋殿は鏡な一挺は何の木を伐らんと思しに此ナタを當れば其儘倒れける器物也。
石墨殿は一年に二度花咲丹拜領也。

川田殿は一人の息女を持給ふ、其名を圓珠と申し歌人也。此歌を叡覽の願相叶、一首の歌を禁裡へ上る、
龍田山紅葉を分て入る月は

錦につゝむ鏡なりけり

此歌を叡覽有て

かみつげや沼田の中にまどかなる

玉の有とはたれかしらまし

と御製の御歌を被遊被下けると也。其頃天下不穩、諸國の國司下向也。上野國那波郡へ後醍醐天皇第六の皇子
成良親王征夷大將軍に任じて御下向也。其時沼田の守護には大友刑部太輔殿御下り有て川場の郷に座す。于今
屋鋪跡有り、大友ぬし觀音を御信仰に依て利根郡に三十三所の觀音を建立あり、館より十五町程有ける山際に
一字の御堂を建て館より廊下をかけ參詣すと也。此處を別所と名くると也。又鎌倉より惠齋禪師を招請し給て
青龍山吉祥寺を開基し給けり。御奥方も信心深く渡らせ給て大友ぬし逝去の後、青龍山境内に大智庵祐宗比丘
尼とて行ひすましておはします。其頃如意庵に觀世音を建て像の内へ佛舍利を籠られたり。則ち其像内に書付
有り、文曰

大日本國上州利根郡川場郷、青龍山吉祥寺境内之大智庵祐宗比丘尼、大友刑部太輔之御内也。安佛舍利於舍
塔、二六時中勤行禮拜無間斷、有時勸原吾命弗幾、後世真不具之者爲容易、如件思惟、而安修觀世音摩
訶薩埵之像、(覺堂曰、上文)靈驗猶如影隨形、一切所求速端成就、衆生信進共成佛。應安三年上章閣茂夾鐘十
五日、吉祥現住沙門大拙祖能巽記。

大日本國上野國利根庄青龍山吉祥寺如意庵、水晶兩壇如來舍利、安觀世音菩薩摩訶薩埵像、其數百五十粒。
伏願、此觀世音靈感如生、凡有所禱、如鏡現形、如谷答響、一々其所求、悉皆圓滿。應安五年歲次

壬子八月廿二日、吉祥沙門祖能謹誌。

(此處、關文あり)景泰、代孫上野介景康代に至り、長祿二戊寅年利根、薄根兩川の落合の岸、當郡惣鎮守武尊明神宮
社場、當國無双の地たるに依て社人、宮、高井但馬を招き城を築かん事を請給ふ。扱明神の社は根岸に
御建立有て城郭に築給ふ。依て明神の社跡に大石を殘し置き人民敬之けり。後に此石を指べがれければ、
忽ち罰當ければ殺生石と世の人申あへり。

沼田了雲齋入道御繁昌之事

永享十一年、鎌倉の公方威を失ひ給しより以來、都鄙不靜、就中關東大に亂て在々所々に片時も合戦止時な
し、上野介長忠の代也。法名は舒林院殿と號し文武の達仁也。武畧を廻し沼田近邊の城主を幕下に仕付給ひて
嫡子勘解由左衛門尉顯泰御代に至り利根、勢多、吾妻郡の内、須川の郷を限り中山、尻高、平方、米野、禰利、
黒川、深澤、五亂田の邊迄領地し給ひ、其内の城主皆幕下に屬し當國の管領上杉民部太輔藤原顯定に隨ひ井の
城へ出仕し給ふ。顯定公より御諱の字を賜り顯泰と號し、御奥は長野信濃守殿の御女也。御子數多おはしまし
けり。嫡子上野介殿は光源院義輝公の近臣に屬し、近江國にて領地を下賜り在京し給けり。二男三郎殿嫡子に
立給ひ平井へ出仕あり、上杉憲政公より一字を賜りて憲泰と申けり。十八歳の御時上杉の老臣群馬郡白井城主
長尾左金吾平昌賢三代の嫡孫長尾左衛門景春伊玄入道の御聲に成らせ給けるが無程逝去し給ける。三郎殿七
歳の御時御母公と老神へ浴湯し給し時、湯小屋の上巖に墨繪にて馬を被遊けるが其後近所の耕作を喰けるに
依て、農民有徳の僧を以て繫馬に書ければ其後は放れざると也、御入湯の時御母公讀給へる歌あり。

谷ふかみたえぬ松風波の音

只さびしきは老かみぞかし

三男六郎殿は野州佐野宗綱の御一族赤見殿と申は、顯泰の御妹聲にて御座す、御女子一人ましますにより御聲
名跡に六郎殿を立給けり。其時赤見殿より六郎殿爲其迎一家臣兵藤駿河守と申す侍、沼田へ被差越けり。四

男彌七郎殿御實名不知沼田倉内御城主にて前橋城主きたじゅう北條彌五郎殿の御智に成せ給けり。彌七郎殿其妹子一人御座しけるが長野信濃守殿御中立にて碓氷郡安中の城主安中越前守殿へ御祝言也、之を安中の御前と申す也。顯泰は入道し給て萬鬼齋と號し、彌七郎殿へ倉内、城を譲り給て御末子平八郎殿へ領地三ヶ一を分譲り、御父子一所に下川場の郷に御屋鋪を構給て隱居し給ひ是。彌七郎殿御童名を米童殿と申し是。三歳の御時吾妻郡須川、郷箱崎城に居給ける。其時池原と云所に諏訪大明神を建立し給ひ、別當に御茶坊主慶傳と申す者を山伏に被成けり。御陣の御供にも出たり、子孫光學院とて今に別當なり。

以鎌原忠節、信玄吾妻郡御手に入る事

信玄公は天文年中より信州へ出張有て、十六歳の御時平賀玄心法師を討捕、平賀の城を攻取給ひ、其より上州へ御手立有り、就中永祿の始より折々出張有けり。爰に清和天皇より廿八代の胤孫鎌原宮内少輔と云者有り、信州上州兩國の境、淺間嶽の麓三原、庄を數代領せし地頭なりけるが文明の頃より管領上杉民部太夫顯定公に屬し、關東に伺候しけるが天文年中より憲政威を失給てより所々の城主をばだち兵亂しければ大身は小身を掠ける折成れば其頃吾妻の太田、庄岩櫃の城主齋藤越前守藤原憲廣入道一岩齋、近邊を押領しければ彼が下知にぞ隨ひける。鎌原つらく世上の成行を見るに、信玄公追日威を振給ける、何卒幕下に屬せんと明暮時を待て年月をぞ送ける。幸ひ一家の幸隆本領に歸し小縣郡に住給ければ幸隆を頼んとて嫡子筑前守と相談有て此由を申されければ幸隆も不斜悦び、小諸の城主甘利左衛門尉こそ信玄公無二の臣也ければ左衛門尉を以て披露し給んとて信玄公の信州へ出馬を奉待けるに頃は永祿三年の春、信州平原に於て筑前守父子御禮し給ければ信玄公喜悅不淺して何とぞ計策を廻らし齋藤を討捕給かすと謂てければ且暮其謀を廻しけり。翌年十一月西上州へ出張の節、鎌原へ御出有り。

調署故其許時宜可然様に候哉本望候、此表追日任存分候、就中昨日高田降參、今日は休馬、明日向子國嶺可及行候、近日分人数其筋へ可遣候條、彌相調候様無油斷計策專一候、恐々謹言。

十一月十九日

信 玄(判)

鎌原此御書を謹て拜見して後、猶以て齋藤方へ不忠に見えければ憲廣入道も無覺束思はれければ同姓三原庄の内、羽尾道雲入道は鎌原と一族成りけれ共近年不和の儀有り、以羽尾鎌原を可討と評定し給て鹽野谷將監入道、羽尾入道兩手にて鎌原が館へ押寄合戦有けるが究竟の用害也、一族浦野下野守、湯本善太夫、横谷左近等身方をして横切しければ齋藤も不叶して憲廣は大戸眞樂齋を以て和談しけり。去れ共齋藤も鎌原に心を免す事成ければ鎌原も敬信して見えたり。何卒此度の序を以て謀を廻さんと思ひ齋藤が家の子、岩下の地頭富澤が惣領富澤但馬守行連と云者有り、是は横谷左近太夫が姉婿也。かれを以て入道の甥齋藤彌三郎に知音して入道に二心無き様にもてなし岩櫃を攻取べしと思ひ、彌三郎に申入ければ案に不違入道も心打解かりければ此儀は早々甲府へ注進せんとて、黒岩伊賀を以て密かに甲府へ注進しければ信玄公感じ給ひ御返札有り、

翰札披見、其谷之模様被申越候、何も不届無餘儀候、殊に密々之儀得其意候、然者早々著府待入候、委曲自甘利所可申越候、恐々謹言

六月二十七日

信 玄(判)

とぞ書れたりけり。黒岩此返札を被持て忍やかに在所に立歸ければ宮内少輔悦て黒岩が在所今井の郷に池川殺生一切免許し給てけり。長男筑前守を甲府へ參陳しければ信玄公喜不斜、種々褒美賜て齋藤が事一々御尋有り、さらば討手を可差向とて幸隆公甘利左衛門尉を大將にて御旗本檢使として曾根七郎兵衛、其外信州先方芦田下總守、室賀兵部太夫入道、相木市兵衛尉、矢澤右馬介、福津宮内太夫、浦野左馬允等都合三千餘騎、同年八月日付通而可考大戸口三原口兩手に分て押寄給ければ齋藤難叶と思ひけん、善導寺の住僧を以て降參を請給ければ人質を請取、一軍に不及歸陣有けり。

鎌原と羽尾合戦の事

爰に海野の末葉に羽尾治部少輔景幸と云者の嫡子羽尾治部入道道雲二男海野長門守幸光、同能登守輝幸とて無

双の勇士、殊に三男能登守は力萬人に勝れ兵法の達者也ければ中頃上原能登守と名乗、兵法執行にて帥たる士なりければ齋藤入道別而懇切有て情深かりければ兄弟も無二の臣にぞ屬せられける。有時羽尾入道岩櫃へ出仕し給ひければ齋藤越前守のたまひけるは去る秋信玄より討手を被_レ差向_一けるが、隨_二世習_一降參とは申つるが、偏に鎌原が表裏故なれば憤り止事なし、羽尾入道のてだてにて鎌原を討にしくあらじと被_レ申ければ、内々某も心掛たる處也とて永祿三年十月上旬羽尾入道道雲、海野長門守幸光、富澤加賀守庸運、湯本善太夫、浦野下野守、同中務太夫、横谷左近將監六百餘騎、鎌原が用害にぞ押寄たり。鎌原も兼而用意の事也ければ嫡子筑前守を赤羽根の臺に出し西窪佐渡守大將にて家の子今井、樋口を鷹川の古城山え差登せて其身は用害にぞ有りける懸る處に羽尾治部入道々雲、海野長門守一手に成て筑前守が控たる赤羽根の供養塚の邊にぞ寄たりける。互に火花を散し戦ける程に佛坂西川の池邊にて追返し逐戻し散々に戦けるが難所なれば大軍はならざりける。掛る處に大戸眞樂齋が加勢して舍弟但馬守に、手勢二百餘人相添、須賀香峠を越て狩宿へ寄ると告ければ鎌原も不_レ叶、さらば手立を廻し、先此度の軍を遁んと思ひ常林寺の住持を使僧にて降人に出たりければ無_二左右_一和談したりけり。此由信玄公へ注進有ければ齋藤と鎌原不和にして度々の兵亂、勿論小身の小せり合とは云ながら小事は大事の本也、此根元を尋るに羽尾入道領知を争ひ齋藤と不和の故也ければ以_二檢使_一御極有んに如くは無しとて、頃は永祿五年壬戌三月、甲府より三枝松善八郎、曾根七郎兵衛、信州先方室賀入道を以て境目御極有ければ齋藤も羽尾も喜悅不_レ淺して檢使は歸府せられけり。かく御極有ける處に羽尾入道數代相傳の領地古森、せきやの兩村を鎌原方へ御附有し事、鬱々難_レ晴とて此旨齋藤に申ければ、尤也さらば鎌原に可_レ申とて山遠岡與五右衛門尉、一場左京進を以て被_レ申たりければ一旦信玄公より御檢使を以て赤川熊川兩川の落合を限り御極め有ける上にかくのたまふ事は一家浮沈の安否也とて同年十月在所を拂て信州佐久郡へ一門悉退去す。此由又甲府へ注進したりければ信玄公より翌年三月廿利左衛門尉を以て、鎌原が許へ御書を被_レ下、信州にて領地をぞ被_二宛行_一ける。其文に曰、

就_二貴方進退之儀_一、齋藤越前入道所へ雖_レ被_二申届_一候、無_二承引_一之上、退_二在所_一信州へ被_二相越_一候上は、於_二

羽尾領_二相渡候如_一知行、聊無_二相違_一、以_二浦野領内_一可_二出置_一候、後邊も尚忠不_レ淺候間、不_レ思_二疎遠_一之段可_レ有_二廿利口上_一候、恐々謹言

永祿五年壬戌三月廿六日

信 玄(判)

鎌原宮内少輔殿

とぞ有けり。かくて鎌原が用害へは羽尾入道入替居たりけり。羽尾入道風流者にて常々赤根染の小袖を着して淺間山の麓モロジ野に遊獵し、或は加澤の湯などへ入湯し安樂にこそ暮しける。鎌原は小縣郡にて領地賜り安堵したりけるが羽尾が振舞を聞に付ても古郷へ歸らん事を且暮思ひ暮し、古郷の農民等の恩儀を被せある者方へ内通したりければ羽尾入道同年六月万座山へ浴湯したる由を告來ければ幸也とて幸隆公、彌津覺直、廿利左衛門尉より少々加勢を乞ひ故領へ來給へば羽尾は留主也、嫡子源太郎も岩櫃へ參りければ留守の者五六十人計也ければ鎌原水のドゥを越え堀厩の邊、廿利殿加勢は砂塚はふた坂の邊へ來ると聞くより早々城を明て逃去けり。一軍にも不_レ及元城へこそ入たりけり、所々を見るに羽尾入道貯置たる米穀兵具其外澤山ありければ羽尾衆我等待もふけの支度備るとて加勢の軍兵へ馳走して信州へこそ歸されけり。

羽尾入道此由を聞き只茫然として力なく、羽尾へ歸んも道を塞がれたり、又此儘にて有ならば敵寄來んは必定也、信州へ落んとて六月下旬万座山の湯を立て山越に信州高井の郷にぞ落たりけり。此由齋藤入道聞給て甲州加勢なき前に鎌原を可_二討捕_一、小勢にては難_レ叶、謙信公へ隨身せんとて長尾左金吾入道へ善導寺の住僧、同苗彌三郎、唐澤全之介を以て此由斯との給ひければ一井齋聞て願所の幸也とて則ち越後へ中山安藝守を以て可_二被_一露_二と有ければ中山よりは家臣平方丹波を以て申述たりけり。謙信公も御喜祝有て齋藤方へも御書を被_レ遣ければ齋藤も早速出仕奉_レ願といへども、兵亂の中なれば自身不_レ叶して甥の齋藤彌三郎、富澤但馬守を以て權田作り矢根千、熊皮二枚差上御禮相極る也、使も御褒美として白布廿反宛拜領したりけり。かくて羽尾入道は數月信州高井野に居たりけるが何とぞして古郷へ歸んと計を廻し鎌原が老臣樋口と云者有り、かれは羽尾にも親類也ければ渠が許へ内通し鎌原を誅せんに於ては鎌原一跡を可_二宛行_一と云遣りけり、齋藤入道も海野長門守を以て

此旨を申されければ欲心に義理を忘れしものなるべし、樋口此儀同心して高井野へ申けるは万座山に大雪積れば叶まじ九月中旬に出馬し給へかし、さらんに於ては寺場に陣取、先勢を門具を下りて向給は、是は西窪が可防、干又通に米無山へ打登り大前を出給べし、中城外城兩所には嫡子筑前守居て中々可寄便なし、大前へ働給は、宮内自身可出向、其時我も供すべし、宮内は常に黒成馬、吾はあしげの馬に乗て可出、黒成馬を目掛て鐵砲にて討給へと堅く約束相圖を極めければ案の如く羽尾入道、高井野より加勢有て其勢五百餘人、同年九月上旬、万座山越て干又、米無山に陣取て見えければ宮内家臣樋口大將にて其勢二百餘人、鐵砲の上手十人召連前後に之を圍ませ大前表へ發向す。鎌原は黒成馬に銀幅輪の鞍置せ、黒糸威の鎧着、同毛の五枚胃の緒しめ、三尺五寸の熊皮の尻鞆、二尺七寸の討刀、十文字鎗横たへ、重藤の弓持出けるが鎌原が運の續べき瑞相にや用害を出て鳥居川を渡る時、乗たる馬前膝折て伏ければ此馬は足立惡とて樋口の乗たる芦毛の馬に乘替たり。樋口も流石其時に至ては辭退せんに力なく、乗替てぞ供したり。敵は大前の上原に扣ておめさければ樋口兼て相圖の事也ければ鐵砲の音しける度毎に今ぞ最後と思ふに依り、さながら進む氣色なし。爰かしこにて猶豫して扣ければ鎌原には一町斗は引下りたり、羽尾此由見るよりも樋口は内通の者なれば跡に扣て不進、高井野山中にて下はりを撃つ獵師有り、渠を頼て來りければ相圖の敵を一鐵砲にて討捕んとの儀なりければ獵師物蔭に狙ひ寄て撃ける程に無さん也樋口の胸板打抜て遙に見えたる郎徒一人、頭をすと打抜れ犬居にどうと伏たり、羽尾此様を見て大將は討れ郎徒の樋口は身方なれば子細は無きぞ者共とて弓鐵砲も袋に納め、辨當を取出させ酒盛せんと悅ける處に、鎌原は無恙ければ一度にどつと押寄ければ案に相違して見えける所に草津の谷より湯本善太夫、浦野義見齋、鎌原に合力せんと……石津の邊より寄來りけり。善太夫が嫡子湯本三郎右衛門と云者は其頃羽尾入道に屬しけるが日頃羽尾に恨深ければ心變りして鎌原と一所に成り、羽尾入道不叶して只一騎、川に付て漸く平川戸にぞ落行たりけり。高井野の加勢はほうくの躰にて野暮山くれ知ぬ山地を迷ひ出て日數七日十日にて古郷にぞ逃歸けり。此由甲府え注進せられければ齋藤も謙信に屬する由なれば小勢にては難叶、加勢を可被差加、兵糧は小縣より可給とて禰津、芦田、甘利衆番也、鎌原、長野原二ヶ所の用害にぞ被籠置

けり。兵糧は幸隆公より口口催合を取て續け賄はれけり、其時幸隆公へ御證文有り、其文に曰、

鎌原宮内少輔俵物一月廿五駄ノ分、無相違可勘慮者也、仍如件

永祿六年癸亥五月三日

信

玄(龍の御朱印)

如此御評定有て、鎌原宮内、同筑前、西窪佐渡守、湯本善太夫、齋藤入道と挑合てぞ居りけり。其頃横谷は齋藤が味方也けり。

長野原合戦之事

永祿六年九月下旬の事也けり、長野原の用害には幸隆公の舍弟常田新六郎大將にて湯本善太夫、鞠子藤八郎。加勢は芦田下總守の手の者、依田彦太夫、室賀兵部太輔手の者、小泉左衛門勤番なりけるが齋藤越前守は白井より加勢を請ひ、齋藤彌三郎、羽尾入道、海野能登守大將にて植栗安房守、荒牧浦野中務、齋藤宮内右衛門、富澤豊前、蟻川源次郎、鹽野谷將監入道、割田掃部助、富澤勘十郎、横谷左近、佐藤豊後、割田新兵衛、唐澤奎之助、同右馬介、加勢には白井八郎、神庭三河入道、牧六郎、相隨侍には野村靱負、飯塚大學之助、村上奎之助、大島式部、石田勘兵衛、都合其勢八百餘騎、齋藤彌三郎、鹽野谷將監は暮塚を歴て白井の加勢二百餘騎、都合三百餘騎、小雨川を打渡して湯窪の邊を押し寄たり。追手は羽尾、植栗、五百餘騎、大城山を駈上て用害を見下し相圖の具を吹立、鯨波をどつと作り鐵砲を打懸ける程に城中には民農業の時分なりければ在家に下りて小勢なりければ次川、琴橋兩所の橋を引て防ければ大城山より材木を伐込、次川を一時に埋め陸路にしておめいて懸りければ大將常田こらへ兼ね自ら諏訪明神の前に出向て防けるが羽尾と相戦て終に討れ給ひけり、究竟の用害なりけれども大將討れ小勢也、難所の事也ければ鎌原の勢加勢も不及ければ夜中に用害を忍出で鎌原の城へぞ集けり。羽尾喜悅して則ち用害に入替てこそ本領を押し領しけり。此由甲府へ注進したりければ其頃越中駿河へ御働有ければ御加勢も難叶、空しく月日を過し行けり。

齋藤入道没落並沼田勢加勢之事

永祿六年癸亥八月下旬の事成けり、齋藤越前入道一門家の子を集め評定しけるは、去る頃より羽尾治部入道と鎌原と不和の後は甲州へ鎌原忠節ありければ大戸浦野も其振見えければ沼田万鬼齋、同三郎憲泰と和睦して加勢を乞ひ鎌原を退治せんと思は如何にと申されければ一統に同心して中山安藝守を以て沼田殿へ被_レ申ければ泰公同心し給てけり。鎌原宮内少輔此由を聞て眞田一德齋入道幸隆公を以て甲府へ注進せられければ速に誅罰有んとて眞田へ下知有て甲府より爲_レ檢使幸隆公の三男武藤喜兵衛尉昌幸公、三枝松土佐守小縣に着陣す、大將は一德齋、相隨ふ人々には矢澤右馬介、常田新六郎俊綱嫡子源太左衛門尉信綱、禰津宮内太輔元直嫡子長右衛門尉利直。海野の家子小草野孫左衛門尉、相木市兵衛尉、芦田右衛門佐、鎌原宮内少輔嫡子筑前守、湯本、西窪、横谷都合三千餘騎を二手に分ち、横谷雁ヶ澤口、大戸口へ押寄せ、大戸口は禰津、芦田、矢澤被_レ向けるが大戸眞樂齋舍弟權田の地頭但馬守を以て人質を出し降參す。かゝりける所に沼田三郎憲泰公此由を聞召し給ひて舍弟沼田彌七郎朝泰を大將にて山名信濃守、發知圖書介、下沼田道虎入道、名胡桃の鈴木右近、其外、師大助、山名彌惣、西山市之丞、鹽原源太左衛門、原澤惣兵衛、増田隼人、根岸左忠、小野、廣田、深津、眞下小川の一族都合五百餘騎、永祿六年九月上旬沼田を立て岩櫃に着陣す。白井城主長尾左衛門尉憲景も合力有んとて家老矢野山城守、牧彌三郎に二百餘騎を指添て同岩櫃に着陣す。越前入道不_レ斜悦て甥の彌三郎則實に家子富澤但馬、同勘十郎、同伊賀、同豊前、同又三郎、蜂須賀伊賀、一門には中山齋藤安藝守、尻高左馬之介、荒牧齋藤宮内右衛門、其外鹽谷源次郎、蟻川入道、佐藤豊後、其勢三百餘人、沼田勢と合て八百餘騎、雁ヶ澤口へ被_レ差向。大戸口へ次男齋藤四郎太夫憲春、富澤但馬、唐澤李之助。一族には植栗安房守元信、外様には中澤越後、桑原平左衛門尉、同大藏、二ノ宮勘解由、割田新兵衛尉、同隼人、鹿野右衛門佐、茂手木三郎左衛門高山左近、富澤主計、井上金太夫、神保佐左衛門、川合善十郎、高橋三郎四郎、伊與久大五郎、荒木、小林、關、田村、一場左京進以下都合八百餘人、白井勢と合て一千餘騎、其外一ノ宮首宮、鳥頭岩つゝみ、和利宮神

主川野、片山、高山、小板橋神主等に至るまで此度の御大事に御供申さんとて一類を集め百餘人、同年九月十五日辰の一天岩櫃を立て仙人が岩の南なる手子丸の城へ寄たりけり。眞樂齋手の者加邊鐵砲を打掛ければたやすく可_レ寄様もなく猶豫して見えければ禰津、矢澤、芦田、常田の人々軍兵を率ゐて榛名山居鞍ヶ嶽を越て山上より眞下りにおめいて懸りければ齋藤、案に相違して山上より責られ不_レ叶して策を討て茶臼の橋の邊、郷原の十二神の森、志戸生、梅ヶ窪に引退く、雁ヶ澤へ被_レ向ける人々には難所なれば爰かしの山々谷々に扣居て寄來る敵を待掛たり。幸隆御父子無双の勇士にて座ければ長野原にて御評定有けるは、信州の大手なれども憲廣入道難所を頼て一門家老の者を以て可_レ防、大戸口は子息四郎太夫を可_レ差向、こなたより一手に寄ん事詮なしとて嫡子信綱公、三枝松土佐守、五百餘騎にて火打ヶ花高間山を越て涌水、松尾の奥、南光の谷へ寄られける。三男昌幸公は赤岩通ずを暮坂峠を越て折田、仙藏の城へ取詰給ける。城代佐藤將監入道、富澤加賀降人に成て人質を渡しければ昌幸公より西窪治部、川原左京を被_レ入置けり。唐澤李之助は女房子息お猿を伴ひ八尺原にて御禮申けり、此お猿後に玄蕃とぞ申ける。此よし父幸隆公へ御注進有て其身は有笠山に出、山取文軍の様を遠見し給ひける。武山の城には一岩齋の末子城虎丸は生年十六歳にて一族池田佐渡守重安付參らせて勢をも不_レ出鳴を靜て籠城す、かくて幸隆公は林の郷諏訪の森に本陣をすへ有て、先陣鎌原宮内少輔父子、相木市兵衛尉、小草野孫左衛門、湯本善太夫、横谷左近入道、走向申けるは吾妻第一の難所なり其上無双の城郭成ければ力責には難_レ叶、知略を以て討給かしと申ければ一德齋入道御父子御工夫有て諏訪の別當大學坊、雲林寺の住僧を以て善導寺へ内通して和談の儀を被_レ調ければ住持此由を越前入道へ申ければ内々今度の企は大戸、浦野、鎌原を退治せん迄の儀成ければ信玄公に御恨なしとて此儀相調。鎌原、浦野、大戸も和談して仙藏の城を御返有て大戸、鎌原、浦野が人質は齋藤へ相渡し、人々歸陣と風聞しければ人質をば甥の彌三郎に預け置、沼田、白井の加勢も皆々歸陣せられければ鎌原岩櫃に伺候し入道に遂_レ對面、一禮して扱彌三郎に細々と一禮して其夜は彌三郎が館へ一宿し彌三郎が機嫌を伺ひ、私に云けるは貴方多年の懇切不_レ淺候處、讒者の爲め近年隔心に候也と終夜酒宴し語りければ彌三郎も打解たりと見て、鎌原私に申けるは信玄公多年入道殿に御意恨有け

れば終には多勢を以て御誅罰有ん事踵を廻すべからず、されば貴殿今度の序に返り忠し給ば當郡安堵し給ん事疑なし、左あるに於ては眞田を以て忠信申さんとて懷中より熊野牛王に起請文書たるを取出し彌三郎に見せければ、大欲の者にて主従一族の縁を忘却して忽ち心變りし、起請文を以て鎌原と一味して家子家老の人々まで大半心變したりけれども海野長門守幸光、同能登守は如何有んと無_レ覺束_二處_一に、幸隆公より海野左馬允を以てひそかに兄弟の許へ被_レ申たりければ、本より御一門の事也ければ同心し給ける。海野兄弟は齋藤入道重恩の人也けるにかく心變りは有まじけるに、去る十二月晦日に能登守慈愛の年少き女の身まかり善導寺へ送らしむ、然れども越前守大手の門に門松を立置ければ歳末祝する折なれば門番の者之を見て松の中をば通すまじと申し此由能州に告ければ能登守元來心剛者なれば聞より立腹し自ら門に出て門松を引破り死骸を通しける、番の者此旨入道へ訴けれども流石能登守なれば子細は無りけり、左れども入道心底に籠たり、能登守も不快の事也ければ正月二日本城に出仕して年始の禮儀を逃ければ入道も盃持出しけり、其時能州いかに入道殿某は舊冬珍敷刀を求得たり、是御覽候へとて氷の如なる刀を拔出しければ入道氣色悪く見へたりけるが入道さらぬ鉢にて一見し座鋪の輿にもてなし其座は頓て退出す、夫より互に不快にて兄弟に心を付、隔心にこそ成にけれ、隙を窺ひ岩櫃を責取、武田へ忠信せんと思けるが時を待所に此陣出來、究竟の時節と悦て矢澤綱隆、同苗左馬允に内通して幸隆公へ返り忠をせしと也、幸隆公時日を不_レ移出馬有_レべし、我等兄弟齋藤彌三郎同心の上は連判の起請文を以て申べしとて同九月十五日に鳥頭の宮へ參詣と稱し、首の宮別當専藏坊、鳥頭の神主大隅大夫を語らひ海野長門守兄弟、齋藤彌三郎、植栗安房守、富澤但馬父子、唐澤奎之助、富澤加賀守父子、蜂須賀伊賀、浦野中務太輔、連判の起請文相調、矢澤薩摩殿方へ指遣しければ幸隆公披見し給ひて同年十月中旬、嫡子源太左衛門信綱、武藤喜兵衛尉昌幸公、矢澤薩摩守綱隆、三枝松土佐守重貞、同苗兵部信貞、鞠子藤八郎、室賀兵部太夫義平、禰津美濃守信直、小泉芦田の一黨、海野左馬允、鎌原父子、西窪治部、同藏千代丸、湯本善太夫、同三郎左衛門尉、横野左近、浦野義見齋、其勢二千五百餘騎、追手搦手二手に分て此度雁ヶ澤口へは懸り給はず信綱義平重貞二千餘騎を率ゐて暮坂越に寄られたり、是は沼田、白井の加勢を押へんとの事也けり、綱隆、昌

幸公纔に五百餘人引率して大名より寄られける。眞樂齋兄弟も二百人程率ゐ、須賀保峠丸屋の用害の邊に出向て此勢を合て七百餘騎、三島越をし給て類長ヶ峯大竹に陣取給ふ、大戸は案内者也ければ萩澤の邊に陣取、是は三ノ輪の加勢を押して也。大戸但馬守は權田政重が鍊えたる矢根二百宛兩大將へ捧て御禮す、鍛冶湯淺對馬も矢根十宛進上して御禮をぞしたりける、此鍛冶後には信玄公より御扶持を賜也。かくて齋藤越前守憲廣は敵襲來と聞き一門家老の人々會合評定有て海野兄弟は心替りと覺たり、渠が人質取んとて兩人の妻子を捕て甥の彌三郎に預られたり、大手番匠坂をば甥彌三郎、植栗河内守、富澤加賀、唐澤奎之助、三百餘騎にて堅めたり。切澤口をば富澤伊豫、蜂須賀伊賀、佐藤入道、有川庄左衛門、川合善十郎、鹽谷源二郎、二百餘人にて固めける。岩つゝみの出城には嫡子越前太郎、尻高原二郎、神保大炊介、割田掃部、有川入道、佐藤豊後、一場茂右衛門、全太郎左衛門尉、首藤宮内左衛門、桑原平左衛門、田澤越後、田中三郎四郎、三百餘人敵の寄來るを遠見して居たりけり。居城をば海野長門守、同能登守、其子中務太夫、獅子戸入道、上白井主税介籠り居て寄來る敵を待居たり。兼而入道被_レ申けるは此城と申は近國無双の名城、百萬騎にても容易可_レ寄様もなし、此度は籠城して敵寄來らば弓鐵砲にてあしらい、木戸を開て戦ふべからず、然ば近國の敵退窟して障有ん、其時城を拂て討て出て眞田兄弟討捕、會稽の耻を雪んとて評定一決して靜り却て籠城す。大手の大將彌三郎敵方へ内通せんと思へども四郎太夫憲春、諸方の口々走廻り下知し給ければ其調儀も不_レ成して空く日を送りける。一岩齋彌三郎を召ての給けるは敵方より不_レ寄來_二鎮りかへつて居る、甲府の加勢を待らん、如何ある、其様を忍を入て見せよと有りければ角田新右衛門と云忍者の上手にて有ければ彌三郎究竟の折也と悦て細々と角田にこそ申させける、是ぞ入道殿運の盡たる處也、新右衛門大竹の陣所に懸入、齋藤が直筆の書狀取出し鎌原に近きかくと語り、宮内少輔綱隆公悦て此由を昌幸公へ被_レ申ければ昌幸公祝着不_レ斜、角田を呼出しの給ひけるは此度の忠信無比類_二次第也、其方は城に歸り長門兄弟へ談合し居城の曲輪へ火を附よ、其時諸手より寄べしと相圖を定め角田には金子十兩賜り神妙也_一と御譽有て一岩齋を討取ば一廉知行を申成し得させんと被_レ申ければ、角

田は悦喜限り無く城中へ立歸り彌三郎に斯と語り海野兄弟に示合て同十月十三日の夜半斗に入道の居館の守殿に火を掛ければ、入道大に驚き女房達を始として上を下へ返しければ大手搦手一度にとつと押寄、間を上ければ家の子家老の人々海野兄弟心變の事也ければ彌三郎居城天狗の丸に差置ける人々の人質を相伴ひ人を附て善導寺へ隠し置、其身は大手に立向、木戸を開て招入、先陣矢澤、鎌原、湯本、西窪、横谷、小草野新左衛門尉など一手に成て二の門に寄たりけるに鎌原宮内木戸を乗越て郎等黒岩を伴ひ押入ければ一岩齋父子彌三郎はいかに、長門守兄弟心變也、あますな討取れと下知せられて山遠岡與五左衛門、川合善十郎、一場右京、上白井獅子戸入道、湯本左京之介、同金藏、高橋一府入道に下知せられけるが本より彌三郎歸り忠の事也ければ耳にも不聞入、越前入道殿を目懸采配を振掛、をめて掛りければ四郎大夫手鍵提かゝりければ矢澤此様を見給てあますなとて不動の谷の南の野場にて相戦、四郎大夫を討取給ふ、入道此由を見て言甲斐なき彌三郎也とて燒崩たる居館に歸り腹を切んと給けるが嫡子太郎殿出丸より歸來て是は勿躰なき御事也、我等防ぎ申んに一先越後國に落給ひ景虎卿を相頼、一度御運を開きあれかしと云捨て大長刀水車に廻し富澤藤若、秋間五郎、齋藤無里之介、佐藤半平、鹿野介五郎、浦野左門、福田久次郎、善導寺の番僧傳浦、林覺、林清御供にて大手搦手の敵押拂給ける。今朝迄二千餘有ける兵も其日の未刻斗には二百餘騎には過ぎりけり、左れども無双の城廓なりければ輒く可寄様もなし、爰彼に寄たりけれども山上より大木大石投懸けるに依り流石の眞田勢此勢に避易して川向へぞ引退く、かくて其日も晩景に及ければ御父子一所に集り武山に引籠り城虎丸と一所に越州へ落給んとて殘黨を集て百餘人高野平野の郷の谷に下り給て見給に爰は眞田兵部殿の手の者深井三彌、田澤主水、林新左衛門、小池太郎左衛門杯落人を見て居たりければ不叶して夫よりかつ馬が嶽の麓細尾の谷に掛り、こさふ丹下越をし給ていなまみ山の麓木根宿峠を越給て越後國山中にぞ着給ける。爰に四万谷喜美野の尾の住人山田與惣兵衛と云し者は此時病氣にて不出合事、數代入道殿の御恩賞忘たるに似たり、山中を越州へ落給ふ由を聞てせめて山路の見送せんとて、おくれ走に御跡したひ行けるが病人の事也、山中の事也ければ岩櫃を落給

て三日の午刻斗に越後國魚沼郡長尾伊賀守領分嶋ヶ原に着給て辨當取出させ休息し給し處に追付て此儀を述べいづく迄も御供申とありければ入道殿涙をはら／＼と流し、數代恩賞の一門家子郎等心變りしける時に其方杯は外様と云、左迄の恩符も不_レ行に是迄の志、申すに辭なし時あらば又も逢見る事有ん、扱武山に殘し置し城虎丸、如何成ける憂目にか逢んずらん、行末を萬事頼むとの給て御盃を賜りける。齋藤被_レ申けるは壽永の頃源平兩家の戦に齋藤別當賞盛北國に下りし時、古郷なりければとて錦の直垂を賜り鬢髮墨に染、手塚太郎と引組て討死し名を本朝に揚たりける、我も元は越前の者なりけるが此度北國に落ける、言甲斐なき有様哉と双眼に御涙を浮べ給て末行の刀を山田に御形見とて賜ひ、妻有の庄にぞ落給ひける。

加澤記卷之二

羽尾入道没落之事

永祿六年十一月の事也けり、雪厚深に降り積り、人馬の通もなかりければ羽尾入道心易く思ひ月迫の事成ければ加勢加番の者共皆々在所へ返し手勢五六十人には過ざりけり。鎌原此隙を伺ひ此度羽尾を討にはあらしとて甘利禰津の手加勢の侍同心して其勢三百餘人、十一月廿七日の夜半斗に羽尾が館へ押寄、鯨波をどつとあげたりければ入道驚騒いて取ものも取あえず妻女召連ち立にて夜半斗に用害を逃落、須賀香股峠へ懸り落たりけり。雪は深し嵐は烈しくて峠にて手つゝを雪にやきもがれから、命助り大戸が館にぞ落たりけり。岩櫃へと心懸たりけれども横谷も鎌原と一味してければ不叶とぞ聞えけり。

吾妻郡守護並岩櫃城代之事

齋藤越前守藤原憲廣入道一岩齋嫡子同越前太郎憲宗二男四郎大夫憲春追討之次第、幸隆公御父子三枝松土佐守室賀山城入道、禰津宮内大夫、矢澤薩摩守會合有て幸隆公手書に被連ける徳藏院と申山伏を召て一々に記之、甲府へ注進し給ければ信玄公喜悅不淺して吾妻の守護には一徳齋入道、城代には三枝松土佐守、鎌原宮内少輔湯本善大夫、扱齋藤が一族齋藤彌三郎、植栗主計、浦野中務太輔、富澤但馬、神保、唐澤奎之助、佐藤、有川、鹽谷、川合、一場、蜂須賀、伊與久、割田、加茂、亘、鹿野、荒牧、割田、二ノ宮、桑原等の者共は眞田へ御預ケ有て本領を安堵して各岩下の郷にぞ被差置ける。唐澤奎之助は最前抽諸人、昌幸公を忠信有ければ本領十七貫文外所々にて知行賜りける。かくて鎌原湯本方より彌三郎還忠の事兩人隠密申定候所追而甲州へ眞田信綱室賀入道を以て申されければ一紙を以て御感状を被下ける。

齋藤越前入道逆心之企之處、各忠節岩櫃乗執條寔無類候、近日可納馬候間彌三郎還忠之事可申付候可心易候
委曲從室賀所可申候仍如件

永祿六年壬亥十二月十二日

信 亥 在判

今度之忠節衆
此感狀鎌原宮内少輔に賜りけり。明れば永祿七年甲子正月の比、齋藤が門族忠信の族妻子を人質に出して本城に被入置けるが諸國亂世の中成ば此城に被差置候儀無覺束とて鎌原筑前守を以て甲府へ被注進ければ神妙也とて御書を被下ける。

岩下之人質迷執之三枝松土佐守有談合被勤番之由祝着に候、如申越候究竟之人質に候間齋藤彌三郎に加下知急度此方え可召寄候、然者從最前其方忠信無比類候、猶以甘利左衛門可申候、恐々謹言
追而眼病氣故用印判候

永祿七甲子正月廿二日

信 亥 朱印在

かくて鎌原宮内年始之爲ニ御禮ニ長男筑州甲府を參府を遂げ熊皮五枚進上し御禮申上られける。湯本善太夫え白根硫磺五箱指上御禮す。此時安堵の御書をぞ被下ける。

於三原渡候先約之地、齋藤押領之間不及了簡至信州海野出替地儀此度齋藤逆心所帶沒收條、任先般旨從赤川南貳百貫文之所、無相違可被致知行候恐々謹言

追而口川赤川之落合より南之儀去壬戌年以檢使如相定不可有相違候山之事も同前

永祿七甲子二月十七日

信 亥 在判

於本領草津谷取來候通羽尾領内立石長野原之分先約之地合百七拾貫文之處無相違知行可被領候

追而草津之内之儀も前々之通候已上

永祿七甲子二月十七日

信 亥 在判

湯本善太夫殿
海野長門守兄弟の妻女、齋藤彌三郎妻女、富澤但馬妻子、植栗相摸娘、唐澤李之助二男お猿等の人質甲府へ被召寄、下曾根岳雲軒に被預ける。齋藤彌三郎には吾妻郡の内齋藤入道藏入之内五分一、本領川戸上村に差添被下ける、其外は本領安堵して居たりけり。海野兄弟は眞田を御預け有之信州佐久小縣兩郡之内在々上り地少々宛行けり、猶も齋藤城虎丸は家臣池田佐渡守、同甚次郎付從、以て蟻川式部、山田與惣兵衛、割田下總、鹿野大介、植栗主殿介無二の臣にして中山尻高與力して越後へ忠信して立籠りけり。一德齋入道不易思召て數度の合戦止事なし。此由謙信公開召て川田伯耆守、栗林肥前守を以て出張と聞えければ甲府へ注進有ければ信州水内郡川中嶋の城主清野刑部左衛門尉、甲府より曾根七郎兵衛尉を被差向ける。清野を被下ける御書有り、其文に曰

越後衆至沼田出張之由に候、依之從當國は曾根七郎兵衛立遣候、早々長野原邊に着陣、一德依差圖岩櫃を可被相移候、抑其方事近日奥信濃より歸陣 無幾程如此下知之條寔雖憚入候急速出陣、偏に可爲ニ忠信ニ候恐々謹言

尙々敵出張之由、有無共眞田迄可被聞届候已上

甲子三月十三日

信 亥 在判

清野刑部左衛門尉殿
去程に清野曾根千餘騎にて岩櫃を着陣す。武山の城を栗林肥前守、田村新右衛門尉加勢して其勢如雲霞見えたりければ永祿七年三月下旬、成田原三の原に於て合戦有けるが、晴信公甲府を御立有て上州南牧よじ峠を經て箕輪に着陣と聞えければ武山の城へ引籠て軍を上て籠城す。其比大戸浦野も箕輪にて御禮相濟ける、鎌原も

輕井澤驛へ以使者申上げれば則ち御書を被下ける。

御方口浦中忠節感入候、仍敵地之麥作悉蒞執、和田天引高山を籠置、倉賀野諏訪安中之苗代權拂、其上武州本庄久々口と一放火内々暫雖可立馬候、從最前此度は如此之行之外不可有別條之旨存候、殊民農務之時候條來月下旬早々爲可出張今日平原迄歸陣候、就夫其地之番勢浦野禰津真田之衆申付候、先爲口番常田新六郎小草野孫左衛門、浦野左馬允以下相移候、委曲甘利可申候恐々謹言

永祿七年甲子五月十七日

信 女 在 判

鎌原宮内少輔殿

かくて武山の加勢と一井齋と一手に成て岩櫃を責とて評議區々之由、幸隆公聞給て最前箕輪へ白倉武兵衛を以て被申けるが加勢をば被附たり。加勢に安中越前入道三河衆三百餘騎五月下旬着陣す。猶此事謙信公聞玉て柴田右衛門尉、藤田能登守二千餘騎を差添、木の根峠越三國峠には清水の邊に着陣すと聞えければ後番之眞田信綱手勢五百餘騎率ゐ、先陣川原左京、丸山土佐守に二百餘騎相添、朽葉四方の大旗に六文錢の紋書を眞先に進ませ岩櫃の城へ不入して澤渡伊賀野山に陣取給ける。禰津元直は五百餘騎を隨て先陣家の子田澤兵衛介、加澤出羽、別府若狭。後陣は嫡子利直二百餘騎にて水林興七郎、藤岡左中、白石兵庫を指添、都合七百餘騎岩櫃に着陣す。口番勢幸隆公の勢地衆を合せ三千餘騎雲霞の如く集て寄來る敵を待玉ひける。かゝりける處に池田佐渡守父子降人と成て出、主君齋藤をもち立申が爲め只今迄敵と成候也、城虎丸御助けあらんに於ては無二の忠信仕と植栗を以て幸隆御父子を申されければ子細なしとて人質を請取和談し玉ひける。かくて信州寄手の人々清野曾根の兩將も歸陣せられければ其年は靜謐にて暮にけり。

武山合戰齋藤越前太郎並城虎丸兄弟最期之事

齋藤越前太郎憲宗は去る年北國を落て長野伊賀守を相頼、魚沼郡早川の郷に居住し給けるが一度故郷に本意を遂んと企て長尾栗林兩家少々加勢賜り諸浪士を招集て五百餘騎を引率、永祿八年十月下旬武山に着て舍弟一所に成て一井齋の加勢を請ひ中山尻高小川赤松可遊齋合力して其勢二千餘騎にて同年口月旗を揚たり、岩櫃には不思議事也ければ上を下へと返しけるが幸隆公信綱公兄弟武略の大將なりければ物ともし給はず、城を堅く守らせて、富澤但馬入道、唐澤李之助、植栗安藝守を以て武山へ被申けるは太郎殿近年北國にまし／＼の由内々晴信公へ申なし一度御本意を遂させ申上、當城に残る御一族にも申候を自去去年一村上と相戰本國を没落し當國長野の庄に浪人して吾身を不顧候也、此度和談相調甲州へ申成し矢澤殿鞞に取結、本所に返し申さんと細々と申されければ太郎誠と心得て無左右和談を被遂、加勢の武士歸し給て平に人質取かわしければ池田佐渡守重安を招給て幸隆公被仰けるは齋藤の家の子郎等重恩の面々不殘心變り有けるに貴方父子今年に至まで彼末子をもち立けるこそ武士の本意也、然共齋藤逆心に付晴信公御憤深ければ子孫終に御誅戮あらん事疑なし、貴方は元來楠正成之末孫たり隨世の習成ければ齋藤の下に住給ふ事也、我に同心有て甲府へ忠信の臣に成給へかし、然ば領地永く無相違の旨信玄公御證文を申下し參せんと被申ければ池田同心也、則ち甲府へ此旨注進有ければ池田に安堵の御證文を被下ける。

其方至今日武山城に籠り齋藤守立之旨寔無比頼心底感入候、然者此度以眞田當家可有忠信之旨神妙之至り彼地本意に付は本領山田郷百五拾貫文、右如此可被宛行猶依戰功可有御重恩之旨被仰出者也仍如件

永祿八年乙丑十一月十日 信玄御判

甘利左衛門奉之

池田佐渡守殿

去程に池田父子武山を引拂、岩櫃を參りければ齋藤兄弟無力白井沼田の加勢を請ひ有無の合戰可、遂とて思立給ける、此由一德齋入道聞給て不_レ移_二時日_一鎌原湯本西窪横谷植栗大戸浦野池田富澤唐澤蜂須賀を先陣に先掛として自ら三百餘騎引率して黒糸威の鎧、鍬形打つたる甲を着、三尺五寸の太刀をはき十文字の鍔提げ荒井黒と名付たる名馬に白幅輪の鞍を置、丸山春原川原矢野小草野新三郎、上原座村の宮下山越深井原石田高井鹽野川合山岡富澤一場高山桑原中澤等前後を圍てみの原のこなたなる仙藏の用害に懸け上り軍の下知をし給ける。

齋藤兄弟も城を拂て六百餘騎五反田の臺に押寄相戰。かゝりける處に西窪治部左衛門先陣に駒駟出し、齋藤が先陣秋間備前大野新三と相戰、秋間を討取をさへて首をかきければ早川源藏百餘人にて西窪を取籠、終に西窪被付にけり。蜂須賀伊賀此由を見てかゝりければ是も同く被付にけり。真田此様を見給て自身鎧提げ齋藤を目懸け掛り給ければ齋藤此勢に避易して前後しどろに見えければ真田の子春原川原矢野丸山越鎌原湯本の面々拔連ておめいて懸りければ午の刻より未の刻下り迄七度のせり。合齋藤が郎等二百餘被討ければ身方も百五拾餘被討にけり。日も夕陽に傾ければ齋藤貝吹て越山へ引入ける、寄手の人々は明日を遅しと夜中より武山を取巻竹たはを付て山上とも不_レ言_レおめひて責たりける程に唐澤李之助一、木戸にて討死す、湯本善太夫此由を見てあまさじと討取ければ憲宗不_レ叶して是迄也とて腹十文字に搔切て三十八を最期として終に失せ給ひける。抑此城と申は岩石聳立て嶮岨なると北國俱利伽羅が城と申共是には勝るべしや、齋藤が運命盡たる爲にや用害の嶮岨なるを頼て昨日軍兵不_レ殘城に入れ籠城したりし故なりけり。城虎丸は本城北の天狗の峯に驅登り給ければ敵隙間なく懸りければ天狗岩より飛落給て終に岩石に當り微塵に成て失給ひける。其外屬隨たる女房達こゝかしの岩の下に落重て一人も不_レ殘失にける、其骸骨今に有となり。かくて武山の城には池田佐渡守川原左京鎌原湯本を籠置、此由甲府へ注進あつて其身は岩櫃に住給ふ也。翌年武山にて打死の人々に御感狀領地安堵の御證文を被下ける。

信玄公御判此處也

父治部於嶽山戰死憲忠信之至感入候、然者知行等之事無異議可相談者也仍如件

永祿九丙寅年三月晦日

西窪藏千世殿

信玄公御判在此處也

父李之助於嶽山一、木戸口討死忠節之程感入候、然者知行事無相違可令相談者也仍如件

年月同前

唐澤 也 猿殿

蜂須賀伊賀討死に付息舍人を同前之證文被下ける。

去年十一月於嶽山一、木戸口邊強敵早川源藏討捕其身も數ヶ所手負晴之勝負則真田處より令注進候無比類次第に候、依之羽尾領之内林村において貳拾貫文之處令加増候、猶仍戰功可加重恩者也仍如件

永祿九年丙寅三月晦日

信 玄 在判

湯本善太夫殿

富澤六郎三郎同前、此者十兵衛父也。

海野長門守同能登守吾妻郡代

永祿九年海野長門守幸光、同能登守輝幸兄弟は信濃國にて幸隆の介抱にて有けるが、去年公方義輝公は三好が爲に被殺給ければ諸國の武士をばだちて兵亂頻り也ければ岩櫃に真田被指置ては信州の儀も無覺束とて信玄公真田御父子を被召、吾妻には誰を差置可然哉と被仰ければ真田畏て先年齋藤御誅罰之節御忠信申たる海野長門守兄弟可然と被申上ければ兎も角も計給へとて幸光輝幸兄弟被仰付、浦野植栗湯本鎌原西窪横谷御預り有り、其外富澤唐澤蜷川鹽谷山田桑原鹿野上原一場高橋小淵中澤田中伊熊茂手木荒牧川野田村二宮割田高山町田青柳豊田中村井上川合佐藤山遠岡蜂須賀福田片山赤澤神保等都合七十餘騎手の者に附ける。能州の長男中務太夫は頼綱の躰なりければ大戸真樂齋嫡子太郎鎌原筑前守兩人、幸光の智にと被仰付也、兄弟岩櫃に居住有て守護し給ひけるが長尾殿從_二越州_一及_二出張_一北條氏康と爭_レ國折柄なりければ吾妻の事無覺束被思召、武藤喜兵衛尉昌幸公奉りて今年より一年に一度宛吾妻へ出張也。其年源三郎信幸公信州小縣郡砥石の城旗山と申處にて誕生あり、御母は正親町大納言殿の御女と聞へけり。守の人は川原丸山を被附たり。

唐澤玄蕃中山尻高兩城忍之事 附 金の馬鎧之事

天正の始め中山尻高は白井へ隨身の事也けり、其上窟竟の用害なりければ吾妻勢度々失利けり。さらば忍を入れて城を焼落べしとて唐澤玄蕃に被_レ仰付_レけり。此旨承り割田新兵衛尉を相語ひ尻高に忍入放火したりけり、中山の城へ忍入ければ中山平形安藝守、鼓を打て酒宴して居たり、中山は鼓はへた也、百の内に一つもつゞみの音せざりければ世の人、中山殿の鼓にて百一つと申あへり、かくて夜更皆々寝り夜迫りの者も油断したりければ玄蕃中山が納戸へ忍入、爰かしこをさがすに金の馬鎧有り、究竟の事と思ひ放火はせずして馬鎧盜取て歸りけり、此馬鎧は安藝守齋藤越前守代に管領へ出仕の砌拜領したるを此度唐澤に被_レ取たり。玄蕃氣一物若者にて陣と申せば此馬鎧を懸て出ければ一年信玄公西上州出張の節、玄蕃眞田の手に屬し出ければ信玄公の御目に付、信綱を召て珍しの馬鎧、先年信州松山合戦の時見たる馬鎧なりと被_レ仰しと也、其比は世上亂の中故金の馬鎧などは無き物と聞へたり、其時何者と御尋有ければ唐澤と被_レ仰上ければ唐澤不慮に高名をぞあげたりける。

沼田萬鬼齋嫡子彌七郎殿御中不和之事(附)沼田滅亡之事

顯泰公天文年中に利根郡東小川の温泉に浴湯し玉ひて同郡追貝村の名主金子何某が娘を寵愛の餘りに其名を湯呑と名け玉ひて假初に召遣ひ玉ひけるが、其腹に御子一人誕生し給ひけり、御名を八郎殿と申けり、御守に彼母公の伯兄追貝村の名主金子新左衛門と云し者と三橋甚太郎と云し士を差添て二ノ丸にぞ御座ける。八郎殿十一歳の御時川場の郷吉祥寺へ手習の爲め登山ましくてけり、器量世に越へ大兵にてましくけるに依りて十五歳にて元服し給ひ沼田平八郎平景義と名乗給ひけり、其頃安田とて兵法の名入當國に來りけるを沼田に招寄給て師に御頼有て兵法を習ひ給ふに御力萬人に勝れ敏捷き事世に並なければ兵法の名譽摩利支天の再來かと世の人申けり。于時永祿九年安田にかへり起請を爲_レ書、景義も同日に血判以て安田方へ取遣し給ひける。御起請文に永祿九丙寅年閏八月五日沼田平八郎平景義と有ける。在家に古き侍筋の者持たるを披見したりければ世の人申傳たるも實也と感_レじけり。平八郎を萬鬼齋御寵愛の餘りに金子新左衛門を美濃守泰清と官途し知行永樂

八十貫文を賜り彌七郎殿の家臣に附給ひ代々の老臣御一族の和田掃部介と同役に附玉ひけり、是ぞ沼田の滅亡の基也と諸人これを悲めり。扱景義の御母公常に被_レ思けるは平八郎殿を沼田總領主に成ばやと明くれ御舎金子美濃守と御内談有て謀を以て彌七郎殿を失ひ奉るべしとて折々萬鬼齋へ讒言し御中不和に爲_レ成玉ひけり、此上は和田掃部を失ひ思ひの儘になさんとて其頃彌七郎殿の御奥を御曲輪の御前と申ける彼が御前と和田と密通の由、天然と申成しければ萬鬼齋不易思召和田を川場へ被_レ召ければ和田も流石なりけれども世に申開難くや思ひけん永祿十一年の秋の頃三十一にして上沼田の館を忍出、高野山に入て花の筭刺こほし身を墨染となしてけり此由川場へ聞へければ平八郎殿を初め母公金子美濃本望を遂げたりと其明れば永祿十二年巳正月五日に萬鬼齋より吉祥寺の住僧に久屋齋藤三河太郎入道が衆孫鹽野井又市郎相添られ、彌七郎殿へ仰被_レ遣ける其御書札に曰

近年不孝之旨和田爲業也、聞今以後悔無其益、掃部在所退去之上者無子細、早我館を參向待所也、委曲鹽野井又市郎可申述候謹言

正月五日

萬鬼齋入道顯泰 在列
沼田彌七郎殿

とぞ彼被遊ける。此狀を鹽野井請取、早馬にて同日の午刻斗に倉内の城に來り忍田越前守、金子美濃守、岡谷平六左衛門を以て申上ければ彌七郎殿は吉祥寺又市郎に御對面有て彼御書札を三度頂戴し給て謹て拜見有て不斜御悅、早速及_レ御返答明日出仕可仕とて鹽野井に御盃を賜り泰重が打たる御刀を給りければ又市郎も大事の御使を仕濟したりと思ひ金子とこうなつさして川場へこそ歸りけり。彌七郎殿此事を夢にも不知食_レ明るを遲しと御供觸有て讒に五十人斗御供廻りにて騎馬の御供には岡谷平六左衛門、下ノ源次郎斗也、永祿十二年正月六日の早且に倉内の城を御立有て下川場の館へ被_レ參ける、萬鬼齋兼而用意の事也ければ爲_レ御迎_レ星野圖書介を生斜の里迄差被_レ遣けり。圖書介も遙に扣て下馬して奉待けるが彌七郎殿も星野を御覽有て馬より下給ひて珍しの圖書介讒者の故に此二三年は父の御顔を不_レ奉_レ拜、突しく年月を過けるが此度預_レ恩免_レ今日御館へ參る事偏

に佛神の御加護を難有嬉しく思は如何にと辨當の酒取出させ給て三献干給ひて星野にこそ玉りけり。夫れより御館へ入せ給ければ御次の間廊下の内に抜連て待掛たるを夢にも知るしめさざりければ袴肩衣を召れて出たまふを只一太刀にて奉討けり、むざんなる哉御年三十六にして繼母の讒に依て被討させ給ふ、昔が今に至る迄繼子繼母の御事は心意可有事也と諸人は思ひけり、其時何者か仕たりけん、一首の狂歌を讀て川場の御館の邊倉内の城大手の橋の際に立たりける。

罪とがのむくひもしらずこがひしてひるさなぎになるはあきやす
とこそ書付たり。

川場合戦之事

此事倉内に無隠、御供之人々被討殘たるは倉内に立歸り始終を申ければ恩田越前守を始め以ての外驚き早鐘を鳴しければ下沼田豊前守、發知刑部太輔、久屋左馬允、岡谷平内、石墨兵庫助、宇曾井孫八、山名信濃守、小川可遊齋、名胡桃の鈴木主水、發知圖書、萩野對馬守、師大介、高野九類滿、小屋彌惣、高野但馬、眞下但馬、深澤、小野、吉野、小保方、戸部、戸口、七五三木、増田、高橋、鶴淵、星野、吉澤、桑原、小林、中島、金井、小池、小淵、青木、杉木、後閑、町田、小野、津久井、此人々を先として都合一千三百餘人、駿馬にむち打て同日の晩景に馳集り軍評定しさり也、翌七日の辰の一天に川場の館へ押寄せり、川場より注進に歸參ける吉澤と云し商人に侍一人御添有て御曲輪の御前より前橋へ御文を被遣ければ彌五郎殿不易被思手勢二百餘騎大胡殿を其日の大將に定て翌八日の未の刻斗に前橋を打立て沼須へこそ着陣す、萬鬼齋御父子兼て被思けるは彌七郎殿生涯し玉は一族家老者迄も景義へ思付ん事無疑、金子は城に扣たりければ一軍にも及まじ、若し彌五郎殿より意恨軍兵遣し給ふ事あらば長井坂の用害にて待請ば何萬騎にて來るとも物の數とは不_レ思、定而美濃が來るらめとて秋塚の五六の岩の上に物見を出して待給ければ、案に相違して發知久屋山名の人々を先として沼田相傳の左巴の大旗眞先に進せ、をめき叫んで押寄たり、物見の侍御館へ此由申ければ平八郎殿不安思給

て唐櫃の蓋をあけて緋綴の鎧に鍬形打たる甲を取出させ泰重が打たる四尺八寸の沼田打の大刀、二尺七寸の打刀、九寸五分の鎧通し十六字に横へ七寸餘りの幡谷黒と云馬に御先祖道安齋の自作の銀幅輪の鞍置せ三尺五寸の大長大刀打かたけ、しんかりには萬鬼齋黒糸綴の鎧を被召、白布にて鉢巻して長身の手錠打かたけあし毛の馬に朱鞍を置せ打乗、手數纒に三百餘人前後に是を爲圍、横塚の原へぞ出向給けり。萬鬼齋景義に向て曰けるは敵大勢なれば掛合の軍叶がたし表裏を以て可_レ打とて三百人を三手に分け景義百餘人を率ゐる虚空藏山に陳し、百餘人の兵をば鹽野井又一郎に相添、生品の武尊の森の内に隠し置、自ら百餘人を引率して、(此間一行にも及べき様には不_レ見けり。寄手の先陣川田城主山名信濃守嫡子小四郎、上川田城主發知圖書介、萩野對馬守相隨者には高野車、小屋彌惣、師大助、下ノ十左衛門、關上甚介、生方半左衛門、神保大藏、中島主税介、戸部左馬允、中村式部、高橋右近介、深澤次郎兵衛、三百餘人眞先に進て幕直に成て萬鬼齋へ討て掛る、後陣の勢は愛宕山に扣て見物す、其比萬鬼齋七十餘に渡らせ給けるが大音聲に仰けるは先陣に進たる旗の紋を見るに白旗に根笹は山名と見へたり、赤地にカヤデを出たるは發知圖書と見へたり、重代の家人又は惣領の家に向て弓を引事、天罰遁れ難し早く甲を脱ぎ旗を巻き降人に來れかしとのたまひける、流石大強の人々也けれども相傳の大將顯泰にてましませば弓鐵砲を可_レ相掛様もなく猶豫してさながら進む氣色なし。後陣に扣へたる發知岡谷久屋が勢横合に掛らんとて五百餘にておめいて掛りければ森の内なる鹽野井一陣に駒欠出し久屋左馬允が扣たる陣の中へぞ欠入たる、元より一族の事也ければ互に耻てや戦けん、切先より火花を散し鎬を削り鐔を削り未刻斗より申の下までひくりくると闘ひける、馬上の太刀打是ぞ軍の見物と鳴を諍て扣たり。互手さゝの名人なれば手も負ずして相引に引手ぞ本陣へ歸りけり。俄に大雪降來、諸勢こゝえ人馬もすくみければ互に引て其日の軍は止にけり。終夜雪降、翌八日も終日雪降ければ軍不_レ成して空しく愛宕山の邊に小屋を掛かけり。扱金子美濃は何とか思案したりけん七日の日の暮方より風氣なりとて宿所に引籠て此評定に不_レ出合へけり。軍散て聞しに一心に愛宕を祈念してぞ居たるところを聞へし。抑も金子と云者名主職の時より常に愛宕を念けるが顯泰公へ召出されては猶以て怠事なし、天文年中に倉内の鬼門横塚と云所に愛宕を造立したりける、其本尊今

世に海應山金剛院に安置し給なり。

萬齋鬼御父子川場落並白井路峠戸倉合戦之事

前橋より萬鬼齋御父子御退治有べしとて大胡常陸介差向られける。此事國中に無隠長尾左金吾憲景一井齋入道より爲三加勢二牧彈正少弼、野村靱負介、小林石見、飯塚内記に二百餘人相添、正月九日の早朝に白井を打立ける、眞壁の城主神庭三河入道もさらば前橋へ合力せんとて兄弟の三郎四郎に百餘人相添、是も同日に打立て收が勢と一所に成て三百餘人同日の未刻斗に月夜野臺高瀬に陣取、猶も此事川場に無隠れば叶はじとや被思けん、九日の酉刻斗に川場の館へ火を掛け會津城主芦名盛重を御頼有んとて白井路峠を経て戸倉越を落給ふ。かゝりける處に先陣山名發知久屋の人々遁さじとて時の聲を上て押掛たり。萬鬼齋白井路峠に暫く御休有て峨々たる岩を詠め給ひ岩の中より生出たる古木の松有り此松をつくくと御覽有て扱も宜松哉我れ世にある時ならば千貫文の領知にも替がたしと被仰ければ其時より此松を今の世迄千貫松と申也。かゝりける處、寄手都合二千餘人、喚いて掛りければ峠より此勢を見下して此大雪の躰たらくにては叶ひ難し、去ばカンジキを履やとて雪袴カンジキを召れて坂を登りに急がれけり、漸く峠の上にはい上り扱は心安し前橋白井の勢何萬騎にて寄とも此大雪には難叶とて麓を見給ふに先陣の者ども大木を伐倒してたき立、後陣の勢を待合喚き叫ぶ有様を見るに其勢幾千萬と云敷を不_レ知、たき立たる焔の勢にて古年の雪に今年の雪の降積たる大山の大雪一時に解て安々と峠を押し上げたれば萬鬼齋父子、案に相違して取物も取敢ず坂を下り栗生の在家に着給て張山越を小中村へと思はれけるに雪深くして難叶、花咲村に掛り玉て丹花石を見給ひて古へ奥州安部貞任、高宗任、平康年中に厨屋川の城にて源頼義、義家公と十二年の合戦に終に打負、貞任は被_レ誅罰、宗任は被_レ生捕、九州肥前國に被_レ遠流けるが其一族に安部惟任、陸奥國府を落て當國片品の奥、奥州上州の境山中に大き成沼有り大川有り、其流は奥州へ流出る其谷を名て尾瀬と云。彼所に引籠り猶亦惡逆を振ければ平康七年義家朝臣、蒙_レ勅軍兵を率して同年六月十五日に利根郡沼田在に御着陣有ければ不思議也(已下)
(關文)

彼上藤を慰んとて其比此石に花咲ければ爲_二花見_一此所へ下り給て其時丹花石と名付給て一首の歌をぞ詠じ給ひける(已下)
(關文)

惟任惡逆難_レ閣重而義家朝臣御下有て御誅罰有り、彼上藤も此所より没落し給ひて折節片品川満水にて水に溺れて失給ひける。上白井ヒスルマと云所にて奥の御前の明神と顯れ給ふ云々。此所にて失給ひければ我行末も如何と心細くあやしくこそ被_レ思ける。従夫幡谷の郷に下り片品川を打越て大渡代の用害には味方星野、高橋、井上奉待ければ此所にて一支さゝえんとて寄くる敵を待給ける。寄手の人々は多勢にて雪踏を先立て難所とも不_レ云、腰本峠を経て腰本に着と聞へければ敵に道を被_レ塞ては不_レ叶とて九日の夜半斗に用害を忍出、小川通にイカン町を忍やかに打通り戸倉の山中に入給ふ。明れば十日の一天に寄手の兵大渡代に寄んと致しける折柄、敵は早や戸倉に越給ふと注進しければ山中にては難叶戸倉の郷の邊にて押詰申んとて急ぎける、小中村仙ノ畑に駆附る萬鬼御父子も仙ノ畑に御旗を被立ければ寄手は時の聲を上て鐵砲を打掛けり、されども山中嶮岨なれば太刀打の勝負も不_レ成ければ寄手の大將發知山名小川久屋大胡牧神庭の人々評説有て二手に分れ、一手は向山篠ハタドを越へクヅベ山へ責上り川上に廻り重川屋ちの瀬と云所を越し御陣の内へ責入ければ平八郎殿自ら大太刀を抜て眞向に着かざし、惡き奴原哉重代の主君に向て弓を引き矢を發つと南無八幡大菩薩も御知見あれとて先陣に進たる小川が手の者、廣田彦五郎が眞向二つに伐割給へば二陣に續たる七五三木孫五郎、三尺五寸の太刀抜持て不_レ遁とて討て掛りければ八郎殿心得たりとの給ひて御甲の吹返しの板にて受流し横手切に難給へばむざんなり孫五郎、在所を出しより以來、大將を討て名を後代に残んとてうぶすな熊野大權現の社に願書を籠置たると傍輩に語りしが今大將に向ひけるは運や盡たりけん景義の太刀にて胴伐にせられし事哀れなり三陣に扣たる前橋勢の中より齋藤加賀守と名乗て長身の鍵引さげ不_レ餘と掛りければ八郎殿、齋藤が珍しや景義が太刀の鏡見よやとて振て掛り給ふ、齋藤も聞ゆる兵なれば下手に成て突掛たり、萬鬼齋此由を見給て長身の鍵を提て掛り給へば神庭三郎四郎も討て掛りけるが齋藤熊笹茂れる大雪の中へ踏込ければ働不_レ成して兎や角しける中に手鍵を谷の底へ落しければ不_レ叶して引返しけり。後陣に續たる小川が手の者、石坂杉木後閑名胡

桃勢の内、高橋後藤拔連れて打て掛りけり、八郎殿此度は大勢也、手並の程を見せんとて大長太刀水車に廻して拂伐に切立給へば此勢に避易して二千餘人の寄手の兵、四度ろに成てければ久屋小川發知山名岡谷采配を振て下知しけれども大勢の引立たる事なれば不叶して小中村の邊を只一時に退散す、萬鬼齋御父子は鹽野井又市郎、星野圖書介、下源六、關主稅助、宇曾井孫八を召て是迄の心ざし深き淵よりも猶深し各沼田に歸り給ふべし、自ら父子は會津の芦名殿を頼ん、若も運命開き本領に歸なば二度對面せんとてそれ〳〵に御形見を賜りければ五人の人々を先として孰れも感涙を流して古郷に立戻る。萬鬼齋御父子は深雪を凌兼ね野七里山七里急玉ひけるに女石にて一僕走付〳〵御供の人々少々被討にけり。日數七日にて山中をまどひ出給ひて正月十六日に會津盛重公の御館へこそ入らせ給ひける。盛重公馳走し給ひてけるが萬鬼齋は無程逝去し給ひければ御供に屬たる人々も會津より泣々古郷へ歸けり。

扱東入への寄手の勢、殘黨を集め正月十三日の頃倉内に立歸り各評説あつて謙信公へ注進せんとて小川可遊齋發知刑部大輔、久屋三河、山名信濃、岡谷平内左衛門、下沼田豐前守、發知圖書介、鈴木圭水正、忍田越前守中山右衛門尉、金子美濃守、渡邊左近丞連判を以て越後春日山へ注進申されければ景虎公不易思はれ家臣直江山城守、長尾伊賀守、北條丹後守、栗林肥前守、萩田主馬、上野、柿崎、川田、柴田等に御評定有て沼田城代として同年三月より柴田右衛門尉を被差置ければ沼田は永祿の始より景虎公の御幕下也けれども顯泰こそ大將也。此連判の人々は顯泰公の幕下也ければ此度直參に成けるとて柴田が下知をも不用して我々にこそ成にけり。柴田は永祿十二年三月越後より沼田の城代に爲られけれども先方衆山々なりければ景虎公へ訴訟し給ひて同十三年の春、越州頸城郡へぞ被歸ける。同年上野中務大輔、川田伯耆守を沼田城代に被置けり。郡中の奉行には小中松本金子美濃なり。

信玄公沼田發向之事

永祿年中沼田萬鬼齋父子没落、沼田亂れければ元龜二年に信玄公岩櫃の城に御着有て先陣眞田彈正忠幸隆、清

野刑部左衛門を先手として尻高の城へ取掛給へば尻高左馬介降參して嫡子源次郎を人質に參らせ御先手に加り中山へ討入給へば中山齋藤安藝守も取物も不取敢金の馬鎧を打懸け五十人斗の供廻りにて不添の森に出向て降參したりければ家老平方丹波が子を人質に出し御先に加へ不動峠に御陣をすえさせ給ければ名胡桃の城主鈴木主水、小川可遊齋を始め北能登守參陣したりけり、發知圖書、山名信濃守も同日に御禮申たりけり。其頃沼田は景虎公の持分也、猿ヶ京の用害には栗林肥前守、沼田の城には柴田右衛門尉越後より居置れける。爰に廣田彈左衛門と云し者、小川が臣にて有けるが仔細有て近年浪人し沼田に居て上野藤田柴田に屬しけるが如何思けん沼田を引拂て信玄公の御陣所へ來りければ不斜御喜悅有て翌年本領を被下ける。

定

退在所御幕下に參條神妙之仁被思召候、因茲小川之内彈左衛門總領分之内、貳拾貫文所被下置候、然者沼田筋計策可爲肝要者也、仍如件

元龜三年壬申閏正月廿七日朱印

土屋奉之
廣田彈左衛門殿

最前降人之人々に本領安堵之御證文被下ける。前年は小川迄御働有りけるが上野柴田藤田栗林も不出馬籠城したりけり、信玄公も西上州御働に依て在々の城に兵居して御手立なく御歸陣なりければ同年に又尻高中山を始め景虎公に屬したりければ謙信入道吾妻郡を可責捕とて度々大道峠の邊まで出馬有けるが吾妻は切所なく岩櫃の近邊取廻し出城を構え窟竟の勇兵被籠置ければ卒爾に取掛は還而武州東上州之働之障りにもならんとて終に謙信入道發向なかりけり。

沼田大亂之事

天正元年四月十二日、甲州武田大膳太夫源晴信法性院大僧正機山信玄公卒去し給ふ事、粗其聞え有て此國を、ろに成ければ謙信入道沼田無覺束思食れければ同年五月藤田能登守信吉に舍弟彦介、北條右近を被差添て

ぞ居られける。川田伯州は大病、其上如何思はれけん浪人して新田郡を蟄居し給けり。猶以境目無心許、思召れければ白井城主長尾左衛門尉平憲景入道へ以三飛札一家老を被三召呼けり、其狀に曰、

態以三飛脚一申遣候、少大事之用所候所談合申所候、赤見歟牧歟兩人に壹人差越可申、可、事候間無心許儀には無之候。扱亦信玄果候儀必然候。其故は徳川家康五月上旬にも駿州久能根小屋始め駿府在々打散被引退候を重而亂入之由候、信長も其支度之由、之内に使者當方へ下由候間定而當秋之調儀可爲談合候、其方本意も漸近付候可心安候、越中へ追日存分之儘に候、是亦可心安候、萬々使之時分可申候謹言

六月廿六日

謙 信 判

長尾左衛門どの

とぞ被書たりけり。長尾左衛門も信玄公に永祿の頃より領地之内被押領ければ不斜悦び給て則ち赤見山城守を春日山を被差越ければ此儀藤田方へも一井齋入道より告來ければ中山安藝守、尻高左馬介、同源次郎父子己下用心嚴鋪居城をぞ守ける。吾妻郡宮野の郷猿ヶ京の城は關東の大手なればとて御一族栗林肥前守に尻高左馬介を相添てぞ被置けり。抑、此用害と申は先年謙信公初而關東へ出張之時構むたる用害也、頃は永祿三庚申の年三月の事也けるに彼用害に一宿し給し其夜御夢を家臣直江山城守を召て景虎語り給けるは自ら大き成る殿中に出て黙然として座しけるに七五三の美膳を以て我をもてなす歡しく思て珍膳に向ければ汁片々有り、兎角したる處に口中は何とも無して齒欠たり、怪鋪思て手の内に吐出て見之に八枚欠落、手の内に持たると見て夢は覺たりと語給へば流石直江也ければ即座に夢合をぞしたりけり、扱も目出度御夢相哉、先づ御盃を被出べしとて不取敢蓬萊を飾り御土器を出しければ直江謹而被申けるは今度始めて關東御出張の御膳にかたはし有り、其上御齒八枚かけて御手の中に持給ふ事、關八州をかたはし御手入との御夢想也と申されければ景虎公を始め伺候の人々一統に感じて御祝有り、謙信のたまひけるは今年庚申の事、今日亦庚申の日也我も申の歳生也、旁以て宜き門出祝の郷なればとて在名を改んとのたまひて宮野を引替て申ヶ京とぞ被付たり。音に聞ゆる沼田三十三ヶ所之順禮札所の觀音此所にも有と聞き、門出に佛詣せんとて參詣し給ふ。誠に殊勝の御堂也、佛前に

掛並たる札を見給ふに黒塗の板に朱漆を以て書たる歌有り。

詣て來て爰は宮野の大場山二世安樂とちかひ給へや

大永二年三月十八日、久屋法珍齋、發知道康齋、小川岡林齋と書付たり。凡を關東は大亂にて神佛敬ふ人も無き様に聞ゆるに此山中にさへ斯く殊勝なる者有り、如何なる者の先祖やらんと所の老人に問給へば、久屋法珍齋と申は沼田先方久屋の齋藤三河太郎殿の祖父。發知道康は發知刑部太輔景行、小川岡林齋と申候は沼田殿の御一族小川河内守秀康と申す人の事なりけるが實子彦四郎出火の難に逢し時、酢を作置ける邊を通しに何の報か被瓶の内に飛入て忽ち死けり、家を可繼子無して母と妻とを家人共養育して領知をば持けれども今に名跡は無し、近く迄は小川が門葉北能登守、南將監とて兩人大將の様に見えけるが中頃上方浪人に赤松孫五郎と云者來けるが此者文武に達し毎物に宜ければ評説の度毎に孫五郎が意見に不得勝利と言事なければ自ら大將の様にもてなし今は入道して小川可遊齋と名乗、去る頃御禮申上たる小川が居城の大將也と申ければ可遊齋上方侍と聞し召、京方の事、御尋有ん爲には専ら宜し吉事也と思召て赤松殿の累葉たるべし、尤も小川が名跡と御褒有て用害へこそ歸し給ふ。其日の午刻斗に猿ヶ京を打立給て小川名胡桃御案内者に立て利根川を越給ひて在々放火して打出給ひける。萬鬼齋は倉内に籠城して居給けるが無双の用害成ければ謙信壹萬五千人の勢を以て稻麻竹葦の如く取卷責給へ共容易に責入べき様なれば鎌倉坂を打登て青龍山に令放火給ふに堂に火を掛けれども不燃附、不思議に被思ければ本尊は如何なる佛にて有けるぞと問給へば釋迦如來にてぞ御座候と申ければ本尊を取出し謙信が火を附よとのたまひて本尊を庭中に取出しければ猛火天に然上り一時にぞ失にける痛哉此寺と申は康永二年に鎌倉五山巨録山建長寺より開山勅諭佛惠齋禪師、此地見立給ひ草創の地也、中頃當庄の守護に御座す大友刑部大輔殿歸依し給し禪寺也、後住勅諭廣圓明鑑禪師入唐し給て延文中歸朝し給しより以來當國無双の靈地也。文和年中大友殿より寺領寄進の證文有り、其文に曰

寄 進

上野國利根庄青龍山吉祥禪寺

同庄上川波村除止々庵斷所事
不在家二字

右所奉寄進當寺也、任先例令掌之、關佛法久住之供養、可被專天下泰平家門繁榮之祈禱矣、仍寄進狀如件
刑部大輔源朝臣

文和三年七月廿四日

とぞ書たりける。景虎公は高平通に片品川打渡り勢田郡生越通長井坂の用害に陣取給ければ萬鬼齋もこゝへ兼て慈眼寺の住僧に岡谷平内、永瀬伊賀守相添、御幕下に屬ん事を被_三申入_一ければ使僧に御對面有て無_三相違_一旨御返答有ければ早々沼田に立歸、此由を被_三申ければ萬鬼不斜悦び明日を遅しと貳百餘人引連、長井坂の用害にて御禮被_三申上_一ける、人質に家の子和田掃部が娘を被_三遣たり。從_レ夫景虎公は前橋の城に移給ふに近隣の城主大胡の城主大胡右衛門、膳ノ集人、新田の由良新六郎、館林の由良新五郎を始め東上州人々阿久澤左馬介等、前橋に出仕し給けりとぞ聞へし。彼和田の娘景虎公の御座を直し給ふ。謙信公御逝去の後沼田に歸り和田のたいほうと申なり。

眞田一徳入道御逝去、源太左衛門殿、兵部殿御討死

附富澤勳昌幸公御家督之事

天正元年四月十二日信玄公御他界有ければ勝頼公萬事大切に被_三思召_一、眞田御一家猶以御念頃也けるが幸隆公去る年より御隱居にて上田の城にまし_一けるが追々老衰にて御病甚敷成ければ種々醫藥を服し給へ共其甲斐なくして御年六十五天正二年二月十九日御逝去也ければ御葬禮規式美々鋪執行給ふ、法名は長國寺殿月峯即心庵主と號し一向御父之供養として御國眞田の庄白山の麓に新の道場一字の禪寺を建立長國禪寺と號す、かくて信綱公は去頃より御家督有て上田の城に居住し給ひ貳百騎の大將にて吾妻岩櫃の御支配也けるが同三年五月廿一日、三州長篠にて勝頼御出の御供し給ける合戦に信綱の幕下吾妻の住人富澤但馬守二男富澤豊前守と云有り無二の強兵也、常々惡馬を好けるが彼陣中に信長の御備の内より杉原十度兵衛尉と名乗、指物に意氣過たりや廿五杉原十度兵衛尉と書付け八角の棒に筋金渡したるを打かたげ寄やか_レれとの_レしつて備の外を欠通りける、さしも武田の備にて誰も出向者無して過けるが眞田の備の前に來りけるを富澤此由を見て馬にも不_レ乘長太刀

を取り欠出、竹の内殿か珍しやと戦けるが互に大力手さ_レの事成ればし勝負は附ざりしが押並べて無手と組み上を下へと返しける、同苗主水是を見て助太刀せんと掛りければ豊前_一ツたとにらみ不_三寄付_一ければ敵も味方も是を軍の見物と鳴を靜めて見る處に富澤竹の内が首をねぢ切て差物に取添、竹の内が八角の棒に結付打肩掛、乗捨たる馬に打乗、備の内へぞ返りける。是を軍の初として敵十萬餘騎あめぬ懸りければ武田方遊易して見えけるが流石の武田勢也ければ取返しければ敵方柵の内へ引退、眞田御兄弟勝に乘じ逆茂木を二重乗越え戦給けるが信綱三十八兵部殿一所に討死し給ける、御供の人々川原須井小泉山越討死す、但馬が嫡子富澤勘十郎も鎌原筑前守も被_三討にけり。湯本善太夫、植栗河内此有様を見てあまさじやと掛りけるが筑前守は討れ植栗湯本深手を負ひ引退く善太夫は鏑疵太刀疵十三ヶ所負ければ十死一生と見えて家人宮崎是を肩に掛け小屋に返りければ湯本在所に老母を持けるが孝行の人にて此後の事頼み申んとて浦野義見齋、横谷左近を以て昌幸公へ被_三申ければ勝頼公此由を被_三聞召_一て不便なる次第也とて跡部大炊助檢使として湯本が小屋へ被_三遣、湯本が頼を被_三聞召_一ける、難有かりける事共也と諸人は是を感じける、善太夫に被_三下ける御證文者湯本が跡は甥の三郎右衛門に賜り昌幸に御預け有り、かくて眞田信綱御跡は御舍弟武藤喜兵衛尉へ被_三下、則ち御本名に歸し眞田安房守に被_三成、扱て信綱御娘壹人御座れば後に源三郎信幸公に合せ參らせ家督成參らせよと勝頼公被_三仰出也、此御娘早世し給ければ信幸公は後に家康公の爲_三御下知_一本多美濃守殿の御聲に成給ける。扱其頃昌幸公は信綱の御供養として本國小縣郡横尾の郷に於て一字の禪寺を御建立有て白山信綱寺殿と號し給ける、兵部殿の御息内匠と申けり、其御子を五郎兵衛と云、其後結城殿の御家に屬し中納言秀康卿に屬し給ける、眞田淡路の祖父是なり。

眞田昌幸公信州上田、上州吾妻領御仕置之事

眞田安房守昌幸公は御舍兄信綱信貞の御家督、甲州武藤の御領地共に給ふて御勢三百騎の大將にて上田原の城に住給ふ智謀の深き大將也ければ御一門の人々は申に不_レ及近隣の城主に御契深く家臣の面々御情深くして分國の口民、_一御子數多持給ふ、嫡子源三郎殿七歳の御時信玄公より信の字を被_三下信幸と申

ける。此御姉君は甲州人質被遣ける。二男藤藏、後に左衛門佐信爲と號す、三男源五郎殿と申ける。昌幸武勇萬人に越給ふ、數度の武略高名有りければ勝頼公無二の臣にぞ被思召ける、猶も其頃關東の北條氏政氏直、越後の謙信入道武田と争の半成ければ上州沼田前橋口田表は昌幸蒙仰御謀の國成ければ岩櫃の城には海野長門守幸光、同能登守輝幸守護して有りけるが沼田の儀城主無くて城代也ければ海野兄弟も沼田を責取忠信せんと岩下鳥頭の明神へ請願有て寶前に鰐口を掛奉ると云々(已下二行程の處闕文)

(覺堂曰、此處次の記事に對する小見出しを脱したるが如し)

かくて長尾左衛門入道も近年信玄公に領地被押領けるに依て信玄公御逝去の節より謙信より白井へも告來、夫より吾妻表へも度々出張して海野と戦止事無し、懸りける處に柏原の用害には植栗河内、湯本左京進、荒牧宮内少輔在番して有けるが長尾方より攻取て吉里を大將にて野村飯塚福島等を籠置ける、幸光不_レ易思ひ不意に是を攻落んとて長吏八右衛門と云し名譽の忍の上手也ければ富澤但馬上原渡相斗て下知しければ輒く忍入、彼城を放火して植栗出馬し攻捕ければ不斜悦び給て齋藤入道の任先例、木戸口に土器を居させ酒を盛賜り、爲恩賞_二手作場並に吾妻一郡の長吏頭に被申付けると也。其頃箕輪の城には内藤修理、同丹後父子相守給ければ此筋心易かりける、市城口岩井邊の用害には富澤伊豫、鹽谷掃部、割田下總、佐藤將監入道籠られける、富澤豊前、唐澤玄蕃、山田與惣兵衛、割田新兵衛を籠置る大戸口は大戸眞樂齋手兒丸の城に住ける、依て子細なし然れども加勢として一場太郎左衛門、浦野中務は在所三島厚田に被置ける、大戸越巖川嶽の用害には蜷川入道、同庄左衛門、神保佐右衛門被置ける、武山の城には池田佐渡守、桑原大藏、町田鹿野を被_レ籠居、其身は岩櫃に在城也ける。

沼田守護代之事

謙信入道は永祿十二年の春、柴田が代りとして沼田に可_レ被_レ爲_レ置に評定有ける。爰に公方義輝公の執事給ける上野中務大輔と云し人、近年謙信を頼み春日山に被居けるを沼田守護代に御頼ありける、本城に上野殿、二の

丸に川田伯耆守、三の丸に藤田能登守、領内郡郷の事は金子美濃守並松本小中の三人奉行と被定けるに柴田藤田上野と不和にして南方へ忠信して上野殿を追出さんと巧みけるか此由上野殿悟り給て甲府へ忠信せんと被思けるが誰を以て可_レ申と金子小中に談合をせられければ川田の任人小保方勘解由が弟大炊介こそ左様の御使をも仕らん者と申ければ、さらばとて小保方を被_レ召寄_一甲州へ忠信せられければ信玄公被_レ開召_一小保方に御對面有て御杯を賜り上野殿へは來年迄城を持給へ來春出馬あらんとの御返事也。扱小保方に褒美として小金作の鞘卷の太刀被下けるとなり。上野殿は公方の御仕置し給る人也ければ萬事大様也ければ川田藤田と不快にして此由謙信公被_レ開召_一川田は沼田を追放せられ新田郡へ退去したり、其頃川田氏大病成ければ越後より附來る家臣中村新助も新田迄附隨、川田殿を八年見届沼田へ被歸たり、中村彌右衛門祖父なり。其後上野藤田和睦して沼田にこそ被居たりける。天正六年寅三月十三日謙信卒去ありければ上野は御供養の御爲とて舒林禪寺にて法事執行被致石塔一基建たり、彼石塔後に高越山如意寺に安置したりける、上野は天正六年の春、奥州へ被_レ參藤田壹人城代たり。

謙信公御逝去並昌幸沼田御行附石倉之事

天正三年眞田家へ下知有て東上州の守護にと被_レ仰渡_一ければ昌幸不_レ斜悦び吾妻へ出張海野兄弟に評定有て利根郡高平村保鷹山雲谷禪寺に宿して目付を被_レ遣沼田の儀一々御尋有て沼田先方侍金子美濃守を語らむ内通有て沼田筋御發向也。掛りける處に天正六戊寅年三月十三日謙信入道逝去有ければ甥の長尾喜平次景勝と北條氏政の末男三郎と申を關東より呼越參らせ景虎と名付兩人ながら養子と約束有けれども讓なく風と逝去成ければ本丸二丸間にて合戦有り、此由三郎景虎の臣遠山左衛門、山中民部右衛門、小田原に告ければ氏政聞給て景勝退治有んとて舍弟美濃守氏明氏邦大將にて先陣松田尾張守相隨人々には千葉小山宇都宮由良本庄高山倉賀野太田、川村小幡長尾大胡石野野清水太郎右衛門堀賀伯耆守都合三萬餘騎、先陣氏邦沼田に著ければ後陣は武州川越にさゝえたり、三郎景虎生害の由告來りければ如何思召けるか皆々小田原へ引返

れける。沼田に被_レ差置_レける越後衆南方出張の聞え有ける前方、皆々越後へ退去也ければ其節沼田の城には猪股能登守邦憲を本城、二ノ丸に渡邊左近進、北條曲輪に藤田能登守、此藤田は謙信より沼田に被_レ籠けるが越後衆皆々退去の節蹈留りたる心指を感じ邦憲沼田に被_レ差置_レける也。三ノ丸に先方侍金子美濃守被_レ置ける、此附勢高田高山竹内山室柄原白倉小野長沼、此人々には足輕大將にて都合小田原勢二百餘騎、沼田地衆降參の人々百八十餘騎、雜兵共に二千餘人、倉内に楯籠而塀賀伯耆守盛助は關八州の奉行たるにより沼田仕置として折々沼田へ被_レ參けるが馬飼料として森下沼須の郷領知らせられると也。其頃猪股塀賀戸鹿野八幡宮へ神領被_レ寄遣ける

神領之事

八貫文
拾貫文

春中寄進

此度改寄進申候
莊野對馬守分

右地令寄進候間當座當城堅固相抱子々孫々繁榮之祈念頼入者也仍如件

寅五月廿日

八幡宮 梅野別當坊

邦 憲 在判

神領之事

壹貫五百文

沼集之内

右之地寄進申候間武運長久子々孫々繁榮之祈念頼入候以上

八日

別當坊參る

盛 助 在判

邦憲沼田守護代に被居けるに依て所々へ立願し給ける、かくて川田伯耆守も其節迄沼田に被居けるが大病故奉公不_レ叶して由良殿を頼て新田郡へ塾居し給ける、川田の家臣中村新太郎新田迄附隨けるが新田より立歸り眞田家に屬したり、中村何右衛門祖父也、川田殿沼田に八年被居けると中村何右衛門物語也（覺堂曰、此一段の記事、前

にも出で茲には重複したれど名前の異
同所在年數等、寧ろ前を可と思はる

景勝は武田北條兩家敵也ければ謀を廻さんとて北條丹後、直江山城、長尾伊賀、栗林肥前、庄田主馬評定有て甲府へ和談せんとて長坂長閑、跡部大炊介に金子千兩宛贈り、貴老殿に頼入候旨被_レ仰遣_レ勝頼に壹萬兩被_レ遣上州口働申間鋪候何卒御取置被_レ下候様にと御頼有ける、長坂跡部様々勝頼へ申成しけるに依て小田原の縁者を捨て景勝と一味被_レ成ける、北條殿へも五千兩被_レ進けると也、其頃沼田は北條家を背き甲府へ忠信の侍悉く大炊介取持にて證文被_レ下ける、有増記之、

定

以忠節在所退出之由に候間沼田御本意之上於彼庄之内八拾貫文之所可被_レ下置候、猶依忠信可有御重恩之旨被_レ仰出者也仍如件

天正六年戊寅五月廿三日（朱印）

原澤惣兵衛殿

跡部大炊助奉之

同日原澤大藏へも朱印被_レ下候

定

一五拾貫文
一貳拾貫文
一參拾貫文

山口孫右衛門

澤 浦 隼 人

原澤彌三郎

跡部大炊介奉之

年月日全上

翌廿四日に山口孫左衛門を式部丞に被_レ成、御朱印被_レ下ける。猶も小田原より沼田御仕置有り、利根郡石倉村に石倉三河と云者有り、渠は先年上杉管領之幕下群馬郡石倉之城主也けるが聊の子細有て在所を被_レ沒收、利根郡秋山兵部にたより、今泉の郷に塾居たりけるが、一とせ憲政公御浪人有りし時、沼田彌七郎殿を頼給て前橋より沼田へ御越有りける、其頃高平雲谷寺に御座有つるが、沼田殿さして御取持なくして川田の地領

山名信濃守義季、以義在所へ引取奉り笹尾の郷高勢戸と云所の用害に移し參らせ暫く馳走し奉りけり、其時屋形様と申けるに依り高勢戸麓を屋形原と名付たり、憲政公此處にも座まし難く彼石倉御迎に參り我館に引取奉り様々の御いたわり申上たり、其後吾妻四萬木根通越後へ退去也ければ後に石倉志の程北條氏政被_二聞召_一彼所に知行賜り其上守護不入と被仰下と也、其頃彼村に制札を被下ける。

禁制

右於當郷假初之狼籍も堅令停止畢、若違犯之輩有之者不恐權門則爲郷中搦捕可申上、並郷中へ申付儀、虎の印形無之ば一切不可致許容、仍後日之定如件

天正六年戊寅八月廿三日（虎朱印）

證文賜りける、誠に仁義の道天道に相叶故石倉安堵して一門悉繁昌す。

塀賀伯耆守奉之

加澤記卷之二 終

加澤記卷之三

昌幸公明德寺の城責並金子美濃守忠信雲谷寺之事

天正七年己卯倉内には藤田能登守藤原信吉、同舍弟彦助信清して沼田地衆不_レ殘籠城なり。明德寺の用害には渡邊左近、西山市之丞、師大助楯籠けり。利根川を隔て川田、名胡桃、小川、新卷、須川、猿ヶ京迄は景勝に屬しければ景勝より下知して在々の城々普請有て川を隔て合戦止む事なし。沼田の事は金子美濃守、小中松本三太夫諸事奉行也。昌幸公何卒計策を以て倉内可_二責捕_一とて沼田殿元祖の館上沼田の郷和田と云所に住ける住僧を御語り有て數年目付の侍を被_二差越_一ける。彼僧智慧才覺の人にて藤田金子に別而懇意成ければ折々昌幸公の事申出し處に一段首尾宜旨申遣けれども、戦の半也ければ聊も御計に不_二及給_一月日を被過ける處に、信州より昌幸公出張有て中山、尻高、名胡桃、山名、發知以下降參の由、北條氏直聞給て不_レ易とて其勢五千餘騎を以て猪股、藤田、渡邊、下沼田、恩田、久屋古馬允、以下先懸の大將にて頃は天正七年十月廿一日、名胡桃、小川の兩城へ取詰給て手痛相戦ける處に、鈴木主水重則自身打て出て藤田と小川島若宮八幡宮實前右衛門が澤、師戸阿彌陀寺の邊にて相戦けるが多勢に逢ひ其上未明よりの戰草臥、貝吹て城中へ引入ければ藤田が手の者塚本仁兵衛續て城中へ乗入ければ般若曲輪の木戸口にて鈴木の手の高橋右衛門が嫡子返し合て塚本と相戦けるが終に塚本に首を被取けり。其時仁兵衛氏直の感狀賜りけり。

今度於名胡桃敵壹人討捕、高名感悅候、彌可馳廻候仍如件

卯十一月十日

氏直 在判

塚本仁兵衛殿

十一月の事なりければかくて大雪降り軍不_レ成して氏邦は鉢形へ歸陣有り。明ければ天正八年庚辰、去年より昌幸公岩櫃に有て正月十一日に名胡桃の城に御移有て倉内を可_二責捕_一とて海野能登守、小川可遊齋、鈴木左

近、鎌原宮内少輔、伊藤備中守、出浦上總之助、植栗河内守、北能登守、大熊靱負、川原左京進、矢野半左衛門、春原勘右衛門尉、丸山土佐守に評定有て同廿一日に海野中務太輔先掛にて其勢七百餘騎、夜の内に利根川を越給て明德寺の城へ押寄せ、関をどつと揚給ければ城代矢部豊後守、栃原、喜田、竹内、山、師、津久井刑部左衛門を始として城を拂て二百餘騎打て出で火花を散して戦けるが、昌幸公其年三十八勇兵の時也ければ相隨海野中務一陣に駒駆出し大長刀を水車に廻し切立られ矢部貝吹て龍谷寺の山を廻り倉内の城に引入れれば用害に火を掛け下沼田の邊まで放火し、名胡桃の城へ被引返ければ明德寺の城へは伊東備中守、出浦上總之介を被籠けり。かくて和田屋鋪の住僧數年忠節に依て御書有り、

沼田へ遣之候目付、度々有馳走被差越候御忠憤寔神妙に存候、然而於倉内御本意者任御所望高平之内雲谷寺並門前屋鋪可進置候、隨而和田屋鋪之内貴僧近年御抱之處、是者令披露可渡進候、恐々謹言

庚辰二月四日

眞田 昌 幸 在判

去る廿一日の合戦に下沼田の邊迄放火し給ひ、其上藤田も甲府へ忠節有んと企る折柄なりければ軍兵も不出會一倉内に籠城す。雲谷寺と申は、元徳三年天印和尚薩摩國より下り開基し給て保鷹山と號し無双の靈域也。薩州雲谷寺の末寺也、近代に至て慈眼山舒林寺の末寺なり。

竹下合戦可遊齋武略並塚本勳之事

天正八年三月、南方より小川名胡桃の兩城堅固に指置候段奇怪に被思召、不日に可責落とて三千餘騎を率ゐ、小川の城に取掛たり、小川可遊齋勇兵を擢り二百餘人、菩提木の臺に伏置き其身は五十餘人引率、竹下に出向て少々あいしらいければ敵多勢に自慢して備も不定、我先に可遊齋を討捕、恩賞に可預とて馳廻り採にもんで押寄たり。可遊齋兼而智略の事也ければ貝吹て逃ければ勝に乗じて居城の邊迄押掛ければ時分は能しと采配を振て下知せられければ杉木、青柳、石坂、後閑、廣田の伏勢、爰かしてより切て出ておめき叫んで押懸ければ可遊齋も取て返し、北能登守は名胡桃の加勢の様にもてなし、小袖林より百餘人を二手に分

け追懸ければ南方勢爰は難所也、川原へ引出して可戦と云程こそあれ先手一千餘人、我先にと引ける程に橋は狭し水は出て瀬越ならざりける折節也ければ大半橋より揉落されて流死しける。爰に塚本仁兵衛一人月夜野の臺へ取上り溺死の者少々助け可遊齋押懸來るを踏留て藤田と一所に殿して引返しければ、三千餘騎に勝れたる武者振り言語道斷の兵也ければ氏邦より加増賜り官途して舍人助と號しける。

知行 北條右近分小中請職之地

拾貫文 薄根之内

以上

右之地出し置候、小川靜謐之上、可加恩候間、晝夜共に抽粉骨可走廻候、若無詮打死仕候者、重類迄可爲口候、如何様相移小川可取詰者也、仍如件

辰四月十二日

塚本舍人助殿

氏 邦 判

かくて北條氏邦は可遊齋並昌幸退治有んとて長尾一井齋へ評定有て白井沼田兩手にて可責とて同月廿五日と約諾有けるに廿四日夜半に大雨降り、雪水おし出て水漲落ち、薄根川利根川可渡様なければ白井へ内通も不叶、子持峠の邊、名胡桃小川の兩城を守て居給ければ昌幸公は長尾中山へ出張すべし沼田勢は心易しとて逆寄にせんとて可遊齋、北能登守を先手として三百餘騎、殿は海野能登守、脇備左は鎌原、右は植栗、前備は出浦上總之介、中山安藝守、尻高左馬之助、高梨豊後守、馬廻りは海野中務、春原左衛門、川原左京、丸山土佐、矢野、大熊靱負、白倉武兵衛、深井三彌、木村戸右衛門、富澤豊前相隨分に一千餘騎、荒川を渡し寄ん事もあらんと竹下かしか瀬瀧合の押に湯本左京、唐澤玄蕃、鹽原源太左衛門、原澤大藏、澤浦隼人山口市部、小池右馬之助以下被差置ける。名胡桃の城に鈴木在城す。山名小四郎、發知圖書、全左衛門大將にて手勢二百餘人薄尾根の原に着陣して敵襲來を待居たり。長尾左衛門尉憲景手勢すぐつて一千五百餘騎を率ゐ、先陣吉里、矢野、神庭、牧和泉、飯塚内記、中山安藝守が館に押寄せ放火し權現山に陣

取れば昌幸公兩乞山に打登り先手を以て散々に射崩しければ長尾入道不叶して和田の坂の邊に引退く。爰に昌幸公の近臣木村渡右衛門尉行賢と云者有り、信玄公御代永祿六年癸亥駿河國合戦之節木村七藏、昌隆代矢野半左衛門尉生捕にし給ひけるが只今にあらざるとて父の名を御尋有けるに木村殿と斗り覺へたり。戸右衛門警固の武士に申けるは我父も打死し給ふらん晝の軍場へ参り見度と申ければ、さらばとて矢野が下人肩車にのせて参りければ是は誰殿、渠は何がし殿見覺もなしと哭たりと昌幸公へ申上ければ不便也とて禿に被召仕ける。有時昌幸公罪有侍を可被爲討とて白倉武兵衛兩人を御閑所に召て被仰付ける。彼木村は御刀を持って御供に侍けるが此由を聞て兩人に先達て彼罪人を討たりけり、木村其年十四歳也、昌幸公御立腹有て百日押込られけるが猛勇かんばしく被思召、近臣に被召仕けるが今度長尾入道敗北の時、權現峠にて敵壹人討捕、其上梅澤に於て眞壁成重、神庭三河入道と合戦、手柄勝負一千餘騎に勝れければ昌幸公不斜御感有て百貫文の領地被宛行ける、其年廿四歳也と聞へける。後土佐守と申也。昌幸公惣別大切の儀は閑所にて被仰付けるとなり。此軍長尾殿敗北して白井に馬を引入れば、氏邦も鉢形へ歸陣せられける。

金子美濃守渡邊左近忠信可遊齋浪人の事

今度の軍、氏政被聞召多勢を以て先づ小川を可有退治と風聞有ければ小川可遊齋如何思けん降人に出て逆心の張本人是也としるしを指上申分なしけれども氏邦曾て承引なし、同年五月中旬小川を落て北國にこそ浪人したりける。

猿ヶ京の用害には栗林肥前守、田村孫右衛門尉楯籠、景勝公より多勢を以て番被籠ければ度々の軍に昌幸公失利給ける。奚に須川の住人森下又左衛門尉と云者あり、渠に御計あり一門悉く隨身したりければ、又左衛門に安堵の證文を賜りけり。

定

須川村之内

十貫文	新屋鋪	一貫文	布施分
一貫五百文	高性寺分	五貫文	今井戸垣分
五貫文	本領		

以上

今度其方以調畧猿ヶ京於本意ハ、可遊齋へ替地任所望右如此知行可宛行者也、仍如件
庚辰五月六日 昌 幸

森下又左衛門殿

同年四月上旬、金子美濃守、渡邊左近允、西山市之丞、甲府へ忠信せんとして沼田を引拂て名胡桃の城に参り昌幸公へ御禮有ければ不斜御悦有て此由甲府へ被成注進、金子美濃守を横尾八幡の城に富澤豊前と一所被籠ける。渡邊左近允は柏原の用害に被差置ける。其頃甲府より冒幸公奉行にて條目被遣ける。

法度

一對地衆不致狼藉様に被申付、可加懇切事

一從二之曲輪内へ地衆出入一切可被停止事

(此已下不見)

(此所闕文)

五百餘人十八日早旦に倉内城に被差越ければ無相違藤田入替り番所を請取固之旨早速安中を以て海野に注進せられければ昌幸公黒糸綴の鎧に信玄公より賜りたる龍頭の甲を被召、三尺五寸の重代の太刀を帯び一尺八寸の討刀、九寸五分の鎧通し十文字に横たへ十文字の鍵引提、望月黒と申す名馬に具鞍爲置、金の馬せん打掛させ胴赤の御旗六文錢爲書たるを真先に爲進、むりやらの御指物茗荷の御纏にて先陣は海野中務太輔、同心被官に被附たる佐藤軍兵衛緋綴の甲を著、三尺八寸の太刀、二尺五寸の討刀十文字に横へ八角の棒打かたけ海

野が馬添に立て歩ける。關東に隱なき大兵也、さも勇々鋪ぞ見へたりけり。相續て池田甚次郎、植栗河内守、鎌原宮内少輔、浦野七左衛門尉。御馬廻りは春原、上原、宮下、深井、木村、大熊、川合、矢野半左衛門尉。後陣は出浦上總介、鈴木主水、原澤大藏、澤浦隼人、山口式部、廣田彈左衛門、殿は北能登守、師大助雜兵を殘しちかれ究竟の兵勝て六十餘騎、御馬添には富澤豊前黒糸綴の鎧、鍬形の冑を著、三尺五寸の太刀を佩、大長刀を打かたげ、ゆらり／＼と歩行けり、小荷駄奉行は唐澤玄蕃、一年中山安藝守へ菅領より下し賜りたる金の馬鎧盜取しが此度は丹下鹿毛と云馬に打かけ乘たりけり。同富澤主計も御小荷駄に附たりけり。渡利常陸介は海野能登守の小荷駄に附たり。昌幸公宮の邊の武尊社頭の前に御馬を被立、倉内を御遠見有つるに恩田越前守、發知刑部太輔、下沼田豊前守、久屋左馬允は歩行立すはだにて小者一人宛召連朝夕坂迄御迎に來りけり。藤田信吉は本丸北の番所に出て團扇を以て奉招ければ昌幸公は保科曲輪より乗入給ひて本城に御入有ける。藤田も頓て御對面有て御喜悅不淺けり。懸りける處に藤田彦助は北條曲輪に在けるが、兄信吉の仕方不及了、とて藤田を内へ不入、既に及合戰處に昌幸公色々御宥めあつて合戰はなかりけり。此旨甲府を御注進有んとて眞下但馬守に被仰付、早速注進有ければ勝頼公御悅有て藤田には利根東郡三百貫文被宛行、之旨御證文被下ける、藤田彦助、全家臣吉田新介浪入したり。藤田信吉より人質を取り沼田城代に被居たり。本丸は藤田。二ノ丸は海野能登守父子、下沼田豊前守。北條曲輪は金子美濃守、發知刑部太輔。三ノ丸は渡邊左近、恩田越前守。大膳曲輪は久屋左馬允。保科曲輪は西山市之丞、守護代藤田海野兩人也。藤田へ被下ける御證文に曰

沼田へ數年雖相働、其方堅固相抱之條、年月相過候處、今度以忠節倉内之城明渡、殊に同苗彦助、吉田新介等令追放之由、委曲眞田處より以眞下一令注進神妙之儀に存候、仍爲忠賞利根川東郡三百貫文之處、全可被知行候、猶依戰功可被加重恩者也、仍如件
天正八年庚辰六月晦日
勝 頼 御在判

藤田能登守殿

今度以忠節在所令退去、最前名胡桃參陣、誠以神妙之至に候、仍本領八十貫文、今度之爲忠賞薄根之内、二十貫文之處、都合百貫文之地、被宛行也、猶依忠節之旨、被仰出候也、仍如件
年月日(勝頼御朱印)
跡部大炊介奉之
金子美濃守殿

渡邊左近允に本領五十貫文、御加増十貫文、都合六十貫文被下置也。

三十貫文 藤田彦助分
七十貫文 吉田新介分

此度渡邊左近令同心至沼田、最前參陣神妙に思召候、仍爲本領沼田内後閑善昌寺分之處、右如此被下置候、猶依忠節之旨、被仰出者也、仍如件
天正八年庚辰六月晦日(頼勝公御朱印)
跡部大炊介奉之
西山市之丞殿

追而如此雖書置先判有所持之人は以替地可被捕之、又被申構有ば重而開届可成下知者也、發知久屋、下沼田鈴木、川田の發知圖書、山名信濃守、山名彌惣、岡谷平内左衛門、師大助、石墨兵庫、鹽野井又市、片山主膳、高野、恩田、中山、尻高、原次左衛門以下本領安堵の御朱印昌幸公奉行にて被下ける、昌幸公へ先方衆を始として御禮有り。

進上物之覺 番附次第不同、後に改直すべし
一高木貞宗御脇差一腰、乘鞍銀幅輪一口、黃金一枚 藤田能登守藤原信吉
一兼光御刀一腰、沼田道安作鞍一口 金子美濃守平泰清
一守光御脇差一腰、唐紙百束 渡邊左近介源綱秀

- 一 矢根二百十四根、鞍一挺
- 一 沼田打泰重ノ御刀一腰、乘鞍一口
- 一 左文字御刀一腰、鎧一口
- 一 末行御刀一腰、具足一領
- 一 青江家次御刀一腰
- 一 熊皮二枚
- 一 葉茶壺一個
- 一 月山脇差一腰
- 一 鎧 一 掛
- 一 長太刀一振
- 一 御祈禱御札紙三十束
- 一 御守札紙二十束

其外地衆不殘椿名別當、諏訪別當三光院、下沼田宮野邊、武尊神主高井但馬守、上沼田諏訪別當三王坊、法、山保鷹山三峯山、寺、寺金剛院、寺、寺社方共御札有けり。町田坊と申は永享の頃萬、と申す山伏吉野より來り開基して幕岩山觀音寺町田坊と號し利根一郡の職を持也。

昌幸公東上州御働之事、戸鹿野八幡宮之事

天正八年八月中旬に東上州御働可有とて藤田海野渡邊金子北發知下沼田久屋山名恩田西山鈴木等に御評定有り、其頃前橋の城には由良信濃守、多目周防守八千餘騎にて在城也ければ昌幸公備を定め以計可討とて田北の原に打出給て勢揃をぞし給ける、昌幸公此年三十七歳の御時也。

旗奉行

加下喜内
宮澤助右衛門

先陣

七百餘騎

左三百餘騎

脇備

右二百餘騎

御馬廻

五百餘騎

殿

七百餘騎

隱岐守昌若御舍弟也

海野中務太輔

金子美濃守

久屋三河守

渡邊左近允(白旗三星、石盈紋、馬印白しやくま)

西山市之丞(白旗左巴、馬印丸にたちばな)

湯本三郎左衛門

海野七左衛門丞(白旗二つ輪遣い馬印立波)

湯本左京進(白地月、馬印かま)

加茂大膳

春原勘左衛門

塩谷掃部

富澤伊豫守

津久井刑部左衛門

丸山土佐守、深井三彌

木村戸右衛門、長野舍人

大熊五郎右衛門、志賀又兵衛

川原左京、平賀右衛門

高梨兵庫助、塩野井善八

富澤豊前守、小熊九兵衛

横谷左近、高野九太夫

蜂須賀舍人、同、但馬守

徳藏院

藤田能登守信吉、吉田惣助

前備

五百餘騎

旗本

百五十騎

武者奉行

後備

五百餘騎

小荷駄

奉行

御使番

中山安藝守(白旗違たかの葉馬印てう)

鎌原宮内

和田主水

下沼田豊前守(白旗赤左巴、馬印短册)

矢野半左衛門尉(若荷の内、まとゐ)

白倉武兵衛

赤澤常陸守

佐藤豊後守

塚本舍人助

三橋甚太郎

出浦上總介

植栗河内守、久屋左馬允

尻高伊賀守、鹽野井又市郎

山口馬介、原澤源太左衛門

中澤越後守、川合全十郎

高橋右馬允、同、左近

林太郎左衛門

山越左内

割田下總

上原淺右衛門

一場太郎右衛門

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

足輕百人

沼田

海野能登守、下沼田道虎入道
小草原新三郎、岡谷平内左衛門
山田文右衛門、石墨又八

御留守居

都合三千餘騎

北能登守は越後口爲レ押小川在城也、山名信濃守父子、發知圖書、中山右衛門は長尾衆爲レ押在城す。川田境澤高勢戸大竹の用害には深津二郎兵衛、生方兵部、同勘解由、同半左衛門、深津和泉、平井兵庫、小林出羽を番々に被二差置一ける也。其日御馬揃備立御終有て戸鹿野（其頃は梅野と云）八幡宮を御參詣有り、別當立出て社壇に於て幣帛を捧ぐ、抑々當社八幡宮と申奉るは平康年間奥州の安部貞任宗任、朝廷に背き奉りしかば爲二御誅罰一、源頼義公彼國を發向し給て御誅罰也、貞任が家の子安部惟任平康七年當國の行品の奥山尾瀬谷に籠居して國中を押し領し國民を惱したり。（此間十餘字闕文）惟任は人には非るにや其丈一丈有り、總身に毛生え宛然鬼神の如き也猶も企二逆心一條、重て義家朝臣蒙レ勅沼田ノ庄の北、後閑ノ郷に於て惟任御調伏也けり、不思議なる哉惟任失二通力一、八幡宮の北の嶽岩窟に入て餓死す、今彼の岩窟の内に骸骨あり、脛の長さ八東有けるに依て世人八東脛明神と視ぎ又口あきの明神とも申す也。猶又文明年中由良信濃守源國繁當庄へ發向して沼田先主沼田上野介長忠公を以二多勢一倉内城を稻麻竹園に取巻責けるに、勢微にして不二軍成一、城主密に以二使者一玉泉寺に被レ申、凶賊調伏八幡宮の以二神力一退治ん事を被レ願ければ住持神殿に三日安禪して被レ祈ければ不思議也社頭鳴動して曉天に山鳩數萬飛んで凶徒の陣上に至り其聲動レ地ければ敵有り加勢と見て避易しける折柄、城中よりも長忠軍勢を被レ出ければ皆敗北して戸鹿野神應寺の邊にて悉く被レ討にけり。長忠奇異の思をなして社殿を御建立有て専ら倉内の守護神と崇め給ふ。長忠の先祖上野介景康、長祿二戊寅年當城を築給ひて此處神應寺の舊跡とて享祿元年八月十五日此處に移し奉らる。猶以て當城の守護神也。委しくは神託の記に有レ之とて差出しければ不思議なり社殿の上より山鳩二羽飛來て南方へ飛行けり。昌幸公謹而禮拜し給て目出度門出也と御悅有て倉内に御歸有り、翌日辰の一天に出陣被レ成ける。先陣海野中務太輔、すはまの旗眞先に進ませ、佐藤軍兵衛八角の棒を打かたげ乗出しければ鎌田の城主加藤丹波降參して御先手に加はる。阿曾の用害に籠たる關口右近右衛門、桐生

阿久澤用害を明退たり。長井坂の城には牧彌六郎、須田加賀守、須田新左衛門、狩野左近介、石田平左衛門、原澤惣左衛門、須田久次郎、同新次郎、狩野玄蕃、石田主計、狩野主水、持木藤左衛門、同主膳介、狩野甚、籠けるが御味方申さんとて白井へ退出して用害を渡しける。かくて前橋にて此由を開て茂手木内記、阿久澤左馬介、大胡常陸介、善ノ隼人、齋藤加賀守、鳥山十兵衛、山上豊後守、其勢五千餘騎、米野ノ原へ出向て控たり。不動山の城には李和泉守楯籠ける。先手を以て責捕べしと下知有ければ海野七百餘騎を以て責けるに城郭山城にして容易く可レ寄様なく猶豫して見へければ昌幸公より唐澤を以て被レ申けるは、ヶ程の小城責あぐんで見えけるは加勢を請んとの事也かと被レ申ければ海野金子渡邊湯本西山、不及二御返事一とて步行立に成て城内へ押入ければ城主こらへ兼て櫓の郷に落下り白井をさして引退く、則ち城中へ放火して勝閑を作り貝吹て人敷を引上げれば昌幸公不レ斜御喜悦有て夫より勝保澤に押寄給ければ氏邦出勢して大戸口より寄來と海野長門守より飛脚到來しければ各沼田へ引返されける。氏邦は前橋口へ昌幸公出張したまふと聞給ひて吾妻口の働を止給ければ其年の軍は無かりければ沼田の儀は藤田城代にて昌幸公は九月中旬に甲府へ御歸陣也。沼田の儀一々御披露被レ成、眞下但馬守に御恩賞あり。

定

藤田能登守忠勤之節、凌二難濫一致レ爲二飛脚一往還神妙被二思召一候、仍爲二忠賞一信州河北之内反町分五十貫文之處被二宛行一旨、被二仰出一者也、仍如件

天正八年庚辰十二月二十九日(御朱印)

眞下安房守奉之

眞下但馬殿

定

其方知行奥郡曾利町分之事、從當辛巳至丁亥七ヶ年之間、郷、之諸役一切有二御免許一之旨、被二仰出一者也、仍如件

天正九年二月二十日(御朱印)

眞下安房守奉之

如し此御恩賞有ければ上下安堵の思ひを爲したりけり。

眞下但馬殿

沼田平八郎殿生害並金子心變りの事

天正九年辛巳先主沼田平八郎景義は先年會津へ浪入し給けるが近年は東上州女淵と申す處に住給ひて由良殿の一族矢羽殿の聲に成り給ける。沼田は因み有し者内々密通したりける。由良殿御念頃也、一度本領に歸せんとて其企てあるを藤田海野聞給て昌幸公へ告たりければ早速甲州を御立有て岩櫃に御著有り、金子義濃守泰清は景義の叔又なりけり、此縁を以て萬鬼齋御取立、沼田執權也けるが當世まで、有りける、渠を以て討にしくは無しとて長門守と評定有ける處、矢羽殿より家老石橋與惣左衛門父子被_レ附、由良殿より加勢に由良佐左衛門桐生傳左衛門、大胡十兵衛、那波大學介、愛久澤庄左衛門尉、其外近邊の城主十騎二十騎合力有て其勢二千餘騎、同年三月朔日に新田を打立、同三日に勢田郡糸井の津久井刑部左衛門尉が宿所に御著有て翌四日南越生瀬に陣を被_レ移ければ先方重恩の御家人味方と申て倉内在々の武士引拂く景義へ參陣す、先づ一番に和田主水、發知刑部少輔、久屋平六、岡内平内左衛門、鶴川佐衛門入道、同左京、同三郎左衛門、小野大膳、桑原玄蕃、津久井刑部左衛門、同又左衛門、同與兵衛、星野圖書介、其外在々の農民等迄馳參りける程に無_レ程三千餘騎に成て阿楚の用害に移られければ近日御本意疑なしとて寺院佛寺別當社人まで皆々御手に屬しけり。昌幸公此由を聞て竊に倉内に御越被_レ成、金子義濃守に被_レ仰けるは貴方智畧にて此度八郎殿を討給へ、依之屋形様よりも貴方より外なしとて御證文被_レ遣けるとて金子に御渡有りける、證文に曰、

其方以_レ計策_ニ彼者於_レ沼田_ニ於_レ令_ニ生涯_ニ者、川西千貫文之處可_ニ宛行_ニ候、猶眞田安房守可申候、恐々謹言

二月十二日

金子美濃守殿

勝 頼 朱印

猶又無_レ相違_ニ之旨、起請文御認有て跡部尾張守、眞田安房守と被_レ遊たるを金子にこそ御渡有り、依之大欲の金

子にて舊好を忘れ此儀に納得してければ金子は中山右衛門、山名彌惣、岡谷平六など談合して景義へ御味方申さんとて申入けり。扱同十一日に跡方により押寄せ、田北之原へ寄給ければ藤田海野八百餘騎にて出向戦けるが多勢に無勢不_レ叶して倉内に引入ければ景義は戸神高應兩所の要害に取上り倉内を目の下に見下し只一時に可_ニ責落_ニと三千餘騎三手に分て寄んと被_レ議ければ能き時分とて金子山名岡谷手勢三百餘騎引率して戸神に伺候して町田の觀音堂に町田坊同行一音坊筆者にて上巻の起請文_{鷲血を付進上申し、藤田浦野を始め倉内を明渡し主君に請可_ニ申上_ニ之使也と申しさめ、と哭て申ければ御因みの者なれば尤と思召、三月十五日町田の觀音堂までおびき出し彼處に金子を始め胃を脱ぎ八郎殿も素肌被_レ成ければ城中より爲_ニ御迎_ニ山名小四郎、下沼田豊前、皆素肌にて參りければ御本意目出度と申上、金子御案内に先立、其次に景義、其次に御小姓羽根川小膳、岡谷十太夫、其次に石橋與惣左衛門、津久井文左衛門、同與兵衛、鶴川左京、中村新左衛門、善隼人、其外二十人斗、水の手曲輪より御入候、其時山名彌惣爲_ニ御迎_ニ罷出膝まづく風情にて三尺三寸の刀するりと抜き景義に切て掛りければ金子隙間もなく景義の左の脇に三刀さす、其時痛はしや八郎殿金子くくと三聲被_レ仰、是を最後の御辭として御年四十二、水の手曲輪の露と爲_レ消給ひける、御首をば山名彌惣討捕ける。羽根川太刀拔合けるを岡谷十助太刀にて只一太刀に討ふせける、其外拔連て掛りければかまりとも共方々出向て切て掛り弓を射かけ鐵砲を打掛ける程に散々に成て逃行ける。御しるしをくさやうに載參らせ、昌幸床几に腰かけられ海野重代備前長光の太刀佩給ひ黒絲威の鎧、龍頭の甲の緒締め、弓手馬手に藤田信吉、海野輝幸、丸山土佐守矢野半左衛門、川原左京、春原勘右衛門、出浦上總介、大熊五郎左衛門、深井三彌、富澤豊前守、田口文左衛門、高井甚八十二人甲冑を帯び伺候す。昌幸公の三尺五寸の太刀は木村戸右衛門、藤田殿の太刀は塚本舍人持之、海野殿の茶臼割の太刀は佐藤軍兵衛持之、山名彌惣は甲冑を帯し御前に伺候す。くさやうは出浦上總介本丸を三度持廻り實檢の作法取行ける。昌幸公は勇々鋪大將哉と人々感じける。かくて山名彌惣が下人彌左衛門と云し者、景義殿の星甲を水手の下に捨たるを見付、山名の主實に成たり。去程に南越生へ討手を差向られけるに皆々五輪峠なみての峯を越え落行ける。石橋父子退をくられて砂川邊瀧坂と云所にて尾澤與惣、桑原與左衛}

門等五人にて追駈爲_二討留。昌幸公情深き大將にて御座せば八郎景義のむくろを下沼田村に葬り、古跡に一字の禪寺を建立有て一向平八郎殿御供養として法喜庵と被_レ爲_レ號ける。其節吉祥寺門中大同庵は平八郎殿へ昔御恩の僧也ければ此度御見届に參らんとて前夜の御生涯は不_レ知、一樽を捧げるとして御陣所へ參けるを討手の者見付搦捕けり。久屋太郎此由を見て散々に笑ければ大同庵立腹、其方こそ逆心の本人也、頓て陰謀露顯せんと申したりければ太郎赤面したりけり、寔や君子は狂人に不_レ見とは掛る事をや申へき。大同庵甲州にて籠舎也けるが其後御免有て髮長く生え古郷に立歸る也。久屋太郎伯父左馬介、逆心顯れ被_レ召捕_二羽かへ付にて笠かぶせ倉内へ參る、三、門にて太郎警固の眞下勘介に向て笠の緒緩く成たり、直し度と申ければ、さらばとて笠の緒を直し手を引んとする處を繩をすり抜き眞下が刀を抜取、眞下を一太刀に討ふせて左馬介が方へ向て一文字にかゝり繩を切放し四方へ切て廻りけり。其節御城普請有り丸山土佐守、風と出會ければ丸山殿とて切て掛りければ丸山心得たりとて抜合相戦、太郎は安田が弟子にて兵法の達者也ければ丸山を十三ヶ所切けれ、太郎は三ヶ所手負けれ共何も深手にてよりはりければ戸部藤左衛門立會、首を打落しけり。左馬介は堀の内へ飛入り腰を打折りけり、兩人ながらはた物に掛させらる不思議也。太郎元來愛宕を信じ若し何事か有ん時、最期の太刀打申様と祈けるが誠に眞下勘介を打殺、家老丸山に數ヶ所手を爲_レ負けるは安田の所願の所也、偏に愛宕の御恵みと人々申あへり、丸山は此手疵にて手不自由なりと申けり。扱昌幸公爲_二注進_一、四月下旬甲州へ御參府なり。

眞田安房守昌幸公沼田御歸城並藤田能登守領知仕置之事

天正九年辛巳六月昌幸公沼田へ歸城に付、藤田所へ勝頼公より御書を被_レ下ける。

安房守歸城候間一筆申候、近日關東中無_レ珍義候哉、有_二相替説_一者注進尤に候、乃弓十張進_レ之候、委曲可有_二眞田口上_一候、恐々謹言

六月七日

勝頼 朱印
藤田能登守殿

藤田信吉は領地片品郷之内沼須之城賜りけり。沼須より平出岩室、高平生古枝語父生品發知秋塚奈良原地三百貫文之地也、舊功の官臣等に恩賞を宛行けり、奈良秋塚之郷は家臣我名修理介に賜ふ。

知行方

貳拾貫文 古語父之内

去歲甲州之忠信之砌、最前被_レ抽_二諸人、神妙之奉公令_二感悦_一候、就之右之地出置候、向後嚴密御軍役可_レ被_二走廻候當_一、所本意に付而者一廉可_二引立_一者也、仍如件

天正九年辛巳六月十六日

信吉 判

塚本舍人助殿

知行方

(知行方等記入を闕く)

去秋甲府之忠信之砌、神妙之奉公令_二感悦_一候、依之右之地出置候、向後御軍役可勤之候、在所本意に付而者一廉可_二引立_一者也、仍如件

年月日(同上)

信吉 判

木内甚五左衛門殿

知行方

貳貫文 原地之内

右之地出置候、向後者不_レ及_二他事_一一圖奉公尤に候、然而相當之御番等可_レ致者也、仍如件

天正九年辛巳八月七日

信吉 判

七五三木佐渡守殿

此外知行それ_二宛行、其身は倉内に在城し妻子方は沼須の城に被_レ居ける。去年勢田郡米野邊まで切隨給て不動山乗捕給し時、忠節之侍に知行被_レ下ける。

先年不動山乗捕、則河西へ被退之條、忠節無^二比類^一候、然而倉内本意之上、望之地雖^レ可^二相渡^レ之、沼田過半藤田能登守方、依^二忠勳被^二下置^一條無^二是非^一候、武上御本意之上、一所申成可^二出置^一候、先爲^二堪忍分^一於南雲之内、信州積二十貫文所出置候者也、仍如件

天正九年辛巳七月十日

昌 幸 判
須田新左衛門殿

宮田衆十一人一所に川西へ退出に付爲^二其褒美^一、屋鋪分被^二下置^一人々。
石田主計佐、同平左衛門、原澤惣左衛門、狩野玄蕃允、須田新次郎、同與右衛門、同久次郎、同甚奎、狩野主水佐、持木藤右衛門、新木主稅助

須田新左衛門、狩野左近助忠節之砌同意、川西へ被退之條忠節無^二比類^一候、然而倉内御本意之上者一所雖^レ可^二相渡^一候上、藤田能登守方依^二忠節^一沼田過半被^レ下^レ之條無^二了簡^一候、如何様武上御本意之上、必一所申成可^二出置^一候、先爲^二屋鋪分^一右拾壹人信州積五十貫文所、可^二出置^一者也、仍如件

年月日(同上)

昌 幸 判

此外忠節之族恩賞被^二宛行^一、長井坂の要害に恩田越前守。下沼田豐前守。米野の要害に須田加賀守。鎌田の城に加藤丹羽守。阿楚の要害に金子美濃守。小川の城に北能登守。名胡桃に鈴木主水。上川田に發智圖書。川田に山名主水。是は信濃守と云しが武田御領分たるに仍り如此 越後の押の爲め新巻の要害に鹽原源太左衛門、澤浦隼人。箱崎に原澤大藏。山口式部、神保大炊介、小池右馬之助、森下又右衛門。湯^二檜會清水越^一の爲^二番安部彦次郎^一、内山市左衛門。犬居田の用害に鈴木與八郎、同主稅助、石倉青柳、富士の神主鈴木駿河太夫。中山に中山安藝守、同右衛門父子、平形丹後守。尻高は尻高左馬介、同源三郎父子、村上出羽守、段々被^レ仰付、其年は岩櫃にて御越年也。

昌村公子持山御參詣並縁起之事

天正九年七月中旬、昌幸公は子持山へ御參詣有んとて山名主水、同彌惣父子三人、發智圖書、同兵庫、中山安

藝守、同右衛門、鈴木主水、長瀬伊賀守御案内にて藤田信吉、金子美農守、渡邊左近御同道有て御供廻三百餘騎也。川原左京進、矢野半左衛門尉、利根川を船にて御渡り、川田、、、、猩ノ薬師御參詣、從^レ夫水口通に上山し給ひければ笹尾明神の別當先達して山中へ分入給て御手洗、末ノ瀧、空海ノ護摩所、大日如來御札拜有て夫より本山へ登り給へば前橋、高崎、惣社邊不^レ殘御遠見有て本山明神へ御參詣也。巖坊立寄御對面有ければ昌幸公、信吉左右へ分て御著座有て明神の縁起御尋有ければ別當幣帛を捧て一々是を宣たりける。抑々此山と申奉るは、昔はタケへ山と申けるが今此明神御住おはしませしより子持山と申す也、そもこの明神と申奉るは

(已下
闕文)

覺堂曰「史籍集覽」中に收めし「加澤平次左衛門覺書」の一巻中には上來掲記したる所は一も所載無く、次項「善導寺振舞之事」以下二十餘項、即ち第三卷の最終の處、第四卷の後半、第五卷の一部を収録したるのみにて其他は悉く闕如せり、今、之を識別し易からしむる爲め、該書に收めたる部分だけは各條項の下に(史)の符號を附し、以て注意を惹くこととなせり。而も其の本文は總て増田本に據りて校訂し、史籍集覽本は殆ど措て問はざるなり。

善導寺振舞之事附開山物語之事 (史)

天正九年昌幸公始て岩櫃に緩々御座有りけるに依て、善導寺へ御招請仕らんとして川原左京、丸山土佐守を以て申演ければ、さらば御出有んとて九月十三日霧澤を御出あり、御留守居は海野能登守、池田佐渡守、春原勘右衛門、善導寺表門川原左京、富澤但馬、富澤七郎兵衛、足輕百人。裏門小菅野新三郎、宮下藤右衛門、赤澤常陸介、足輕五十人、大手番匠坂、浦野中務、同七左衛門、一場太郎左衛門、佐勝豊後、鹽谷將監、有川掃部、、、足輕百人にて口々をぞ固めける。上人山門の邊まで御迎に出られければ昌幸公も下馬し給て、夫より上人御同道にて客殿に御入有て本尊御禮拜被^レ成、室間に御着座なり。御相伴は大戸眞樂齋入道、海野長門守、鎌原宮内少輔、植栗河内守、北能登守、湯本三郎左衛門尉、浦野義見齋、徳藏院、配膳は木村渡右衛門、池田甚次郎、大熊五郎左衛門、出浦上總介。御酌は川原左内、長野舍人助。御給仕は田澤主殿、深井三彌、春原勘

次郎、西窪内藏千代、富澤又三郎也。終日御酒宴被_レ成ける。昌幸公上人に向て、此御寺の開山開基の次第は如何と御尋有りければ、上人詳に御物語有り抑々浄土宗と申は、法然源空上人は、後白河院の御宇の時、關白忠通公、召_レ諸宗之碩學、五十五箇日、被_レ令_レ講_ニ要集_ニ時、上人の講説最上なるが故に、智惠第一の名を得給ふ。帝深く信じ給ひて浄土宗悉く本朝に流布せり、上人の御弟子有り、聖光上人を鎮西流と號し、次を隆寛律師長樂寺派と號し、其次を善惠上人を西山派と申す也、善惠上人此寺の法祖たり。俗姓を尋るに賀州員外の刺史親季證玄入道の一子、久我の内大臣通親公の猶子也。自_ニ十四歳_ニ至_ニ三十六歳_ニ善導寺往生院慈鎮和尚に付屬し給て西山一派の法祖たり。然に寛治元年十一月廿六日遷化し給けり、上人壽世の時、唐橋大納言の孫子宰相中將雅清の御子を弟子に御契約有て淨音上人と申す也、其御弟子觀知行觀とて兩人有り、觀知は奥州伊達の門族を御弟子に取給て道空上人と申す也、此御弟子阿道も御弟子道惠上人と申す也、道惠上人三人の御弟子、圓光、識阿、行覺と申す也、行觀の御弟子觀教上人、此御弟子道覺上人と申す也、貞治元年牛春の頃、道覺、圓光、識阿、三人此處に來り給き、其頃當庄の地頭をば大織冠鎌足公より廿一代の胤孫吾妻太郎藤原の維光とて太田の莊に居住有けるが或夜筑紫より大船三艘此地に來ると夢に見え覺て家の子を召て此處山中也けるに船の來る事如何なる告ならんやと申ければ、臣下進出て目出度御夢想也、是は大善知識來り給ふべし、専ら郡中豐饒の御政事御子孫繁昌の御夢想也と判じたりければ、彼三人の僧天然と來り給けり、郡主喜悅し給て三人の僧を御馳走有り就中識阿上人をば居城の鬼門反邊と申す處に、一字の道場を建立有て無量山善導寺と號したり、當寺の開山是也。康應元年十二月十日に遷化し給けり。圓光上人は青山近通寺と號し。後に他山し武州にて一寺を開き給ふ也。道覺上人は同郡山田の善福寺と號たり、此上人は貞治元年八月十五日遷化し給けり、御墓所は反邊の傍ら首の社の邊に一字の阿彌陀の御堂を建立せり。爰に奇怪の御物語あり、善導寺二代目の住持道阿上人の母儀、明德四年癸酉四月八日、當國六ノ宮榛名權現へ參詣し給て、伊香保の沼を詠しが忽ち百尋の大蛇に成て、沼の内へ飛入り給ふ、此由道阿上人聞給て、彼の沼の邊に參られければ彼蛇沼の内より出て、鱗三枚上人に渡し、善導寺有らん限は水自在なるべし、是迄也とて沼の内へ入給ふ、上人は母公の蛇道に落給ふ事を悲み、三七日

沼端にて御經供養ありて彼處に無き跡の石塔一基建立せられけり。今則ち明德四年四月八日と彫付有り、此奇瑞にや何れの地の寺を移したりとも水不出事なしと、辨舌明らかに演説ありければ、昌幸公を始奉り、御相伴の人々も言語道斷の御物語と感じ入りてぞをわしける。昌幸公重て御尋有けるは、當國六ノ宮又伊香保の沼と申されける、御物語如何と被仰ければ、上人さらば荒々御物語申さんとて、凡上州に十二社あり、西上州の一ノ宮拔鉢の大明神と申し男女體にて垂跡は彌勒觀音也、異國阿育王の太子俱那の御妹也。二ノ宮は赤城大明神大沼は千手觀音、小沼は虚空藏、禪頂は地藏也。三ノ宮は伊香保明神、湯前の時は藥師、里に下ては十一面觀音也。四ノ宮は宿禰明神。五ノ宮は若伊香保明神、千手觀音也。六ノ宮は榛名滿行權現、地藏也。七ノ宮は澤の宮。小祝明神、文珠也。八ノ宮は那波の上火雷神、虚空藏也。九ノ宮は那波の下宮、少智大明神、如意輪觀音也。惣社は本地普賢也。子持山明神、那波の八郎明神、同所辛科の明神也、伊香保の沼と申は當國の名所也。順徳院の御歌に 　　から衣かへるいかほの沼水に今日は玉ぬくあやめをぞひく
定家卿の歌に 　　まごもかるいかほの沼のいかはかり浪こえぬらん五月雨の比
家隆卿の歌に 　　さみだれに伊香保の沼の菖蒲草今日のいつかとたれかひくらん
と一々御物語被申ければ、古今の御物語尤殊勝の御寺也とて、寺社領の儀、勝頼公へ御披露有て前々の如く可被寄附とて御退出あり、昌幸公九月下旬參府被成けり翌年正月甲州へ御參府有て、勝頼公の御證文を善導寺へ被遣ける。

寺領之事
拾三貫文 川戸村之内
右之地善導寺へ令_ニ寄附_ニ畢ぬ。尤如_ニ前々_ニ山林竹木如_ニ有來_ニ不可_レ有_ニ相違_ニ者也、仍而如件。
天正十年壬午正月廿八日 (朱印) 真田房安守奉之

此外林村御房別當大乘院川部村一ノ宮□□宮□□□□岩下の□□川戸□つつみの明神、原の觀音、岩櫃の不動

横尾の和利の宮、同所八幡宮、下尻高の三代明神、岩下の観音、市城観音、青山駒形小泉の明神□□観音、山田の善福寺、高戸屋の薬師□□、岩井の玉川堂、嶽山近戸の明神、□□諏訪、いづれも残る所なく、寺領社領御朱印給りける。

町田房浪人之事 附 歸參之事(史)

町田房浪人したる謂れを尋ぬるに、天正八年に藤田信吉甲川へ隨身しける折節、藤田と令同心沼田の城昌幸公へ相渡す段、南方不快に被思ければ、天正十六年沼田へ、邦憲被相移して、町田房追放したりけり。掛りける處に富永又七郎助重へ便り氏邦へ訴へければ諸侯へも御斷有て、同十七年丑九月町田村へ歸參したりけり。抑此町田房と申は、永享年中芳野より萬福と云ふ山伏此地に來り、沼田晴雲齋入道の歸依によつて、幕岩山觀音寺町田房と號し、利根勢田の□□を持ちたりけり、丑年町田に歸參の節助重の證文に曰、

町田本、被致歸參度由度々□□に付、先々返置候、彼地我々領分に罷成候者組合□□をば可進置者也、仍如件

九月二十九日

町田房 助重在判

海野兄弟御退治矢澤頼綱無二心事(史)

海野兄弟と申は、吾妻三原の地頭滋野の末葉羽尾治部少輔景幸と云し人あり、嫡子は羽尾治部幸世道雲入道、二男海野長門守幸光、同能登守輝幸と申しけり。道雲入道は生害あつて舍弟二人が齋藤越前守に囑しける。齋藤没落の節甲府へ忠節あつて三原郷御取立あつて天正三年夏の頃□□岩櫃の城を被預、勝頼公□□一門悉く安堵の思をなして吾妻守護代也、輝幸の嫡子中書幸貞は矢澤薩摩守頼綱の婿にて成て幸隆公の姪なり、幸貞の妹二人有り、原監物、禰津助右衛門尉の妻女也、かくて長門守岩櫃の城に居て越後南方の大敵を防ぎ、

堅固に城を持ければ勝頼公不斜被思ける、堺目の城代なりければ年始の御禮にも參府は無く、以使者被勤ける、年頭の使者差上たる節御書あり、其文に曰

改年之爲祝儀矢根到來喜悅候、猶土屋右衛門尉可申候、恐々謹言

正月十七日

勝頼 御朱印
海野長門守殿

かゝりける處に、天正九年の夏の頃より沼田城に藤田能州、海野能州籠被置けるが、其頃北條安房守氏邦出張し給て、猪俣能登守先掛にて倉内を被責ければ、昌幸公此由を開食て同七月伯父矢澤頼綱、御舍弟隱岐守昌君を大將にて岩櫃に着陣有り、海野へ御評定あつて沼田を被寄ければ、昌幸公先年人々に御恩賞深かりければ沼田地衆不殘御幕下に來ければ、猪俣不叶して引返しけり。かくて世の中不定ければ海野兄弟兩城を牢固め給ば、吾妻一郡は兄弟へ御渡し有んと昌幸公御約束有しに、吾妻郡の内所々を給人に恩附せられければ、兄弟無覺束思はれ、昌幸公へ佐藤豊後、渡利常陸介、兩人を使者として被申ければ、郡内士卒恩賞の儀、向後我等兄弟の計に可任と申されければ、昌幸公御返答に、尤先年約諾申ごとく、貴方へ可相渡處相違なし、然れども鎌原湯本植栗池田浦野西久保横谷、此七人は除き其外は不殘御被官たるべく、勿論恩賞の事も御斗たるべしと御返事有ければ、七人を付られざる事心得がたしとて、逆心の企顯然たる旨、彼七人の加判にて湯本鎌原の處より、同年十一月上旬に注進ありければ昌幸公驚き給て、頼綱公と御密談有けるに、矢澤申されけるは、海野兄弟猛勇の兵なり、南方へ組せんは必定、海野中務大輔は我が婿也、孫も三人有り、不便には存ずと雖も、惣領の家を倒さん事、弓矢の妙慮如何なれば、不道不義の族は早く誅罰にしくは無と申しければ、早速此旨甲府へ注進し給て打手を差向らる、御舍弟隱岐守昌君、御檢使は田口又左衛門尉、川原左京、出浦上總之助、相隨人々には鎌原宮内少輔、湯本三郎右衛門尉、西久保次郎左衛門、青原勘介、長野舍人、横谷左近入道、池田甚次郎、植栗河内百八十騎、雜兵一千餘人、同月廿一日の午時岩櫃に御着陣有つて、長門守居館城に押寄り長門守は其年七十五、近年老衰して不眼なり。佐藤鹿野峰須賀渡利割田蟻川□□二ノ宮唐山近岡高山茂

手木湯本の人々、町田神保茂手木桑原高橋山田小淵富澤の一黨を先として真田の御味方に參て一度にどつと寄
 ければ、幸光眼見ざりけれども居間を不_レ退甲冑を帶し座鋪の内へ麻がらを散させ、敵寄來り麻柄を踏折りし方
 を三尺五寸の太刀を以て拂伐にし給へば矢庭に十四五人伏せ、殘兵四方へはつと引ければ是迄とて腹十文字
 に掻切り、館に火をかけ七十五歳を最期とし岩櫃の草葉の露と消給ひける、爰に哀れを留めたるは、幸光の妻
 三十五、娘十四歳に成給を越後國本國なれば一先落し返さんとしけれども敵取卷ければ不_レ叶して家の子渡利
 常陸介無_レ情も害したり、哀と云も猶餘り有り、昌君、田口又左衛門尉は岩櫃の城は池田鎌原湯本に預置、同日
 晚景に吾妻を打立、廿一日の未明やらぬ篠の目に川田の郷に御着有て、發智圖書、山名主水、同彌惣案内者に
 加り刀禰川の城の奉行深津次郎兵衛、鹽野下野先として鯉ヶ瀬を一度にさつと渡し、先達而昌君より小池太郎
 左衛門尉、上原淺右衛門尉を使者として、藤田海野の兩將へ申されるは、今度東上州へ屋形様御發向に付隱
 岐守奉り、沼田の勢を相催し、海野の兩將にて出張仕候にて候也、爲其申入候旨被_レ申入、昌君は本丸に入給
 ぶて藤田金子恩田下沼田發知久屋の人々に御評議有て、手立を以て疾く可_レ討とて東上州出張の評議可任の間、
 早速本丸へ御出候へと被_レ申遣ければ、輝幸智謀の兵なりければ早色をさとり、富澤水右衛門尉を以て被_レ申け
 れば水右衛門は打留けり。扱は我身の事也、天の照覽もあれ逆意なき處に佞人の爲に讒せられたり、今一度使
 を立て異心なき由を申開んと、安中勸解由を遣しければ本丸の橋に御出向て待ける程にはやりきつたる士卒踏
 込み討ける程に、安中を橋下へ打をとしけり、安中は手も負はず堀を下り落たりけり。能州は子息中務太輔を
 呼て被_レ申けるは、縦ひ百萬騎にて圍むとも打破らん事安けれども、逆心なければ迦葉山へ參り申譯致んとて、
 都合百五六十人相伴ひ、門を開て出ければ未明より集りたる沼田信州勢二千餘人の者、左右べ分れて通しけり
 輝幸は家重代の茶臼割と云ふ三尺三寸の太刀を佩き、耕威の鎧に鐵形打たる甲の纓をしめ、七寸餘の市城黒の
 馬に鞍置て打乘、真先に嫡子中務太輔、家臣莊村山城、小櫻威の鎧を着し、足毛馬に具鞍をかせ沼田打の三尺
 五寸の太刀を帶し、大長刀を打かたげ、妻子を伴ひ、父に五反計引下がり、關東に隱なき吾妻折田の住人佐藤
 將監が猶子佐藤軍兵衛尉を相伴ひ、靜にこそ退れたり。真田昌君、藤田信吉、恩田越前、下沼田道康、發智刑

部少輔、同圖書、山名主水、金子美濃守を始め二千餘人、城を拂て打て出ければ中務太輔は□□さへて寄
 來る敵を待かけたり、昌君信吉一手に成て二千餘人、をめて掛れば海野につこと笑ひ、あら事々しや五十人
 に足らぬ敵に、多勢を以て來り給ふは費なり、吾と佐藤控へければ、千二千の人数にては面白し、少々人数を
 殘給へと言捨て、大長刀を水車に廻し掛り給ければ、佐藤は八角の棒の筋金渡したるを常の人は二人にて持け
 るを打振て掛けや／＼とをめで掛りければ、千餘人一度にどつと引立て、愛宕山にぞ引退く、二陣に續く發
 知山名下沼田恩田金子が勢五百餘人、喚て掛りければ海野殿申されるは、先刻多勢に掛合草臥たり、少々御
 待候へとて鎌倉坂の清水を汲寄吞給て、小塚の上に駈上り、佐藤と兩人居眠してぞ見えたりけり、かゝりける
 處に、高野車、小屋彌惣、塚本肥前、高橋右馬允、林太郎左衛門、吉野太郎右衛門、内田五郎兵衛、深津次郎
 兵衛小保方半左衛門拔連て掛りければ、兩人さつと見給てほ_レう神妙々々、尤こうこそ有んとせばし戰給しが
 互にさつと兵なれば勝負なくしてさつと引。扱先陣父の御行衛如何とて薄根川を越え大雲寺の邊にて坂の上
 見給ければ太刀音頻也、怪しやとて駈上り見給ければ發知宮崎の住人木内八右衛門尉、倉内の早鐘の音聞つけ
 取物をも取敢ず出けるが、女坂の邊にて此由を見て戸神原へ駈出し輝幸に走向戰ける、利根郡に隱なき兵なり
 けるが海野老衰とは申せども、隱なき大力兵法の達者也ければ茶臼割の刀を以て相打に打ければ無慘也、木内
 打伏られ申けるは、力こそ海野殿に劣り申ども、太刀の勝負は劣るまじと常にも存じ候に、太刀の寸短かくて
 相打に打掛たるこそ不覺也、是を最期の言葉にて四十八を一期として終に戸神原にて失にけり。能登守は小高
 き處に上り、軍の様子を見て居る處へ寄手の人々戸神原に押かけ、海野父子を取卷ければ、中務長太刀を打捨
 て三尺五寸の太刀を真向にかざし、蜘蛛十文字に切て廻り給へば、二千餘人一度にばつと引退ければ、爰に十
 七八の若武者、手疵數多負ひ草村に伏居たり、中務太輔見給て、無慘なりや長野舍人也、惜き侍を手に掛たり
 後には剛の武者となるべしとて氣付の藥など用て、父のまします處に立寄給ければ、佐藤も續て來りける。能
 登守被_レ申ければ、兄長州の御行衛無_レ心許處なり、是迄の忠孝草葉の蔭迄難_レ忘、早々古郷に立歸り尊兄を見奉
 り、此有様をも可申とて涙を流し御暇乞有て、軍兵衛は吾妻へ急ける。斯りける所に、田口又左衛門駒駈向、

海野父子に討てかゝりければ、輝幸につこと打笑ひ駒引寄打乗り、奇特なり田口殿、輝幸が老後の太刀に當り閻魔の前の物語にせよと云より早く田口が弓手のかいなを搔摑み引寄、茶臼割の金の味見よとてさげきりにぞし給けり、残る爾等可助とは思へども田口が地獄の連なし、とても次の次に連を參らせんとて驅廻りければ此勢に避易して追手の人々一度に崩れなびきて北野の原へ引退く、輝幸父子は田口木内が死骸に腰打かけ、兵もの、交り面白の今の氣色やと父子同音に謠ひ、輝幸今年七十二、幸貞三十八、忽ち刺違て女坂の朝の露と消給ける。昌君の手の者馳よつて首を取らんとしたりけるが昌君是を制して彼處に土葬にそしたりける。かくて軍兵衛尉は郎等四五人召連、薄根川を下り落けるが、佐藤あますなどて三百餘人追かけたりければ、佐藤河原の大石投げれば矢庭に七八人打殺されければ近附者こそ無りけれ、かくて刀根川を打越へ吾妻へこそ立歸る痛はしや中務太輔の妻を安中勘解由御伴ひ參らせ下沼田の邊に落て、長廣寺に走入て西山を頼て有りけるが、處の者共の訴人にて藤田是を生捕ければ、御娘二人男子一人親子四人、本丸の□□人藏に押込められはしましけるが矢澤の娘御なりしにより矢澤殿へ御預あつて其年の内に信州へぞ參られける。此娘長女は原隼人正の長男監物の妻と成、次は根津志摩守の室と成る、男子太郎と申し其年八歳に成給けるが、矢澤の忠信故御助あつて成長の後、原郷左衛門尉と名乗ける、此厚恩不淺とて大坂陣の時、眞田信吉卿の御供して天王寺口に乘込打死し給ひけり。

迦葉山住持弔於海野父子事 (史)

海野父子迦葉山へ引退き罪なき旨、昌幸公へ御詫申さんと打出て、女坂にて討死せしと聞て、十一月二十三日迦葉山住持、末寺大徳寺觀音寺鳳西寺、他宗には龍庭寺天正寺の僧を伴ひ、女坂の墓所に至て懺法を修し、卒都婆を立てど歸りけり。

覺堂曰 當増田臺の明、増田頼興の寫せし(卷末に、宮形の石塔二基を描き、周邊に樹木を添え、其上に左の附記あり
我叔父増田鞏の寫せし本に附紙あり、こゝに寫し置く(其の圖の上に)二基とも石宮、海野父子墓、岡の谷村より女坂の間、西の方阜の中に有り、里人十二の森と云

加澤記卷之三終

加澤記卷之四

甲州御没落昌幸公御父子御働之事

天正十年壬午の春、武田勝頼公は信州諏訪郡に御座有けるが穴山梅雪齋謀叛に依て諏訪を引退候事。其時の日記を以て書寫者也。

勝頼公は暫く諏訪に御滞在有て敵襲來ば塩尻峠を前に當て遂に防戰、家運を一戰の内に一定可有之と評議、同趣を定め軍場並路次の順道巡見して敵を御待ある處に二月廿七日甲府より飛脚到來す、事の様を御尋有けるに一昨廿五日の夜、穴山殿の御内寶御息達を江尻より勝たる兵四五十人迎に參り、引取處を右府中の地下人町人等二三百人相集り押留んと跡に續さけるを返し合せ切散し二三十人討死、其外の者共は四方へ逃去ければ無相違下山迄引取しよし申ければ勝頼公を始め一門家老の人々、茫然として只呆れにあさる、計也。木曾下伊奈御敵に成さへ一大事と被思召ければ駿州の事は梅雪齋ましくければ先づ心安く思召されけれ、是をさへ御敵に成給へり。梅雪齋勝頼の御爲に御兄弟の因ありければ頼母しく被思召、駿州の守護に屬し江尻に在城して駿州一國の諸侍士民に尊敬せられ何の不足有て今怨敵の思をなし惣領の家を倒し給ふ意趣も無く、又遺恨なし、只欲心に義理を忘れたるなるべし、梅雪齋覺悟の角可有兼て信玄御了簡有けると也。先年駿川蒲原の城御本意の砌、彼地を穴山に預けられけるが或時信玄公勝頼公に被仰けるは、穴山は我甥也、聲也、別心は有じと思へども彼心底を考へ見に、第一欲深くして扱又空をも可翱程の血氣の勇士也、果は當家の怨敵と可成也、但信玄一代は逆心不可叶、子孫の爲め大切の由被仰、無程蒲原を被召放、聊も御心免し給はざりけるに信玄公御逝去の以後、長篠に於て卒忽の一戰を爲し給て失三勝利、山縣三郎兵衛尉、眞田源太左衛門兄弟、禰津宮内大輔、内藤修理、馬場美濃守を始めとし宗徒の勇兵三千餘討死し、駿州に可差置者無し穴山を守護に被差置ける、偏に野伏を野に馳せ、籠鳥を山に放が如し、信玄公の御眼力少も不違、今度心替り也、角て如何可

有と御評定有けるに眞田昌幸進出被仰けるは、諸方御敵に成げれば甲州へ御歸陣も無覺東御事也げれば某の領知上州吾妻郡岩櫃の城へ御入有べし、幸ひ近所箕輪の城は内藤大和、信州小室の城には武田左衛門殿居住也ければ上田の城には某の嫡子源三郎に伯父矢澤薩摩守一族、禰津宮内大輔、常田圖書、鞠子藤八郎、小泉等籠置、上州沼田の城には弟眞田隱岐守籠居、某は御旗本に相詰忠信を盡し一度御運を計申さん、三千斗の御勢三四年の御賄は御心易く被思召候と利を盡し被申上ければ大將を始として御一門の人々一統に感じ給て神妙也頼母鋪心底と御涙を流し給て早々御暇賜り二月廿八日早旦に御立有て吾妻へぞ被立ける。武田内藤も同日に御暇給りけり。掛りける處に小山田左兵衛尉進出被申けるは、眞田申處勿論成けるか某の館は御本國の事也、其上某が先祖は關東の者也けるが御先祖御合戦に討負給し時、御旗楯無を敵國の傍森の内なるフシ木の内に御隱置候しを某が十一代の祖行人にて風と山中にて行合奉り、聊の事御物語有しにより彼國に忍入御旗楯無を尋出し再び御世に立參らせたり、依此忠信甲州郡内を賜ひ十一代安樂に一門悉く武田の御家に一二の臣と被成候し、眞田は二代忠臣也ければ我が館へ御入候へど盡言利被申ければ御運の盡たる御瑞相にや又此儀に御納得し給て同月廿八日諏訪を御立有て甲州へ御歸り有ける。始は七八千騎有ける御勢、甲州へ御入の時には千騎にも不足けり。小山田心替りして岩殿へ不奉入、日野の奥山天目山へ御入有し時、男女供の面々五十人には不過けり。天目山にて勝頼、信勝御父子御生涯也。昌幸公は是をば夢にも知り給はず夜を日に繼て急ぎ給ふ程に其日の夜半に上田に御著有て廿八日晚岩櫃に御著有て、、、、、、、池田、植栗、鎌原、湯本、大戸、浦野を始め一郡の武士被召集、岩櫃の居館に御座間を御普請、其外小屋掛け不日可沙汰とて椿名山、四萬、猿渡、山田の山中に柚人を入れ材木を被取、夜を日に繼て御普請有ければ三日の内に御座間附書院迄出來ず、斯て勝頼公小山田が館へ御入候と告來ければ、去は人數を出し甲州に參陣し御見繼可申とて箕輪へも告知せんとしてカネウチの中阿彌を飛脚にして内藤にも告知らせ給て此度は一期の安否也とて勢を集めて二千五百餘騎三月四日に岩櫃を打立有て上田へ其夜の内に御著有、かゝりける處に禰津室賀より上田へ告來りけるは高遠の城も落去して仁科殿御生害なり。仁科五郎と申は勝頼の御舍弟也、去年より高遠に在城し給ける、今度の加勢

小山田備中、同弟大學助、渡邊金太夫被相移候、飯田大島自落の後、敵は勇猛の氣を振ひ高遠近邊頃押寄たり、織田城介信忠より使僧を以て城中へ被指越たる其狀に曰、

從信玄時至而勝頼每度構表裏背神慮對信長不義之擬迫候、依之今度爲可加退治爲討手信忠向當國令進發處、木曾小笠原下條已下其外信州一國中、士卒悉令降參、殊に飯田大島令自落處に、其城于今堅固に相抱候段寔神妙之至也、勝頼昨日諏訪郡引退之處に、始小山田表裏之者共討可出之由申來、然則誰を頼、何迄可籠城哉、早速遂出仕抽於忠節者所領之儀宜任所望、先爲當座褒美、黄金百枚可出之者也。

天正十年午二月廿九日

信 忠 判
高 遠 城 中 へ

仁科信盛公此書狀を披見し給て小山田備中、同大學助、其外各被召出此狀如何可有と談合有、備中進出申けるは、是は不及評議子細也、我等當城に移りしより一命は勝頼公に進置候、其上飯田大島の臆病者共が敵未寄來先に城を明渡し遁來り年來の武勇の名を失候、是をさへ口惜存候に又當城を敵に誑され可明退事、他の面々は如何にもあれ、備中兄弟に於ては鍵の柄の折れ太刀の柄の摧るを限り戦て致討死、甲州武士の名を揚んと潔く述ければ信盛もエツボに入り、誰も左様にこそとて返狀を認ける。

芳札披覽得其意候、如蒙仰信玄以來對信長遺恨重疊、因茲漸々殘雪融ば尾濃之間勝頼動才可散鬱憤被存詰候之處に、遮而當國を御發向、同時候、當城衆之儀者一端一命を勝頼の方へ報爲武恩候、不可准不當不義臆病成輩候、早々可被寄御馬候、信玄以來鍛鍊之武勇手柄之程を可掛御目候、

恐々謹言

二月廿九日

高 遠 籠 城 衆
織 田 城 介 殿

如此之旨一々書記し、甲州屋形様も御生害あらん、今明日之間、當表へも尾州勢發向有ん、御用意候へかしと

告來れば昌幸公も茫然としてあされたる斗也。良有て被_レ仰ければ早や大將も被_レ討させ給ならん、斯可有を知らば上州へ不下して御供申んに於ては信長百萬騎にて寄來り、小山田を始め逆心を企と云とも我命の有ん内は暗くとは御生涯はあらし者をとて御聲を上げ啼玉へば御一門の人々を始め一座の兵一度に鎧の袖をぞ絞_レける、頼母鋪御心底哉と上下是を感じり。扱當表へも信長公發向あるべしと沙汰しければ門々を固めよと用心嚴鋪警固したりけり。斯て甲府に御座有つる御奥御公達無_レ心許_レ被_レ思召、吾妻より爲_レ御迎_一山田文右衛門尉被_レ差越_一けるが如何有つらんとて又富澤豊前より御息女の爲_レ御迎_一家の子庄村を御迎に差越れける、何も人質には御息御娘など被_レ差上_一けるが昌幸公は甲州老臣にてましませば御奥方御公達共も甲府御座有ける也、禰津宮内大輔殿、室賀殿も御息女を被_レ差置ければ御一同御會合有て人質の御迎に可_レ被_レ遣_一とて禰津よりは加澤二郎四郎、藤岡左中、室賀よりは石澤五左衛門、八代傳八を差越れける、何も三月六日に在所を立て夜を日に繼て急ぎける。斯りける處に勝頼公新府へ御著有て不忠者之人質或はハタモノ或は獄門三族共に御成敗あつて忠信の人の人質は夫々に御形見賜り御杯など被_レ下本國へ被_レ送ける。眞田昌幸公の御嫡子源三郎信幸公を被_レ召出、父房州今度の忠信草葉の影迄も忘れ難し、小山田が申處を用ひ、かく成果る事偏に神慮にも被_レ放たる處也、父昌幸我を言甲斐なき者と思ふらん、何卒母と弟其外一族の人質無_レ恙引取行、未繁昌致されよとて御杯を賜り甲州黒と名付し龍蹄一匹、金作の御太刀被_レ下、御涙に咽ばせ給ふ、是迄也、とて忝も大將廣椽まで御見送有て、若年の者落人として定て生捕にならんも無_レ御覺束_一とて纒の御人數の處を數十人被_レ附五六里が間被_レ爲_レ送ける事、誠に昌幸公の忠義に感せしより致す處也。誰もかくこそ可_レ有ものを相傳の主君に弓を引、逆心を企つる心意、神慮も惡み給ふらん、心有輩是を感じて皆涙を流しける。人々は三月五日新府を引拂、信濃堺に向ひ給ければ爰かしてより甲州の落人刳取んとて盜人ども寄合同類を催し爰に百人二百人づゝ待居て鬨を上げ討てかゝりける程に、信幸公其年十七歳、御弟藤藏殿十五歳、源五郎殿七歳、信幸公の御姉十八歳、矢澤殿の御娘、禰津殿の御娘、室賀殿の御娘御同道有て御下り有つるに依て信幸公先陣に進み御母公の御乗物、藤藏殿御附岩崎主税、山田文右衛門殿りにて其勢男女共二百餘人、信幸公一揆共を追拂、鳥居峠に御著有て

人馬の息を休せける。此事無_レ隱盜人共聞之、能物取とて信州のスツハと上州、武州のワツハ共集て一千餘人峠の麓の小松原に隠れ居て坂中にて鬨聲を揚たるは百千の雷も是には不_レ過と怖しく、母上信幸公へ被_レ仰けるは敵は多勢此方は無勢、今日三日の間晝夜度々の戦にて手負も有り多くは草臥れたり、怒に相戦ひ雜人の手に掛らんよりは自も自害せん、夫にて腹被_レ召よかしと御涙に咽ばせ給ければ信幸公武勇の大將也ければ慎て母上に被_レ申上けるはあれ鉢の一揆縱令百萬騎に候とも物の數にて不_レ數、御心安く思召、只今かれらを追拂、安々と御供申さんとて御鎧の上帯直し十文字の鍵をつ取、勝頼公より賜れる甲州黒と名附たる名馬に打乗、さも勇々鋪ぞ扣たり、御母上も御鎧を被_レ召、白綾疊んで鉢巻し、志津三郎の打たる御長刀小脇にたばさみ、床几に掛つて御座あり、信爲公も緋綴の鎧に鍬形打たる甲の緒を、弓押張て敵寄らば討取らんと母上の御脇にぞ控たり、信幸公は五反斗乗出させ給て一揆の行を御覽有て男女二百餘人を三手に分け、先陣山の井五十人、御旗本御母上百人、御手廻りに五十人相隨、信幸公被_レ仰けるは此山陰より麓に廻り貝吹立、五十人を二手に分け叫喚て峠に掛登らば敵は盜賊の奴原なれば我をば尾張勢と心得、散々に逃失ん事案の内なるべし、若し此行を悟り返合せて戦は、此山上の岩窟に御母上を引上參らせ可_レ戰と評議を御定有て山陰に廻り給ければ鎧武者十騎斗、人數七八十人忍やかに細道を登り來る、信幸公是は敵後より寄來ると思召、五十人の内より一人農民の出立にして物見に被_レ越ければ信州より御迎の人々也、此由如何と申ければ相互に喜悅不_レ斜して信幸公に御目かけ申ければ、此峠に差掛り遠見仕處に鬨の聲頻にして其勢は雲霞の如く也ければ此山陰を廻り候は天のあたへ目出度御事也とて夫より信幸公の御供に屬し麓に下り貝吹、旗を揚、鬨を上られければ案の如く一揆四角四方へ逃散て一人も敵は無りけり。夫より御母公御供して信濃國は尾州勢爰かしてこの城用害へ押寄、兵亂の最中成ければ可_レ通道逼りければ是より輿を捨て皆男の出立にて可通とて皆々甲冑にぞ成にけり。吾妻へ引取べきか又上田へ可通かと評議區々にて御座ける處に、出家二人出來ける、是を見に眞田長國寺の僧、長命寺の僧兩人也、事の仔細を御尋有けるに此表は亂の最中にて中々可_レ通道なし、何卒上州へ打越三原通りに引取可しとの御使僧也ければ御悅有て使僧も御供にて佐久郡輕井澤沓掛通りに砂塚越をして三原へ御出可_レ有とて雲

場の原へ差掛り小淺間山の麓花田坂を御覽有ければ旗色少々見へたり、怪鋪思召處に其勢三百餘花田坂の上に打上て見へければ御母上には信幸公信爲公を近付、甲府を出て今日六日、爰かしの敵に逢ひ野に臥し山に寝ね心意をもたし今日は早領地に入と心易く思しに又敵の來るは定て吾妻の者共心替りと覺たり、武田廿八代の兵さへ忽に敵と成り、まして二十ヶ年に不足して御領分何逆忠信可有哉、雜人共の手に懸り死る命は露塵程も惜からねど尸の上の面目や如何にせん、いざ此處にて自害せん、兄弟も腹切給へと御涙に咽ばせ給ひければ信幸公、こは言甲斐なき御事哉、他國の敵さへ押拂、思の儘に引取、今此小敵に向ひ何の仔細か候べき、御心易思召せ小勢也、敵も小勢と見へけれども流石廣き三原野、木立茂りし事成ければ何程敵の有んも難計謀を以て可討として御さし物取寄、砂場の邊の木立に旗數多結付させ三百餘人の御供人こ、彼地にむらゝに廻し置静り返つて控給ければ御旗の紋を見て敵と見へたる兵一度にはらりと下り立て甲を脱ぎ間近く來りけるを見るに海野中務大輔、鎌原宮内少輔、湯本三郎右衛門尉、西窪藏千代丸、横谷左近、浦野七左衛門尉、池田甚次郎、植栗河内、其外同心被官の面々或は繩手綱などにて駒に打乗御迎我もと馳付ける程に御母子とも御喜悅不淺して直に六百餘騎、先陣海野浦野植栗、後りは鎌原湯本浦野西窪横谷打圍み、其日は鎌原が館に御着有て御休息をぞし給ひける。翌日鳥居峠、丸峠越に居城へこそ御着陣有りけり、御一門御會合有て御悅は限りなし。

信州信長公御手に入事附眞田殿御行之事

天正十年午三月一日高遠の城没落、仁科五郎信盛御生涯ましくければ一國の武士一人も不殘人質を出し降人に出たりけり。昌幸公御工夫有て御一族禰津、矢澤、常田、室賀、八代、鞠子、小泉、浦野、原、相田、芦田武石の人々御會合有て居城を固めて居給ければ信忠公は高遠に御移有て御勢十萬餘騎、信州降參の勢三萬餘騎、其勢雲霞の如く猛威を振て滋野の御一族に御斷なく降參を待給て有けるが昌幸公御仰に縱令何程の多勢にて六十餘州の兵寄來るとも戰は一心にありとて越後、小田原へ手つかひ有る由風聞させ其上飛脚に書狀など

爲持、前方如約諾御加勢を待存之旨密狀長尾殿北條殿へと遊され被差越ければ直に高遠に持參し御恩賞にも可預と信忠公の御目に懸たりければ實の書狀と被思菅谷九右衛門尉所より飛脚到來しけり。今度勝頼公没落、信州一國不殘令降參候處に貴方籠城寔以神妙之至に信忠公を始御感に入、頼母鋪御心底にて候、勝頼公は去十一日爲御生涯候條向後幕下に屬し萬事當國關東の御先をも頼入度との上意候、餘儀を不殘御同心に於ては生前の大慶不可過之、猶御同意候者篤と信忠公へ可申上と内狀到來したりければ、左らば御禮申んとて昌幸公始め矢澤禰津芦田室賀、三月十五日高遠へ出仕し給て人質を被出ける、昌幸公も御娘子を被渡ける、人々本領安堵無相違の旨、追而信長公の御證文可進とて信忠公何れもへ御盃を賜り飯城せられ嚴重の御儀式也勝頼公十二日に天目山にて御生涯の由、忍の者申上ければ昌幸公御涙を流し給て長國寺に於て作善御佛事有けり斯て信長公は甲府に御座有ければ各以使者御禮儀被仰上ける。

武田左馬頭殿御生涯下曾根不道之事

武田左馬頭殿は小諸に在城有んとて諏訪より御下り有けるが無程勝頼公御生涯也ければ十方にくれ給て漸く十騎斗にて下曾根岳雲軒が館に御忍有て此頃厚恩被成下ければ相頼の旨被仰ければ入道無餘儀領承してけるが其夜の内に心變じ御寢所へ亂入、押而首をかき信長公へ捧たり。一簾の御恩賞にも可預と夜を日に續て注進しけれども指ての事は無りけり。此岳雲軒と申は信玄以來御厚恩の者也、甲府にて人質を被預て安樂に暮しけるが斯無情の振舞天道に背たる故無程流浪し貧苦孤獨の身と成果、道路に袖を廣げて匹夫の蹄にかゝつて失にけり。

昌幸公瀧川殿へ出仕

信長公武田の分國無程御仕置有て關東の管領にとて瀧川左近將監一益を上野群馬郡厩橋の城に被移けり、武州上州武田の分國不殘出仕を被遂ける。昌幸公は信州上州兩國に御領地有ければ厩橋へも出仕を被遂ける、一益

厩橋にて對面有し時、瀧川被申けるは貴老は承及候以前武藤喜兵衛殿にてまし／＼けるよな、今度武田御落
に無恙ましますは鐵兵衛殿にて候かと座鋪の輿に被申けると也。其頃沼田の城は甲州亂に依て北條殿へ被押領
、藤田信吉も越後へ浪人しければ沼田の城へは一盆の甥瀧川儀太夫を城代に被居ける瀧川は國中の人質を捕け
るが眞田よりは人質はなかりけり、是は信幸公の御姉子様を入質に尾州安土へ遣上有けるに依てなり。

信長公御生涯附安土へ被遣候人質御娘子様之事

信長公は三十七ヶ國へ御手を被爲入ければ國々悉く靜謐に成ければ上下安堵の思ひをぞなしにける。斯りける
處に明智の維任日向守光秀は中國へ討手の大將承り居城丹州龜山より京都本能寺へ押寄、信長公を輒く奉討け
り、頃は天正十年六月二日の事とぞ承る、勝頼公亡び給て八十三日目の事成けりと也。兵亂頻り也ければ國々
の僧侶深山峩々たる處をば能き住居と相尋、財寶を持運び動搖する事限りなし、かく淺間鋪世の中、寔に修羅
の鬪争も是には過じと泣悲しむ有様、目も當られぬ事共也。昌幸公此由を聞召て爲御見届、信幸公に五百餘騎
を相添て不日に打立給て木曾路に御着有ければ不思議也、其勢七八千騎、拔連てをめて信濃路へ討入りけり、
怪しく思召小高き山へ引揚させ給て見たまひて被仰けるは仔細はなし、此多勢にて拔連來るは別人に非ず前
田口にてあらん、心易と被仰ければ無程先陣に立る旗の紋を見給ふより早く珍鋪や眞田殿かはや／＼御歸り
候へ、信長は御生涯上方は暗に成と被仰けると也、御暇有て信幸公大能靱負を召てのたまひけるは、御姉君
は如何と被仰て御人を安土へ御迎に遣され、信幸公は上田へ御歸城有けるが上州の事無覺束とて信幸公は吾
妻へ御出張あり。斯て一盆は前橋へ飛脚到來してければ瀧川三九郎殿家臣笹岡平右衛門尉を召て是見給とて上
方よりの書狀を指出し、さらば國人達に見せんとて右筆の者を被召ければ笹岡先一應御隱密有て、人
質を取固め其以後申させ給かしと申ければ一盆被申けるは惡事千里を走り好事門を不出と云し本文は此時なる
べし、此事隱密せば國人恨を含み却てあだとなるべしとて早速觸文を以て一々に被申ければ兩州の城主由良新
六郎、倉賀野淡路守、内藤大和、長尾左衛門、大胡、善、深谷、本庄、小幡、安中、眞田の人々を先として各前橋に

走集て偏に頼母鋪大將哉とて人々人質を參らせ忠節をぞせられける。一盆國人の情忝とて人質を返し信長公へ
の爲武恩一軍頼入とて同十二日兩國の勢に手勢合て八千餘騎、鉢形へ押寄、北條氏邦と武藏野にて相戦ける
が時也ければ無利して是迄也とてこま／＼と暇乞して信濃路を経て上洛せられける。其時眞田家よりは、
、、、、、、、、、、、三百餘騎を被差添瀧川殿へ被合力ける。一盆は笛吹峠を無恙打越給ひければ眞田信幸
公五百餘騎、瀧津宮内太輔元直三百餘騎、矢澤薩摩守頼綱二百餘騎、御評定有て都合一千餘騎、胴赤石疊の旗
を真先に進ませ佐久郡くも場の原に控てければ、あやしや眞田殿、御心變か、依御返答一軍仕らんとて手勢を
速に三手に分、先陣後陣備を立て動搖す、信幸元直頼綱三大將より以使者被仰けるは全く心變りにはあらず
御見送申さん爲なりと被申ければ、左あらば人數を御入れ願はしく候と被申ければ、さらばとて人々歸陣せら
れる。夫より人質を取かはし、して木曾路まで御送り有けり。其時瀧川殿、云、田中忠次郎と申侍前橋に
て大病也ければ眞田殿は頼母鋪大將也とて御頼有ければ吾妻へ被差越池田佐渡に被預て嶽山の城に被居ける
一盆は無恙本國に被歸陣けるが安土へ遣されける御娘子様の御行衛無りければ昌幸公御母公の御嘆き更に止時
なかりければ御一門家老の人々日々に御會合有て此行衛のみ無覺束御落涙の外は無かりけり。信長公御臺公
達は日野と云所へ蒲生忠三郎氏卿以忠義引取御扶育有ければ若此御方へ御一所にもやと被申方も有けり、い
や／＼忠節も左のみましまさざりければ日野へはいかて伴ひ給ふべき、只傍若無人の手に渡りいか成御身とも
成果給らんとて人數を以て御尋有んより外なしとて手分に成て尾江遠三甲駿六ヶ國在々所々草を分つて手の及
限御尋有けるに秀吉公の御代に移り世上靜謐しけれども御行衛更になし、猶も此事忘給ふ隙もなく御なげき深
りける、昌幸公上洛したまふ折節、翌年の春、桑名の渡し守が許へ下郎等走り入て休息しければ二十斗の女房
走出て、今日御上洛の殿様は何なる大將にて國は何處と申ければ下郎ども申は信州眞田殿の御上洛と申、其時
女房さめ／＼とないて信濃と聞はなつかしや、自も信濃の者なるが聊仔細有て此國に有つるが本國なれば母を
一人持侍る、在所は上田の城と御申有けるが取直し上田の城町の喜兵衛と申者の所へ御届たまはり候へとて紙
包一つ渡されける、下郎なれば何の辨もなく心得たりとて懷して御歸陣迄沙汰なくして上田へ持來り、城町の

喜兵衛と尋けれども何か御城主喜兵衛様と申ければ其名を付べき者はなし、此事奇々足輕大將聞付て此紙包を被披見けるに御姫様よりの御文也、早々山田文右衛門に渡して奥方へ差上ければ不_レ斜御悦有て早々桑名へ御人被遣、渡守に御褒美被下御迎取被遊ける。渡し守安土の亂に奪捕ければ大切に存じ深く隱密したりけり淺間鋪御有様にて二とせのうさめの程思ひやられて御いたわしく聞人ことに哀は増りけり、後に小山田殿の御内室に成給ひけるとなり。

信州にて家康公へ御禮並上田吾妻御行之事

天正十年信長公勝頼公御生涯成ければ都鄙兵亂止事なし、信濃國へは家康公上杉景勝御出張有り、上州へは北條氏政父子出張あり、昌幸公は家康公へ出仕を遂べしとて伊奈の御旗本へ父子御出仕有り、其外根津矢澤室賀八代芦田保科常田、何も伊奈へ出仕有て御禮を被申上ける。家康公は秀吉公と御戰の半なりければ國々の地頭居城に引籠り任_二我意_一大身は小身を掠め強は弱を侵し領地を争ければ片時も合戦止時なし。

爰に信州室賀の城主室賀兵部大輔入道義澄は文武智謀の勇將也、遠く先祖を尋るに村上源氏義清公の類葉たり禰津宮内太輔元直の嫡子長右衛門利直の姑にて其上甲府數代の御傍輩御知音の中なりけるが昌幸公甲州御没落以來諸方へ御行有けるに何事も大將の様子に被_二執行_一ける、其外の御一族は其通りにて萬事昌幸公の御指圖を待給ひけるが室賀は一向合點に不入の振合見へれば疎遠にぞ成給ける、昌幸公何卒室賀を御退治有んとて禰津へ御行有て禰津の家臣加澤與七郎、別府若狹と云もの有り、彼ら兩人智謀の勇兵也ければ矢澤頼綱を以て様々御頼有けるに依り室賀の家臣室賀九右衛門、松江堀田等に行を廻しける、其節別府加澤に被下ける證文は

各以調略室賀家中過半納得令同意候條寔以忠信之至令感悅候、彼地本意に付而者一所可宛行者也仍如件
天正十年壬午四月三日

昌 幸

別 府 若 狹 殿

加 澤 與 七 郎 殿

如此御行有て同年四月下旬室賀城へ押寄合戦有けるが室賀も聞る兵也ければ輒く可討様もなく居城へ引籠り互に討事を計ける。上州へ八月下旬に矢澤薩摩守殿御出張有て岩櫃に御在城也けるが沼田城は氏政公より北條安房守出張し給ひて猪股能登守、小野邦憲を、移し其身は前橋に在城して岩櫃をも可攻とて長尾左金吾に下知せられければ内藤大和守、長尾兩手にて吾妻郡へ度々被寄ける、金子美濃守も昌幸公に屬しければ其頃横尾八幡の用害に被移、富澤豊前守と一所に籠る、割田新兵衛、渡邊左近は加邊屋の用害へ有川庄左衛門と籠る、市城岩井堂には池田佐渡守に富澤伊豫、同伊賀、湯本左京進を被籠ける。柏原用害には植栗安藝、春原勘右衛門尉、中澤越後、荒牧宮内右衛門、桑原平左衛門尉、茂木二郎左衛門尉、伊與久采女、二宮勘解由を被籠ける、大戸口は浦野七左衛門尉、白倉茂兵衛、一場太左衛門、高橋一府齋、赤澤常陸介、川合善十郎、椿名沼峠口は鹽谷將監、唐澤玄蕃、富澤又三郎、宮下新左衛門、田中四郎左衛門、伊能、五郎あた澤に被籠置ける。須賀波口には湯本西窪横谷鎌原四人にて替る、加邊屋の用害に籠る。長野原の城には湯本居城也。大道越に朽窪には澤浦隼人山口孫左衛門一場茂右衛門。蟻川口に原澤彌三郎佐藤三郎兵衛桑原大藏富澤主計を被籠ける。小城には小草原新三郎蟻川入道高山深井町田中澤を被籠ける。嶽山には池田甚次郎出浦上總之助割田下總山田與惣兵衛を被籠。成田の用害に割田掃部鹿野志摩同和泉田丸福田を被籠ける。頼綱は岩櫃在城有て守護せられければ長尾内藤も勢を不出して互に境目を肝要に守り月日をぞ過しける。

矢澤頼綱沼田城代之事(史)

天正十年夏昌幸公は伯父矢澤薩摩守頼綱を御頼有けるは、御嫡源三郎信幸當年十七歳、次男藤藏信爲十五歳、三男源五郎は幼少なりければ上州之儀無_二覺東_一存候、貴老信幸を守立、滋野の家を御立賜り候へかし、何卒此兵亂に關東をも打平一族安堵せんと被仰ければ尤也とて信幸公を御同道有て岩櫃の城に御着有りける、岩櫃の城に信幸公を居參らせ、池田佐渡守重安を城代として丸山土佐守、同七右衛門、出浦上總之助、青原勘右衛門尉を差添て置ける。頼綱は倉内へ相移り沼田先方發知下沼田久屋□野井岡谷山名金子渡邊左近丞石黒宇楚井鈴木主

水北能登守等を始として中山尻高相隨、沼田にこそ被居ける。

猫城責竝中山右衛門討死牧彌六郎禮儀之事(史)

天正十年壬午六月下旬、長尾領分津久田猫□□要害には一井齋の家臣牧和泉守、樽の要害には子息彌六郎楯籠りければ頼綱公下知有て本備金子美濃守、恩田越前守、下沼田豊前守、發知左衛門五郎、中山右衛門尉、武者奉行塚本肥前守、高橋右馬允、都合千餘騎、中山先掛の大將として要害に押寄たり、城中にも兼て待請ければ近々と引請、景林の内より伏勢出合相戦ける、其時上白井より後詰の勢、をめて掛りければ金子備を崩して捨鞭打て尉と名乗伊玄入道の□□金子のかすなとて七寸餘の馬に打乗、をめて掛りければ金子備を崩して捨鞭打て引退く、恩田沼田が勢も大勢に引立られ不思議の邊迄引たりけり、塚本踏止を殘黨を警固したりければ牧彌六郎、樽の城より寄來り、塚本遁すなと掛りければ肥前莞爾と打笑ひ本備崩れれば力なし重し見參申さんとて靜に駒を歩ませ引退、彌六郎是を見て聞しにまさる勇士とて甲を脱て一禮し猫の城にぞ引返す。先陣中山は大勢に取圍まれ散々に相戦ければ手本に進む兵七八騎伐臥、味方の勢を見るに一騎も不殘漸々塚本高橋が旗ほのかにみへける計りなり日も夕陽に傾きければ郎等三人相伴ひ南雲の澤邊に傳ひ落たりける、運や盡たりけん葛葛の中に馬を乗込ければ角田次郎左衛門同氏の者二人掛り重つて終に中山は被討にけり、沼田勢百五十餘人被討、五十人被生捕けるが、吾妻の富澤三郎四郎十七歳に成りけるが矢澤に屬し參りけるが此軍に生捕となりける、長尾左衛門尉は矢野山城守に下知し給ひて生捕五十人科野の河原へ引出斬罪にぞせられける三郎四郎涙を流し討手の奉行に申けるは、郷に母人有て我は獨子也、今度沼田へ風と參り、終に軍場を見候ほどに見物に參り、かく淺間敷風情、死なん命より在所の母こそ戀しくなげき申すべしと悲しみければ一井齋此由を聞給ひて不便なり、さらば助けよとて三日目に堺澤まで送りを付て□□賜り再び故郷へ歸りける。是物語は大瀬宗可入道被語り、大瀬は其頃一井齋の家人にて笹島□三郎と申祐筆を致されける人なり。かくて此軍心元なしとて□□山口掃部介を使に遣はされ首尾能立歸ければ其年昌幸公より知行賜りけり。

年來奉公候間玉泉分之内貳貫文出置候壹貫四百文御改之上、丸山土佐守より可請取者也、仍而如件

天正十年壬午十月三日

昌幸在判
山口掃部介殿

禰津助右衛門尉川田在城并信幸公大戸の城責捕給ふ事附一場茂右衛門手柄之事(史)

中山右衛門討死しければ白井長尾の幕下赤見山城守を始め氏直公下知に相移けり、右衛門弟九兵衛尉相戦けるが家人共皆敵方へ心を寄けると承る間早々城を明退き候へと矢澤下知せられければ城を明渡し、吳桃の城主鈴木主水は姉婿也ければ彼方へこそ落行ける。其頃氏直公は前橋に御着陣ありける折柄なれば五十餘人連判を以て氏直公幕下に可參由、赤見を以て申入たりければ氏直公より赤見方へ御證文を被遣ける。

各可有忠信由被申合交名書立披見感悦候、走廻り次第任望知行可宛行旨、被仰出者也

天正十年壬午七月十五日

直氏在判
赤見殿
安房守奉之

白井長尾の家は鎌倉權五郎景正の後裔長尾禰正より右衛門尉昌賢相續て當代憲景一井齋入道まで十一代相傳て中山尻高は領地なりけるが一井齋不道故連に領知をも取をくれ幕下にも疎まれ、今度中山城へ家臣赤見を被居けるにも氏直公の證文赤見直に頂戴しければ長尾家も十一代にして滅亡無疑と矢澤方の人々は被申たり。五十騎の連判の者をせんさく有之處に過半沼田地衆川田地衆多く在所退去中山へ隨身の旨申來りければ山名主水發知圖書家人等の行跡不宜期なりければ川田衆も無覺束とて急ぎ上田へ御注進有ければ禰津宮内太輔光直に御軍評議有ければ二男助右衛門幸直は矢澤頼綱の孫婿にて有ければ幸直を可遣とて打立給ふ、白井中山の堺川田の城主山名主水發知圖書は□方より彼所の城主なりけるが今度北條氏直公出張せられ無覺束候旨、薩州被申越候故御見付賜り候へかすと□し故なりけり同年八月中旬に□□根津を打立給ひければ元直公御喜悅あつて家の

子加澤無任入道が弟小林文右衛門尉、差添久保田金右衛門尉、別府宇賀之丞、安中勘解由、水野靱負、白石兵庫介、都合二百餘人を引卒して倉内に着陣ある矢澤の手の者、庄村金右衛門尉、大草奎之介、其外恩田下沼田山名發知長口曲輪邊迄迎に被立向、夫より二の丸北條曲輪へ被相移けり。其頃前橋の城には氏直公の伯父北條安房守氏邦在城して沼田へは小野の邦憲を先陣として富永又七助重、矢部大膳亮、大胡常陸介郡秀、善の隼人、山上某、齋藤加賀守、須田加賀守、神庭三河入道等を以て可責とて堺目へ出張す。吾妻表へは多目周防守、内藤丹波守、小幡上總介、半田筑後守、富永主膳、同右馬之助、發向す。斯て同年九月内藤丹波守、富永主膳大將にて其勢五千餘騎、大戸口に責入ければ大戸眞樂齋、同但馬守、三の倉表に向相戦けれども無勢にて不叶手子丸の城へ引籠けるが大勢を以て責ける程に三日の間に被責崩て大戸見第腹かき切てぞ失たりける、則手子丸の城へは多目周防守、富永主膳相移けり、岩櫃へ可寄と軍議區々なるの由、信幸公聞召て去は敵寄來らざる先に手子丸を可責落とて出浦上總介、木村戸右衛門、前備は鎌原宮内、富澤伊賀守、後備は湯本三郎右衛門、浦野七左衛門尉、殿りは大熊五郎左衛門尉、横谷左近、御馬廻は丸山土佐守、池田甚次郎、青原勘右衛門尉、同惣左衛門尉、同勘次郎、長野舍人介、石井長門、赤澤加兵衛尉、割田下總、白倉武兵衛、佐藤軍兵衛、伊熊孫五郎、同采女、田中越後守、一場太郎左衛門、同茂助、富澤七郎兵衛、同主計、同大學助、同又三郎、二宮勘解由。御留主居は池田佐渡守、鹽谷掃部介と御定有て、大將は卯花威の鎧に星甲を着、二尺五の海野重代備前長光の金作の太刀を佩き、十文字の鍵引提、御馬添に富澤豊前守、小草原新三郎、口口口には唐澤玄蕃允、山越左内、上原淺右衛門尉、馬場角藏思ひの鎧着て都合八百餘騎、仙人が岩に御着陣有て先手は元丸へ下り寄たりけり、多目富永出勢して一人も不殘討取と下知してければ三千餘騎一度にをめて掛りければ信幸公前備の湯本浦野か勢二百餘人をぬる川を下りに爲引ければ敵勝に乘じ追かけ來りけり。信幸出浦木村は手子丸へ押寄へしと令せられて其身は三百餘騎にて元丸の森の蔭に控給ひければ富永仙人か岩より引返し出浦木村と相戦けり。信幸公大熊に百餘人相添、淨土寺へ乗入放火せられ、横谷左近、唐澤玄蕃允に五十餘人相添、手子丸の方へ被遣ければ多目富永諸方より寄來るを見て軍法相違して見へけるが唐澤金の馬鎧を打かけ乗出けるを見てすわや

大將眞田と見て富永一陣に進て五百餘騎まつしぐらに掛りければ多目も一千餘を引卒し掛りけり、信幸公は森の内より横合に掛り給て切散せば多目富永か勢四方へ打散り終に手子丸へ引籠る、最前浦野湯本か勢を追掛けたる一千餘騎の兵は長追して大戸の平にて合戦しければ籠城すべき様もなく榛名山へぞ引上げり、信幸公は仙人が岩の上、淨土寺の堺内に御旗を被立ければ先手の上總之介、戸右衛門尉大手に掛りをめて責たりけり、信幸公城中を見給に榛名山の邊に旗色見へけるは裏門より落行と覺へたり、旗本の若者共裏門に廻り落人を可討、敵は難所を頼み北の丸には人なし、步行立にて掛れと令すれば一場茂右衛門、富澤豊前、佐藤軍兵衛唐澤玄蕃允、鹿野和泉、小草原新左衛門、青原勘次郎以下五十餘人靜に岩を傳ひ北の丸に寄ければ按にたがはず番人は一人もなし、皆大手の木戸口へ集り防戦すと見へければ、究竟の處也とて木戸を明て五十餘人北の丸へ押入見ければ小屋にすて飯など割籠に入て有ければ能時分とて不殘食小屋に火を掛ければ富永多目味方に心替りの者有と云程こそあれ、裏門表門より崩て落たりけり、五十餘人の人々は敵に交り各五人三人討取高名仕たりける中にも一場茂右衛門其年十七なりけるが是は如何したりけん北の丸へ入らずして木戸口にありけるが敵五十餘人に切立られ木戸口を開き出けるを待請て討ける程に敵十七人伐臥、則ち其鼻をそぎ敵の旗に包て信幸公の御前に披露す、多目富永が五千の兵を八百餘騎にて責崩したる事無雙の御手柄と御父昌幸公聞食て御感不斜、同年十月上旬御出張有て手子丸の次第一々御物語有ければ御喜悅の餘り口口御長刀に先年藤田が進上したる高木貞宗の御脇指を被進けると也。其時高名の面々に御盃并に感狀をぞ被下ける。一場茂右衛門若年にて敵の首數多討捕條百餘年の兵亂の中に其類を不聞、猛勇の兵也、今年迄は池田を同心に被預けるが向後は信幸公の御馬廻を被仰付、平川戸に於て十貫文の所御加増御感狀に相添られ賜りける、斯て中山城に赤見籠城して氏邦より加勢を被籠置ければ猶も川田表無覺束とて彌津助右衛門尉を川田打出の城に移し、山名は北曲輪へ被遷けり、堺澤へは久保田金右衛門、林太郎左衛門、吉野太郎衛門、高橋右馬允勤番す。竹瀬戸の要害には小保方兵部、同半左衛門、同勘解由、同治介、深津次郎兵衛。大竹には鹽野下野、同三郎左衛門、田中甚之丞、小保方大學、同雅樂之介。横子には見城文右衛門、小池織部、田中口右衛門、伊與江市之丞、永井五郎右

衛門、□□淺右衛門、被差置ける。雨乞山の要害には師大助、七五三木佐渡在番す。

長井坂鎌田阿曾合戦金子美濃守敗北する事并愛宕利生之事(史)

天正十年十月上旬、長井の要害に恩田越前守在番したりければ、南方より氏邦出張して二重三重に取巻、五千餘の多勢にて関をどつと上げれば谷峰に響渡り天地も崩るゝ斗なり。恩田は纔に二百餘人にて籠りければ十が一にも足らざる小勢にて可戰様なければ城を枕として腹切べしと、郎等の千喜良與兵衛に申しければ、云甲斐なき事かな、譬へ何萬騎にて取巻たりとも一先切て出させ給てひまを窺ひ落給へと申しければ、恩田は元より聞ゆる勇士なれば、我も左右こそ思ひつれとて、三百餘人一度に切て掛れば敵崩れ立て四方へ退去したりければ房州曰、何とて要害を巻ほぐしたるぞ、旗本を以て可責とて馬を被出ければ一度にどつと掛りければ恩田木戸を開て切て出て散々に相戦ひ、少し引色に成りければ敵追かけ來れば又踏留て相戦ひ、追つ卷つ七八度戦ひければ城中の兵不殘討たれければ、敵も五百餘人討れけり。かくて日も暮ければ木戸を堅めて籠城す。死殘たる兵を數ふるに十人には不過けり。かく小勢にては裏門よりは落がつし、敵に紛れ可落と、大手の門を推開き、一度にどつと出ければ敵夜討ぞと云より早く三千餘騎の真中を一文字に乘割り通りければ敵味方と體に見知りたる者あつて、恩田也餘すなくと言葉をかけ、郎等の與兵衛へ切掛れば與兵衛同士討すなと云捨て數千の圍を落たりけり。長井の要害には宮田の住人須田加賀守に被預けり。かゝりける處に阿曾の要害には金子美濃守立籠る、鎌田の城には加藤丹波在城也ければ氏邦諸手へ被下知て長井の城は責落たり。森下の城阿曾兩城を不日に乗捕、倉内をも年内に可責落とて五千餘騎を二手に分、鎌田と阿曾へ被押寄ける、鎌田へは猪俣能登守二千餘騎に押寄る、阿曾へは上泉主水、難波田主税介、二千餘騎にて押寄たり。氏邦は一千餘騎にて川額の臺に控て居たりけり。三將同時に兩城を取まき時の聲をあげ一度に切て掛る勢は百千萬の雷の一度に落が如くにて、すさまじかりし戦なり。薩州此由を聞き眼前に味方取こめられ難義に及處には差置かたく自身切て出て、氏邦と有無の勝負を決せんと、黒絲緘の鎧に鍬形打たる甲の緒を、三尺五寸の青貝作りの

太刀に一尺八寸の打刀十文字に横たへ、九寸五分の鎧通に父棟綱入道より賜りたる滋野重代こたまの小焼松と云手鑑提げ、戦は勢の多少によらず、軍謀一心に在とて五百餘騎を一手になし、車掛りに可掛とて、十月二十一日午刻に打出て給ければ禰津助右衛門尉、二百餘騎にて月夜野臺に旗を立て御下知あらば落合の瀬を渡し後詰せんとて沼須の原へ平井加兵衛、出惣右衛門、兩人を辨慶石の淵を爲泳、使者に遣しければ薩州喜悅し給て、若敵踏留て相戦味方氣後れば貝を吹べし、其時後詰有べしと返答し□□太鼓を打て控居られければ、猪俣こらへ兼て二千餘騎の内、五百騎引分、鎌田の城を守らせ、殘る千五百餘騎引連れ、片品川を渡し切て懸れば薩州五百餘騎、車掛りに掛り、しばし戦ひけるが、猪俣が勢一度に崩て引ければ邦憲踏留て戦しが薩州真先に進て追かけ、突伏し程に半時計の戦に猪俣が勢、家の子郎等究竟の兵十七騎突伏せ給ければ、五百餘騎の兵も爰かして分捕して首三百餘討とり、勝鬨を作り討つたる首は沼須の原にかけ置、砥石明神の社の前に馬を被立ける。北條安房守此由を聞給て、明日倉内を可責と被申、其日の軍は止みにけり。同二十二日に須田加賀守、鎌田の城へ押寄、二重三重に取巻、責ければ加藤丹州、命を輕んじ義を重んじ、木戸を固め弓鐵炮にて相防、攻入れば追出し、數刻の戦に弓折れ矢盡き、入替る勢はなし、是迄なり迎腹十文字にかき切てぞ失にけり。此時沼田より加勢有べしと諸人申せば、薩州被申けるは、昨日猪股後れをとり、今日又勢を出しけるは、昨日の辱を雪がんとの事成ければ、此小勢にて彼が大勢に合ひ防戦せんこと益なし、唯表裏を以て討には如じとて軍を不出けり、氏邦も軍を不出、長井に籠城なりけるが今日鎌田の城を責落しければ近日倉内を責むべしと軍評定有しに二十三日のことなりしに、金子美濃守は阿曾の要害に五百餘人にて在城なりけるが金子人々に申けるは、斯く亂世なれば佛神を禱り奉る事もなく且暮軍法計略のみにて徒に年月を送るなり、幸ひ今宵は二十三日也、奉祈べしとて人々寄合酒宴などして遊びけるが、夜半斗に一方の木戸を堅めし金子が妹婿大淵勘助、一ッ息に成て來り、人々よ城外白井の原を見るに焼松數千明し連れて雲霞の如くに寄來る、必定氏邦夜討と見へたり、其用意し給へと言捨て、請取の木戸口へぞ立歸る。斯りける處に猪股大將にて其勢二三千程にて要害へひし／＼と附、二重三重にとりまき時の聲をどつとあげたりける、城中には思も不寄事なりければ鎧一つ

に二人三人取つき、我の人のと争ひ、或は太刀を刀にも取付、引合ればあやまちするも多かりけり。或は繫たる馬に打乗たる族もあり、此體たらくにては軍は不叶とて金子は三橋甚太郎一人召連れ岩を傳ひ下り、漸く川を渡り沼須の郷海應山に着けば、住持立出内へ入れければ、月は山の端にぞ出にける、大淵勘助、星野圖書踏止て散々に相戦ひ、花やかに打死をぞしたりけり。金子は金剛院にて其夜を明しけるに、氏邦は金子を討漏したる事無念也、金剛院に落人ありと見へたりとて、五千の勢を以て金剛院を取巻、搜しけるが金子が行衛は知れざりける。金子若年より愛宕を信心し、田北の原に宮を建立したりけるが、萬鬼齋御没落の亂より以來の兵亂に依て、愛宕の御神體海應山に安置したりければ偏に愛宕の御加護によるとぞ申しけり。

倉内合戦矢澤頼綱夜討小焼松之鎗奇特有事(史)

同年十月二十八日、北條安房守氏邦大將にて先陣は猪股能登守憲直、長尾左衛門、安中左近、上泉主計、矢部大膳、其勢五千餘騎、糸井の原を廻り、久屋鬼解子坂口より田北の原へ推寄たり。薩州此由を聞給て先づ敵の備立を見よとて、塚本肥前守を被差越ければ早速見届け走歸り申けるは、敵勢五千餘と見へて鶴翼に備へて先に鐵炮五十挺餘に弓百挺程見へ、猪股千餘人にて先陣に進み、大將は愛宕山に被陣取たりと見へて、鱗の大旗愛宕山に立たりと詳に申ければ塚本神妙也と褒美し給ひて、去ば車かかりに掛べしとて先陣福津幸直、伴淡路守、北能登守、渡邊左近允、鐵炮十挺に弓二十挺、其勢三百餘人、本備は嫡子三十郎頼棟、甥の常田圖書助相隨人々には金子美濃守、恩田越前守、發知刑部、鹽井又市郎、塚本肥前守、上原彌戸野、庄村金右衛門尉、市之丞、増田大炊、七五三木、桑原、内田、片山、澤浦、山口、吉野、根岸、廣田、青柳、阿部、小野、鹽原源二左衛門、以下八百餘騎。殿りは小草原若狭守二百餘騎、都合三千三百餘騎、車懸りに備へ、早道原に控へたり。猪股此由を見て鐵炮打懸させ、采配取て諸手へ下知しければ、上泉主計一陣に進んで福津幸直と相戦ふ幸直生年二十歳、血氣盛んの時なれば十文字の鎗をつとり、しばし突合ける處へ大胡常陸介助來り、幸直を中

に取籠め相戦し故、既に危く見へける處へ、家の子小林文右衛門、久保田金右衛門、安中勘解由、生方兵部、上泉を推隔て、相戦ふ。其内に渡邊左近丞、木内甚五左衛門、塚本肥前守助け來て戦ふ故、上泉不叶して引退く。纔か半時許の戦に敵二百人討取ければ、味方も百五十餘人討れにけり。北條軍の體を見給て自身三千餘騎を一手になし、をめて懸りければ頼綱より深津次郎兵衛を使として一先軍勢を城中へ引き、後謀を以て打べしと言遣しければ三十郎軍をまとめて籠城す。北條附寄によせて城を取巻手痛く責けれとも、聞へし名城の事なれば、即時に可落とも見へざりければ、阿曾へ引返してぞ居られける。其夜薩州は夜討にせんとて自ら七百餘騎を引卒し、合詞を天氣と定め、天とかけば氣と答ふべしと、定め、塚本を先として金子渡邊相隨ひ、倉内を子の刻計に打立て、阿曾の要害に忍入る。彼大軍なれば要害に餘り白井の原に大半陣取ける、此間三日の戦なれば諸軍くたびれ、前後も知らず寐入ければ、仕濟したりと太鼓を打て一度に切て懸れば城中には思ひも寄らざる事なれば上を下へと返しけり、なれども大將其外名ある者は皆鎧甲早速着し、夜討也者共出合くと呼り切て出れば薩州兼て令せし事なれば、金子足輕五十人に燒松持せ、沼須の川原へ引せければ、夜討の者共引返すと心得、猪俣士卒を下知し追討に打取れと川端までぞ追懸けり。薩州は朽久保の坂の下に、五百騎にて隠れ居たりけるが、時分は可しと下知せられ、自身は小焼松の鎗をつ取り、突廻せば鎗燒松の如く光を放ちければ共薩州は見へずして敵は明に見へたりけり。味方は白裝束合言葉にて討、殊に猪股夢にも知らざる事なれば無敵二百餘人被討、猪股軍をぞ引返しける、猶も金子渡邊續て追懸、又百餘人討取、凱歌を作り歸りける。味方纔か十人被討、手負五十人も。夜明ければ薩州諸士を引卒し海應山に入て休息し、倉内へぞ引返しける北條軍利なきを無念に思ひ、後日大軍を以て頼綱を可討とて厩橋さして引返す。

○抑小明松と云鎗の由來を尋るに、頼綱の父海野信濃入道棟綱の代に、信濃國虚空藏山と云山に鬼神住て人民を惱しける故、退治として棟綱向ひけるが、吾凡人の身として退治する事難かるべしと思ひ、同國水内郡の八幡宮へ祈誓せしに此鎗を授り、無難鬼神平げり、時夜中の事なるに明松の如くに光ける故、小明松と名付られて重寶し給ける。村上瀬平と合戦の時、棟棟公より頼綱年十三年にて初陣なれば、名劍を得さするとて賜ひ

けるとかや。

此時須田加賀守、鎌田の城にて高名したりければ、翌年北條安房守より感狀給りける、其文云、

去年十月二十八日、向倉内相働、於森下敵數十人爲討捕候、自分茂壹人討留、高名無比類候、忠信存詰可爲走廻、沼田本意之上者、一途に可引立者也仍如件

天正十一年未二月十五日

須田加賀守殿

氏邦在判

沼田侍氏直公へ忠信并山名發知有故領知ヲ被滅事(史)

天正十年十月大合戰有に依て、昌幸公倉内へ御馬を被寄ける處に、川田地衆悉く氏直公へ忠節して、中山へ引退たりと、彌津の家臣小林文右衛門書付を以て幸直へ注進したりける、其文

覺 下川田衆

星野三右衛門	田中源之允	鈴木市之丞	今井源介	笛木四郎太郎
石上與十郎	平井新右衛門	同 加兵衛	同 彌藤五郎	深津戰之丞
同 源四郎	笛木新五郎	以上十二人		

上川田衆

武井藤右衛門	大竹六郎左衛門	服部新五郎	大竹與惣左衛門	同 五郎左衛門
同 新右衛門	藤塚甚三郎	同 市之丞	大竹彌兵衛	鈴木右馬介
佐目貝 與兵衛	以上十一人			

都合二十三人今月二十日引退き、中山赤見山城守に屬したり、此外數多申合候者、重て方便をまわし承届け注進可仕と申遣しければ幸直驚き薩州に見せられければ、薩州昌幸公の御目に掛られければ幸直に御褒美の詞有て後尙又此後氏直へ忠節の族有之ば、不日に注進可申と仰られけり。依之文右衛門日夜心を碎きけり。

山名主計頭、發知圖書、兩人御過□として領地三ヶ一を沒收せられ、溝口笹尾の兩郷、二十五貫文之所を幸直に賜り、上川田にて十貫文、渡邊左近丞に賜りけり、幸直悦にたへず右拜領地の内五貫文を割て小林文右衛門に賜る、昌幸公は急速信州へど歸り給ける。

赤見中山在城小林文右衛門注進並長尾殿卒去之事(史)

天正十一年癸未三月上旬、北條氏邦鉢形を御立有て大道寺孫九郎、由良新五郎、高山遠江守相隨て白井に着陣す。薩州此由を開給て彼吾妻へ寄るか、沼田へ寄るかとして無覺束被思けるに、去年沼田衆中山へ退去して赤見に同心しければ北條殿、此者共を以て山名を始、其外味方に引付んとて平井加兵衛を川田の小林文右衛門が許へ遣したり、文右衛門は好き幸と悦び、加兵衛に對面し懇懇に談話にぞ及ける。加兵衛無餘儀貴殿も今度は氏直卿へ御味方致されよかし、某しなどは今度の忠に依て岩本村を拜領したり、此證文御覽被致よとて氏直公朱印の證文をぞ見せにける、文右衛門申は、去年中山へ忠信の者有之と聞、姓名承度存候、吾等も同心仕らん、山名なども領地割られ遺恨の志有之ば、是亦同心仕らんとぞ被申ければ加兵衛、氏直公より赤見殿へ被遣候書付の寫是にありとて、文右衛門に渡しける、其文に曰、

中山衆

平方丹波守	同 作右衛門	飯塚孫兵衛	飯塚彌右衛門	林與十郎
平方玄蕃	小林新五郎	平方新右衛門	同 五郎	同 和泉守
同 五郎太郎	九郎五郎	唐澤半右衛門	養田六郎	同 市助
後藤主水	小林右近	平方七郎左衛門	以上十八人	
沼田牢人				
升田隼人	佐藤勘左衛門	小保方源之丞	小吳早助	大淵與惣左衛門
小保方源左衛門	以上六人			

上川田衆十一人、下川田十二人、合而二十三人、如前記。

須川衆

神保太郎助 同 八右衛門 奈良左近 寶藏坊 以上四人

都合五十七人

右之者共預置申候、能々致指南、各可爲走廻者也、仍如件

未三月晦日

氏直在判

赤見山城守殿

此書付手に取り吾等も同心仕らんとて加兵衛を馳走して歸し、是旨早々助右衛門尉へ注進したりければ幸直悦び今度氏邦かの方へ發向せられけるは何故ぞと加兵衛に問ひければ、今度は堺目の御仕度有て在番を差置れ、家康御出張の聞えありければ、皆々松井田南牧邊を御堅有て、近日御馬を被入とぞ申ける、其ごとく北條殿は早速厩梁へぞ歸りける、其頃白井の城主長尾左衛門憲景一井齋は連々の病氣醫藥を盡せども療養効無くして、同年四月二日卒去し給ひけり。嫡子左衛門輝景、父の無きがらを最大山雙林寺にて葬送の儀式執行ひ、法名光輝院殿實山桐忠大居士と號す、輝景人となり頑囂なれば、長尾の家、此人にて亡びんと、近きに有んと諸人申ける

信州一圓東照宮に屬す附室賀を討捕事(史)

天正十一年秋、東照宮信州へ御出張被成、伊那郡に御着陣有ければ、國中の武士不殘出仕致し、或は使札を以て申上ければ家康公より處々城主へ御使者を以て書付を被下ける、彌津へ被下ける書付曰、

今度在陣の議に付、度々預御札候、彌津存分條、可被安御心候、委細の儀者大久保新十郎、口上可申候、

恐々謹言

九月十日

家康公在判

彌津宮内太輔殿

大方此時に國中へ被申置けるとなり。國中の武士處々伊那郡へ出仕を被遂ければ、皆々安塔の證文をぞ被下ける、信幸公も吾妻より御歸陣あつて伊那郡へ被出仕ける。

彌津殿信州舊領拜領之事(史)

右年來被抱置知行之分、如前々領掌之上者、永不可有相違、彌以此上者、可被存忠功候者也

天正十一年九月二十八日

家康公在判

彌津宮内太輔殿

右同文にて眞田安房守殿、矢澤殿、常田殿、蘆田殿、保科殿、小泉殿、室賀殿、八代殿、浦野殿、、、、右の人々へ知行被下候、

○其年川中島の城へ森右近太夫被移、伊那の城へは鳥居彦右衛門尉、松本の城へは小笠原、豊島の城へは松平甚五兵衛。右の人々へ信濃一國の政被仰付、御歸陣被成、彌津助右衛門の伯父松鶴軒入道は家康公へ被召出、甲州黒澤三百貫文、駿州高原に於て五十貫文被下たり。

室賀合戦の事(史)

斯て信州一國家康公へ屬し奉り候處に、同年十月眞田安房守國中を隨へんと企、先室賀を可討とて一門一手に成て室賀の館へ押寄ければ兵部太夫自ら打出て、篠山に於て火出るほど戦ひ、互に郎等被討て相引にこそ引たりける、翌日取て返し被責ける程に、内より和を乞ける故許してぞ歸ける。室賀入道眞田に届する事を無念に思ひ、翌天正十二年申の六月、高井彦右衛門尉を以て遠州へ申上ければ、家康公より何卒謀を以て眞田を可討と仰越されければ。入道不斜悦び、彌々以て上田へ見舞懇切しけり。或時上方より圍碁の上手上田へ來りければ、室賀入道を招請有ければ入道能時節と心得、日限を定められて同苗孫右衛門を以て來月七日眞田が居城へ碁會に參候、其時昌幸を討取らんと存候間、御加勢被下候様にと鳥居氏の方へ申遣しけれども孫右衛門内々房

州へ志を通じたりし故、直に上田に來り此由申けり、昌幸公悦び孫右衛門を馳走してぞ歸しける。入道仕濟したりと思ひ、家の子桑名八之助、相澤五左衛門尉、堀田久兵衛など相隨ひ上田へ被參ければ兼て用意の事也ければ書院に招請して圍碁をぞ始めける。其時長野舍人木村戸右衛門討手に極め、相圖は彌津宮内太輔、麻利子藤八郎、長命寺、安樂寺也。長野木村次の間より太刀抜き出、室賀兵部太夫を無情も殺しけり、桑那相澤堀田聞より早く殿中に切入て散々に戦ける。縱令三人項羽が勇を顯したりと雖も多勢の敵に取巻かれ、遂に生捕にぞ成にける。右三人後には心を變じて眞田に仕へ無二の忠を盡しける。此時八之助深手を負ふ。さて室賀にては此由を聞き妻子共取者も不取敢早々甲州へぞ落行ける。

上田寒川合戦並御一族眞田の幕下に屬する事(史)

天正十二年申十月の事なりけるに、家康公被仰出けるは、信州一國平均致し諸士皆遂出仕處、今度眞田表裏を以て室賀を討たる事、逆心の至り、専ら叛逆の頭人也、急速眞田の一門御退治有んとて鳥井彦右衛門尉、大久保七郎右衛門、同彦左衛門、同新十郎、松平甚兵衛、都合六千餘騎に蘆田右衛門相加て七千餘騎、染ヶ馬場に陣取て控へたり。昌幸公聞より早く御一門御會合あつて今度は一門の浮沈此時に極れり、表裏を以て戦ふべしと、先味方の勢を見んとて着到を被注けるに、騎馬二百餘騎に雜兵千五百餘人、都合二千餘人には過ぎりける、寄手は七千餘騎、彼にくらぶれば四分が一なり、殊に家康公の御手なりければ幾萬騎加勢あらんも難計、唯方便を以て防ぐべしとて追手口へ葎簀を千鳥掛にはり、外曲輪寄場には亂杭を打たり、城地二里四方の百姓ども城に籠れば彼等をあつめて男女共に三千餘人なり、百姓の女子共には石礫を爲打られける、大手の門をば彌津宮内太輔義直父子、鎌原内宮少輔、大熊五郎左衛門五百餘にて堅めたり、常田口には矢澤小泉和田湯本青原三百餘騎にて堅めたり、裏門は常田圖書、武石右京亮、西久保治部、富澤大學之助二百餘騎にて堅めたり、嫡子信幸公は三百餘騎にて伊勢山に取上り、靜り返つて居給ひける。八千餘騎の寄手轡を並て旗をあげたりければ昌幸公いざやはやしをせよとて、若侍衆に申つけられて、高砂をぞ初められける、見物は彌津宮内、同長

右衛門、矢澤三十郎、常田圖書、小泉長岡寺、長命寺、常心院、安樂寺、呈蓮寺、開善寺伊勢の御師廣田丹後守太夫なり。かくて寄手八千餘騎二手に分て、鳥居大久保兩將にて城を二重三重に取巻、鐵炮を打掛ける程に城中よりも鐵炮を打掛、女童は石つぶてをなげ出しあめさける。鐵炮竹把法螺の貝、時の聲、天地に響きあひたゞし、高砂一番はやしけるうち責ける間、町屋を破て堀岸まで押寄たり、昌幸公少も騒ぎ給ず、長岡寺と碁一番うたんとのためひて戦ふべき氣色はなかりける、皆々甲冑を着見物す、大手の門既に危く見へける故、彌津の臣加澤世間兵衛尉直宗切て出、敵一人討留けるが海野小路にて鐵炮にて甲の鉢を打ぬかれ引返したりと注進有ければ、彌津長右衛門尉、此碁御勝とて突崩されければ各退席す、昌幸公を初め男藤藏信爲、舍弟隱岐守昌君、各甲冑を被召て三尺五寸の大長刀信爲に爲持て、其身は二尺八寸の太刀を佩、十文字の鍵提げ、御秘藏の望月黒七寸餘りの名馬に朱鞍を置、金の馬□打かけ、別當由井、源八郎玄關の前に馬の口を取る、信爲はあし毛の馬に貝鞍をかせ銀の馬□打ちかけ、同引立てたり、信爲は大の長刀を杖につき、ゆらり／＼と打ち出父子一度に諸卒に下知すれば四千餘騎の寄手崩かゝつて引退く、兼て用意の葎のすを人馬通り兼て押倒し彌が上に成重て、すしをつけたる如くになり五百餘人失にけり。昌幸公御父子相隨人々には彌津長右衛門尉元直、大熊五郎左衛門尉重利、木村戸右衛門、長野舍人助、三堀、堀田、相澤、深井、三原、丸山藤五郎、其勢八百餘騎、をめぐりて驅出たまひ、折節水増りければ寄手の人々川を越兼て猶豫しけるが、やがて大久保彦左衛門、蘆田右衛門取て返し、昌幸公父子に目を掛け一文字に突掛たり、昌幸公兼て相圖の事なれば伊勢山に籠りし信幸公、出浦上野之介、五百餘騎にて籠けるが地下とも籠城せざる事を殘多く思ひ、伊勢山に取登り見るに、昌幸公小勢にて引給ひければすはやくくれたまふと心得、百姓等相集て二千餘人、山上よりあめいて下りけるが信幸公にはたと行合奉り、思ふ所なりとて其勢を合せ二千五百餘人、一度にどつとかけ給ひければ敵、案に相違して寒川へ一度に乘込、上を下へと返しける。折節御父子兄弟四人其勢三千五百餘人、一手に成て突掛給ひければ、寄手千五百餘人打留たり。既に日西山に入れば相引に引て其日の軍は止にける、寄手は明日おそしとまつ所に森右近太夫、二千餘騎にて加はりければ大久保鳥居力を得て、夜の明るをぞ待居ける。昌幸公御父子は

明日の軍には諸卒一手に成て可戦とて戸石山荒井在家田澤の郷二三ヶ所に夜の中に胴赤の大旗數多持せ遣し民家を潰しとり、小屋掛の風情にして森の大木の枝に旄ゆひつけ見せければ、寄手のもの翌日伊勢山に伏兵有しを知らずして後れを取りたり、手分して四方より可責とて八千餘騎、五手に分れ押寄、按の如く諸所に旗立置ければ見るより所々へ五百餘人の人數を配分し、本城へは二千七八百人の人數にて、寒川を渡し川原に控へて備けり、昌幸公相澤五左衛門を召て物見に被出ければ、五左衛門家來十餘人召連、寒川の岸に乘出しければ諸方より鐵炮打かけけれども少も不騒、靜に敵の備の様子見て歸り、我身を見るに玉七つ迄鎧に當り居たり、昌幸公御覽して不斜悦び給ひ、御威の言葉を演られける。此度は裏門より城を拂ひ三千餘騎、御父子三人討て出給ひける。敵は大手へ寄けれども按に相違して備を崩し突掛たり、軍勢を諸手に分られけるが旗斗にて敵一人も無りければ空く歸り、大手へ懸るもあり、本陣へ引返もあり、寄手の軍法相違してければ、寒川迄一度にさつと引退く。眞田御父子透間もなく寒川迄追欠ければ川端にて取て返し戦ひしが遂には不叶して一千餘人討れにけり、寒川の流れ三日三夜血の波立てど流れける。爰に眞田の家臣に深井三彌と云者、生年二十六歳なりけるが一日に三度高名したりける故、毎度感狀賜りける、寒川を渡し敵を追かけ行、敵三百餘人に取かこまれしが敵一人討取、大勢の中を切抜け、薄手を負はず歸りければ、此度は苗字取らせんとて深井三彌を改て眞田但馬守とぞ名乗せける、寄手の勢二千餘騎討れ、三千騎は手負けければ、不叶してぞ引返す。

家康公此由を聞きめされて、御自身御馬を向、御退治あるべしと被仰出ければ、昌幸公此由を聞、家康公御自身の勢を引受ては軍に利あるまじきと思ひ、上田の城には信幸公を残し置、奥方御兄弟衆、源五郎殿、藤藏殿伴ひ、飛驒路を越し上洛して石田三成、増田長盛を使つて秀吉公へ申上ければ、神妙也とて上方にて御差出三萬石被下、伏見にこそ居られける、家康公眞田を討洩したる事を無念に被思召ける處に、秀吉公より家康公の方へ、眞田公の事を御詫被成、昌幸公、御本領に立歸給ける。

加澤世間兵衛妻女働之事

小縣上田原染ヶ馬場へ大久保、鳥居の兩將出張して信幸公と合戦し給ひしが、味方後れけると見えければ昌幸公、根津助右衛門尉に下知して三百餘騎打て出て火花を散し戦ければ森右近、二千餘騎にておめいて掛りければ加澤世間兵衛は大長刀を水車に廻し掛りける。鳥居中根二百餘人駈合、加澤を取籠けるを妻女大手の矢倉より旗の紋を見るに、すわまに鷹の羽の紋を見付て、彌津主膳の引立被置たる馬に打乗、粥を飯籠に入、はた織と云し下女に爲持召連、染ヶ馬場に向、二百餘人が中に割て入、夫婦一所に成て敵を四方へ追散し小高き所に引上げ、散卒を集め粥をまいらせ、殿して城中へ引入たり。彼女房城中に歸て己か身を見るに鐵砲の玉五ツ有けり。此女は彌津の一族別府閑齋が娘也。父は信州に無隱剛の者也けるが此度の働、さすが別府が娘哉と男ならば今辨慶とも可申がと昌幸公被仰、軍散じて小縣郡西田澤に於て五貫文の知行を給ひけり。

加澤記卷之四畢

加澤記卷之五

高橋右馬允武畧之事(史)

天正十二年申正月上旬、白井長尾の家中に百人衆として歩行侍あり、正月沼田地衆林太郎左衛門、吉野太郎右衛門。吾妻地衆井上金太夫私曲あつて沼田を立退き白井へ屬し、百人衆に有付けるが、何卒して忠信を立て古郷へ立歸り度と思ふ折節、三人寄合内々談合して高橋右馬允に申ければ、右馬允金子美濃に語りけるは、其方上田へ參り注進せられよとありければ、高橋上田へ參て丸山土佐守、木村戸右衛門を以て申上ければ昌幸公悦び給ひ、神妙の事なり、卒爾なき様に計るべしと被仰ければ、高橋は御暇乞ひ申、戸鹿野へこそ歸りける。三人の者傍輩の者をたぶらかし、沼田戸鹿野には有徳の者多し、夜討に入て金錢を奪ひ取んとて、百三十人申合、林吉野井上を案内として、戸鹿野へこそ忍入る。兼て相圖の事なれば橋をはづし、四方より取まき討ける故、暫時が間に百廿餘人討れ水練の達者纒五六人助り、白井へこそ北げかへる。此忠節によつて右馬允に知行賜りける。

其方以工夫、白井衆谷中へ引入、悉討捕候條忠節之至り、無比類候、因茲戸鹿野之内五貫文之所出置者也

天正十二年申正月廿九日

高橋右馬允殿

昌幸在判

右戸鹿野へ引入し時、境澤の番人深津次郎兵衛、生方兵部、吉野六郎右衛門、小林文右衛門に談合して引入けるとなり。高橋右馬允は文右衛門妹婿なりける故也。此物語大瀬宗可齋入道、其頃佐々島藤五郎とて白井殿にあり、是時この夜討の人数なりけるが、鉢形より書翰參りけるにより、他行して不參との物語なり。

北條氏直出張矢澤瀾津手柄之事附割田下總馬乗捕事(史)

天正十三年酉九月、北條氏直沼田へ出勢し給ひける起りを尋るに、織田信長公存生之内、家康公氏政と御相談あつて、甲信兩國は家康公、上州は氏政兩人手柄次第掌握可致との約束なりけるに甲信は家康公に屬しけるが、上州沼田數年氏邦を以て責けれども、眞田要害堅固にして手にいらず、漸く中山尻高森下長井の城攻とり、沼田本意なきによつて、九月廿一日北條左近太夫平氏直、陸奥守氏照大將にて、相隨ふ人々には足利新六、小山宇都宮、高山遠江守、内藤大和守、長尾新五郎、長西五郎、布川彌次郎、皆川山城、小幡上總介、大導寺孫九郎、太田、大森、熊谷、倉賀野、南牧、西牧、市川黨、大胡、阿久澤、桐生、黒川、山上、善の隼人、猪股能登守、矢部大膳、成田下總守。先陣は北條安房守氏邦、同左衛門佐氏能、都合五萬餘騎。殿りは松田尾張守、同左馬之助、太田安徳齋、三萬八千餘騎にて前橋に御着陣あつて勢を二手に分、一手は氏照大將にて小山小幡内藤倉賀野南牧西牧市川黨矢部。先陣は長尾左衛門輝景、二萬餘騎にて中山に着陣す。氏直は氏邦を先陣にて殿りは松田尾張守、其勢三萬八千餘騎にて本陣を鈴ヶ嶽の麓に被居、氏邦は阿曾の要害に着陣す。矢澤薩摩守聞給て此度は關八州を引受て相戦ん事、弓矢取ての名利也と悦び、先手合に猿ヶ京の城を可攻落とて、金子渡邊に先陣長瀬伊賀守と定められ、三百餘騎差添られければ、兩人不日に押寄ければ、栗澤肥前守は南方の大敵倉内近邊へ押寄ると聞、暫は心安しと油斷したる處へ、不意に押寄られ、一戦にも不及して小性一人、長尾伊賀守が□女を人質に出しける、依之兩人本望を遂げ、人質を請取、矢澤殿へまいらせければ薩州門出よしと喜び給ひ、南方の大敵をば表裏を以て可討とて、先要害を堅むべしとて城外へらぐひ、さかもき結び、雜兵共に二千に足らざる小勢なれば、敵寄來らば三四百人も出て合しらひ、寄手退窟したる處を討取べしとて、兵糧澤山に貯ひ、薪木に至迄不足無して待掛ける。北條は足輕せりあひもせず、唯在家を放火しける由聞へければ、領分百姓出家社人まで不殘倉内に走集て籠城す。城に聚る人数男女共に五千餘人なり。上田にて昌幸公敵を引請籠城し、吾妻も沼田に籠城して、中山に大勢陣取ければ加勢する事ならさりける。矢澤さつと工夫して常田金子に地下人一千餘人差添、城より出し、すわまの紋付たる旗ささせ、南胡桃の方へ遣しければ、猪俣が物見の者是を見て、矢澤全城を明退と云ければ、猪俣三千餘騎を卒し、矢澤北くるぞ逃すなと薄根川原まで追

かけける。其時渡邊榛名の森に隠て控たりけるが、既に薄根川を越え、武尊の社四釜の邊へ敵過たりける頃、森の内より五百餘人後をつけ、猪俣のがさじと切てかゝれば、思ひの外の伏兵に出逢ひければ、やがて取て返しければ金子も引返し切て掛る、猪俣前後に敵を受、手勢二百騎ほど討れ、殘兵散々に成て鎌田の城へぞ引返す。此由氏邦聞給ひて、明日は惣勢を以て攻べしとて中山へも相圖しければ、矢澤も此由を考て、川田表へ彌津助右衛門尉を向られるが、折節水まさり利根川を渡すべき様無して、相圖の使はなかりける、彌津は梶ヶ瀬を舟を渡し、無程川田の城にぞ着にける。同月廿九日辰の一天に、氏邦先陣として一萬五千餘騎、田北の原へ押寄たり。矢澤鳴りを靜て待うけ、れば、敵城を十重二十重に取卷、鯨波をとつどあげにける。矢澤兼て計りし事なれば、諸方の木戸口邊にて薪澤山積置火を爲焚、敵木戸口へ押寄、堀の内へ乗入、唯一時に屏打破り矢澤を生捕にせんと罵る、取分□□の門へ押寄る。長尾の案内者に參りたる矢野兵部左衛門は、岡谷平内、上原淺右衛門、塚本と戦ひ岡谷一人は討れける。其時焚立たる炭の火を、百姓の役に板にてなげ出しければ寄手不叶して引退、其時城中より二千餘人一度に切て出ければ一萬五千の兵色めさける程に、氏邦采配を振て引なと下知せられけれども大勢の引立たる事なれば耳にも入れず、白井の原へ一時に引上たり。此時片品川へ流れ、或は沼須久屋の岩より揉落され、手負死人数を知らず。北條陸奥守物見を出し見せられけるに倉内に軍有と告たりければ、やがて二萬餘騎の兵を引卒し、長尾左衛門先陣にて子持山峠を越へ押寄る。彌津助左衛門尉山名主水は、居城の女童は倉内の城へ籠置、旗少々立置て大竹の要害に籠り、鳴をしづめて控ければ、敵雲霞の如く山谷を動し、川田の城を押取卷、鯨波を作りけれども城内に一人も居ざりければ、長尾もあさされて引返す。處に大竹に籠居たる處の兵卒切て出、火水になれと戦ひける、長尾も案に相違し手の者多く討れ、中にも牧の彌六郎、神庭入道返し合戦ひけるが、深山大木茂りし故、幾萬騎籠たる共知れず、大將陸奥守が本陣薄根の原も知れざる様に方角失ひければ謾に馬に鞭打引退く、山名主水は此度は我會稽の耻を雪んとて五郎澤の奥迄追かけ、小野勘五郎と戦ひ居る處に、臥木の陰より鐵炮にて中身を打拔れ、五郎澤の草葉の露と失にける家の子深津和泉、鹽野下野、死骸を肩に引かけ、光徳院の舊跡に墓をつき、孝養を盡しける。父信濃守歎き

給ふ事限なし。中山の寄手昨日おくれを取し事を無念に思ひ、陸奥守人々に向ひ宜ひけるは、かほどの切所とは不知、大勢一度に取掛し故勝利を失ふなり、明日は小勢を以て切崩すべし、川田の勢を聞に三百騎には足らざる由、明日の軍勝利必せりとて、長尾左衛門を先手とし、深山(一に深谷に作る)の城主高山遠江守、其外矢部大膳、赤見山城、二千餘騎、子持山の嶺を越て被寄。多目周防守は二千餘騎、權現嶺より小山倉賀野小幡二千餘騎、不動嶺より被寄たり。不動嶺口へは鈴木主水、中山九兵衛出向ひ、火花を散らして戦ひけり。雨乞山へは發知圖書、同左衛門、師大助、渡邊左近向ひ戦ひける、子持山嶺へは彌津助右衛門走向けるが、今日は薄根原へ出向ひ被相待けるが、敵峠を下る旗色見へければ、歸りを討んと思ひ、横子の久保に控へて歸りを討んと待居ける敵は大竹川田の城を心かけ押寄けるが、一人も無かりければ、今日權現嶺口の防ぎのため出づらん、我等は詮なき方へ向ひたりとて引返す處を、能き時分と心得て、横子の澤手高尾平の茂りの陰に隠れ居て、矢部大膳が真先に進んだる和泉守が真向を鐵砲にて打拔ければ、矢部長尾案に相違し、十方を失ひ、上を下へと返しける處に、木陰より鯨波を作り鐵炮打かけ、矢射かけ、切て掛れば、矢部長尾か二千騎の兵、崩立てそこかしこの山上大木の内へ馬を乗入、つたかづらに纏はれ、太刀を捨て、討る者數を知らず、兩將跡をも見ずして北へ歸る、彌津十文字を以て追かけ突立ければ、續て深津次郎兵衛、同半左衛門、小保方兵部、見城、長井、小林、石上、平井、田中、大武追かけ分捕したりける。助右衛門尉餘り長追し給て、首長原にて長尾の臣牧彌六郎、野村、飯塚、石田、大島等五十四人に取圍まれしが、朽木によつて戦ひしが、晝よりの合戦なれば氣つかれ、既に危く見えける處へ、家の子小林文右衛門、深津次郎兵衛、同半左衛門、同筑後驅付、敵二人討取、殘兵をば四方へ追散し、凱歌をつくり悠々と引返す。此日敵八十餘人討取、味方は纔に十餘人討れ、三十餘人手負たり。此由早速倉内へ注進しければ、薩州不斜悦び則ち八十餘人が首を伽藍堂の原に掛置たり。北條陸奥守が二萬の軍を、僅か三百騎にて切崩したる事、昌直の武勇の盛なりし故なりと、諸人稱歎しける。權現嶺不動嶺の寄手も悉く勝利を失ひ、鈴木中山も首三十討取、發知兄弟、渡邊左近も首三十五討取、同日に注進す。氏直は小城一つに關八州の軍兵を走向、空く數日を送る事、父氏政の御前、且は隣國の聞へも如何なり、自分倉

内へ可寄と軍評定し給ひけると風聞し、白井の原に小屋掛、赤旗白旗數多立幕打廻し、動搖する事限りなし、忍を入れて見給ふに、關八州の城主以飛脚申入候も有、或は以使僧申入もあり、色々さげ物美を盡したる事と見ゆと申ける。爰に吾妻の住人割田下總守とて勇猛の兵あり、力萬人に勝れ、第一忍の上手古今無雙なり、割田傍輩に語りけるは、比日敵陣へ様子見に忍入しもの有と聞こそ面白けれ、我は貧窮なれば馬物具も見苦し、明日白井の原の敵陣へ行て、馬鞍奪取て我物にせんと、膚に鎧を着、くさり頭巾をかむり、上に蓑を着、二尺五寸の刀を藁巻にし、馬大豆をつとに入持、寄手の小屋の前を馬大豆めさせませとて通りける。松田尾張守が小屋の前にて若侍二三十人寄合、馬を取出し庭乗してぞ遊びける、割田通り懸り彼藁づとを負ながら見物す、若侍是を見て商人も馬を好候かと申ければ、割田大豆は壹升鑿十五文と申せば、いや豆の事にてはなし、馬をすくかと云事也と申せば、少し馬喰を仕候と申せば、然ば馬の事も知たてあろう、此山中にて此様な美しき馬鞍見たる事はあるまじ、近ふ寄て見よとて皆々どつと笑ひける。割田心に思ふやうは、黒の馬に金幅輪の鞍おきたるこそ松田殿の召馬と見えたり、是を奪はんと思ひ、彼馬のさわにより馬取にささやきけるは、見事の鞍かな、此鞍置て少し乗て見申たきと申ければ、若侍是を聞き奇特の申分なり、彼奴を此馬に乗せ、跡より鞭を打迷惑させて見物し、小田原への土産嘶にせんとて彼馬に乗れと申ければ、割田僞て恐るゝ氣色にて、おそろしやあの馬に乗り如何せんとぞ申ける、若侍馬取に申付、無理に乗せよと云ければ仲間共走寄、割田を無理に乗せければ、やがて鞍にしがみ付、やれ／＼頼む／＼と云ければ、其時仲間共一度にむちを以てたさければ聞ゆる名馬の事なればやがて飛出す、此時割田思ふやう、此儘乗取らば盜賊といはれんも口惜し、尋常に名乗て乗取んと、懸て馬を乗戻し、若侍の間十間程脇へ乗寄せ、馬大豆をなげすて、藁包の中より刀取出し腰に横たえ、馬上にて大音聲にて我は眞田安房守が臣割田下總守重勝と云者也、只今能馬賜り忝存候、御禮は明日戰場にて可申、松田殿へはよろしく頼入と云捨、鞭打てにげ出しける、若侍共は唯呆れ果、これは／＼と跡より追かけれども、兎かう云間に十四五丁も後れければ本陣さして引返す。割田無難片品川を渡り、金剛院の地内を乗通り、さひかち坂を乗上げ、靜に城中へぞ歸りける。右奪取し金幅輪の鞍をば昌幸公へ獻じける。扱割田

が振舞は古今希なる事也、敵も味方も感じける。氏直如何被思召けるにや、惣攻の儀はなくして九月廿九日陣を拂て歸りける。猪俣は長井坂に在城す。赤見山城は中山に在城す。此時氏邦、矢部に感狀被出ける文に云今度沼田宿城於上戸張兩人高名、殊強敵逢鎗手數ヶ所被負、手柄之勝負、誠無比類候、御旗下御陣と申、即猪俣を以申上候、中にも其方走廻之儀、及御披露候之處、不淺御褒美之上意候、追而御感狀可被下之由被仰出候間、可被存過分候、恐々謹言

九月廿八日

氏邦在判

矢部兵部右衛門殿

此已下闕文。

沼田領堺目之民令退散事

天正十四年戊春、近年北條御出馬にて民悉困窮、就中堺目之民農業可仕付様なく、大半餓死に及ければ上田より兵糧米運取、矢澤配分し給て農民はこぐみ給けるが、かゝりける處に中山の城に赤見山城守、去る午年より在城して川田表へ人數出、早苗を踏散、麥作を刈ければ民安堵の思を不成、餓死する者多かりけり。去年九月山名主水、子持山にて打死ければ父信濃守は隱居して有けるが、二男彌惣に被預て倉内に被籠、川田の城は彌津助右衛門に給りける。助右衛門尉は倉内北條曲輪に被居、川田の城には家の子小林文右衛門を被差置て山名が家の子深津和泉、鹽野下野をぞ被添ける。其外、出羽、金井圖書、生方、同兵部、深津、平井加兵衛、田中源之丞、同惣右衛門、笛木、星野、深津半左衛門、五郎左衛門、見城又左衛門、同儀右衛門、見城右馬介、平井、藤五郎、星野、鈴木、今井、石上等本領を賜て其儘川田に被差置ける。猶も赤見、人を出し小逼合不止ければ、小林文右衛門工夫を廻し、赤見が與力中山、先方侍平方丹波、平方和泉守に深く知音して赤見殿と和睦して互に刈田は不爲ければ農民安堵の思ひをなしたれば、此由助右衛門殿より昌幸公へ被申上ければ文右衛門方へ御證文を被下ける、其文に曰、

北條氏直沼田へ發向、矢澤謀を以退大敵事(史)

天正十四年酉四月下旬、北條氏直公厩橋へ御着なされ、去秋の合戦倉内を乗捕ざる事、他國の開えも口惜として今度火急に倉内を乗取んとて北條美濃守、同陸奥守氏明、同安房守氏邦、松田尾張入道、同左馬之助、遠山豊前守、大導寺駿河守、同孫九郎、多目周防守、結城氏の某、石卷下野守、塀賀伯耆守、佐倉筑後守、遠山右衛門、千葉、小山、宇都宮、岩松、笠井、川越、松田、川村、熊谷、白倉、深谷、太田安德齋、依田大膳、南條山城、由良信濃守新五、同新六、佐野修理大夫、成田下總守、遠田豊前守、上田上野之助、□□伊賀守、松田肥後守、大森甲斐守、高山遠江守、倉賀野淡路守、伊勢備中守、清水太郎左衛門、同治部正、南條山城守、同右馬之助、内藤大和守、半田筑後守、小幡上總之介、大藤左衛門、立林喜三次、高井主膳、安中越前入道、矢部大膳、石倉八木原、本庄大場太郎、岡部彌次郎、中山主膳、富永主膳、荒川豊前守、上田常陸之介、猪俣能登守、南條桐生、阿久澤茂木、長谷川村岡、宍戸那須野一黨、山上大胡、善の隼人の輩、宗徒の兵壹萬五千餘騎、雜兵共に合而七萬騎、二手に成て赤城の麓横切に、田北の原へ押寄、利根片品に橋をかけ、陸路の如くにしつらひ、すきなく責かけ、矢澤めを生捕にし、殘る者共皆殺にすべしとて五月五日、先陣北條氏邦、松田、大導寺、猪俣、案内者として二萬騎、阿曾の原に陣取たり。氏直公は大胡の方より赤城へ參詣あり、二ノ宮の神主案内にて、禪頂まで參り、神主幣帛捧て曰、抑此赤城宮と申は、當國十二社の鎮守第二ノ宮にて御座ます御神託に千劍破る神風絶ぬ山なれば御法の露は玉と成けり、此度の戦は御理運疑なしと申ければ、氏直御喜悅有て神主に引出物被下けり。五輪嶺の近邊に御本陣を被居、諸大將の陣所八十六家々の旗を立ならべ、油々敷ぞ見にける。斯て矢澤薩摩守頼綱は、伴淡路守、伊藤備中守、其外諸士に向て被申ける、此度關八州の大名小名を引受殊に近國を虎の如くに見る氏直と雌雄を決せん事、武士の名譽家の面目なり、大軍に恐れ籠城すると敵の思ふ處も口惜し、乍然我二千の兵を以て、北條が七萬の勢に對せん事、蟻螂が斧也、しかし戦は勢の多少

によらず大將の智の致す處にあり、昔氏康八千の勢にて兩上杉が八萬の軍を敗り、今關東の太守たり、我勢も五千餘はあり、皆々志を一にして十死一生の軍にはなぞ北條に勝さらん、先文通を以て敵の心を遮らんとて、使者を以て書翰をぞ被送ける其文に云、

氏直公去秋御出張之處、無御勝利に依て、今度八州之大名小名打振、貴方爲一案内、此山中を御出張、誠以御苦勞之至に候、數年御心掛之處、我等存命至今年遂對陣、大悅不過之候、此表不肖之族に候と雖も、早々御出馬待居處に候、此旨宜所仰候、恐々謹言

五月十日

滋野頼綱

北條安房守殿

如此書翰相認、中條の住僧堅上長老を以被差越ける、氏邦書翰を披見し早速使僧を返し、翌朝返翰をぞしたりける、其文に云、

芳墨致披見候、如來意、我等近年雖令發向候、掛難所、殊に其城堅固、貴殿仕合尤に候、書狀之趣大途に及披露候處、神妙之至に被思召候、山中珍敷覺に付、一兩日鷹狩被仰付候條、靜に寄可遂鬱憤候、併速可令降參は、其所領は任望一族并籠城衆、可爲安堵候、猶期二戰之時、候、恐々謹言

五十一日

平氏邦

矢澤薩摩守殿

斯て五月十三日午の刻より三日三夜、雷烈しく風雨續きければ諸川洪水にて、北條方より片品に掛置たる橋々一も不殘押流し、鳥ならては可通様更になく、城中よりは素肌にて沼須久屋の邊に出て、遊獵して敵をあざけりけれど、南方勢渡るに力及ばず空しく日を過しける。水も漸く落ければ倉内より矢文を以て早御越は自由也、御出馬侍入候、頃日は餘り日永にて退窟致候など嘲られ、南方勢齒かみをなし、水も落ち川水もひければ同月二十五日、猪俣先陣に進んで松田、大導寺、高山、倉賀野、兒玉黨、丹の黨、成田下總守、北條安房守、三萬餘騎、一度に川へ乗入れ渡りければ諸手の者共おめひて田北の原へ押上げ、関を作りかけ、倉内を七重

八重に取巻、水の手を切り既に扉に取付ける、矢澤兼て謀あつて大手の木戸を開き置ければ、我先にと七八千人も揉入れれば、時分よしと思ひ相圖の大鼓打ければ、應て適に入込置たるものども大手の橋を引はずしければ、三の丸より鐵炮打かけ、石投かけられ、引べき様は無く、只上を下へと返し、後には同士打などして五百騎餘討れ、殘兵は手負も多く出来、或は扉に傳ふて北にける。矢澤自身一千餘騎を引卒し、おめひて切て出ければ流石の南方勢も捨鞭打てにげけるが、勢にて水に溺て死する者ぞ多かりける、此由氏直聞給ひ怒氣甚しく惣勢を以て一時に倉内を乗取らんと、本陣を生越原へ被移ける。斯りける處に二十七日未の刻より降水、四日三夜打續きし故、諸川の洪水蕩々として山を懷み陸に上り浩々として天に滔るが如くなりければ中々近日渡るべき様もなく空しく日をぞ過しける處に、秀吉小田原へ御出張の由告來る。依之氏直同月晦日退陣す唯阿曾に猪俣をぞ殘しける。

矢澤頼綱三峯參詣之事

天正十四年九月九日、聊の祈願有とて下沼田道虎入道御案内として山上し給ひける。沼田御留守は彌津助右衛門尉に任せ置れけると也。下沼田小澤の古城御見分有て、石墨通に掛り山上に參詣し給ひて諸方を御遠見あつて此御神の緣起御尋ありければ神主一々演説す。

抑、此御神と申奉るは昔□河内躬恒此處に來り給ひて此山上に住給ひしが、京都に御座ます御母公是を悲み、御跡を慕ひ御座しけるが此山の麓に東の洞と申處にて躬恒公を見失ひ給ひしと也。扱神と顯れ河内の明神と申也。御母公は東洞に藥師如來と顯れ給ひけるが躬恒公を慕ひ來り給ひしはわれにて追母の藥師と申なりと語りけり。矢澤山々谷々不殘見分し給ひけるが、今年氏直出馬し給けるに、無利引返されけるは重而又以ニ多勢寄來らんは治定也。倉内にて防兼ば此山上へ登り防戰を遂んとの儀也とぞ聞えし。

五亂田合戰ノ事(史)

天正十四年九月下旬、勢多郡五亂田の要害に久屋三河、眞下惣助、三橋甚太郎、割田新兵衛、同孫四郎、富澤

七郎兵衛、星野圖書、大野大膳、三百餘騎にて籠り居けるを、桐生の阿久澤左馬之助、大勢にて彼要害を責ければ、倉内は猪俣と對陣半なれば援兵は來らず、多勢に無勢不叶して城を明退ければ、由良殿よりの檢使高山小野、透間もなく追かけ、渡瀬にて大將久屋殿を討ければ、割田新兵衛も取て返し、散々に戦ひ、終には被討にけり。割田常に云けるは、我身不肖なりと雖も、矢澤に被撰出、吾妻より當所に來り、若大將故後見被仰付候面目、若大將討死にも及ば、生ては古郷へかへらじと云しが、天晴言葉違はざりしと、褒ぬものこそなかりけり。矢澤聞給ひて天晴勇士と被仰、袖を涙にしぼり、實子幼少なりければ、番代彼が伯父孫四郎を被仰付、家督は相違なかりける、此時割田が方へ給り候證文に云、

割田新兵衛子十五歳迄は爲陣代可被走廻候、但し討死之儀候間、彼人成人之上は、無異儀可相渡者也

霜月五日

割田孫四郎殿

新田の由良殿之事(史)

由良氏と申は、新田源氏の嫡裔なり、左中將義貞越前にて討死せし後、御子息達を將軍家より強く尋ねられければ、身を可隱所もなく御兄弟終に將軍義詮卿の御代に失にけり。義興卿に子一人ありしを越後に捨置れけるが、後には出家し給ひける。こゝに敏達天皇の胤孫に小野の某とて、上州小野の郷の地頭にて御座しける。應永の頃彼出家托鉢に出で、當國に來り、托鉢を小野家に乞ふ、小野の家に介抱せられて有しもの、前方越後にて彼小僧出家せざりし時附し者ありて、彼僧を一目見て、涙をばら／＼と流し、越後にて附奉りし若君に、能も似給ふもの哉、時世なればこそ個様の姿には爲成給ふも計りがたしと、能々よしを尋ねけるに、彼僧始末有のまゝに語りければ、此由小野殿へ語りければ、小野殿能にいたわり申し、終には還俗させ、小野が家をぞ爲繼ける。段々家繁昌して本氏新田に立返らんと思ひしが、足利家の代なれば延引して、暫く小野氏をぞ名乗居ける。其頃同國岩松源氏、本の新田氏に立歸り、新田武藏守とぞ名乗ける。其頃小野氏も岩松氏に習て、鎌倉公方へ新田の由緒を申立本氏名乗たき由願けれども、不叶して此とき由良氏にぞ改めける。同氏漸く繁昌し

て、文明の頃は□川を限り、東の方は當國四分して、其三分領知し給ふとなり。天正年中迄由良新六郎新田金山の城に居し、舍弟新五郎篤林の城に居す、小田原殿も由良兄弟には心を置玉ふとなり。

由良信濃守與猪俣合軍而責於倉内事(史)

天正十五年丁亥二月中旬、由良信濃守大將にて阿久澤左馬之助、茂手木禪正忠先陣として、長尾新五郎、大胡石橋、羽根川、矢羽の一族、其勢都合五千餘騎、赤木山を越へて白井野の原に着陣して、猪俣と兵を合せて、沼田を攻んと議す。矢澤頼綱是を聞て衆に謂曰、去年北條、關八州の勢を以て責れども我物の數ともせず、由良猪俣か分にて我城を攻んとすることを僻事也、然れども弱兵なればとてあなどるべからず、軍伍を正し彼等が陣へ逆寄にし、兩將を討取、直に厩橋の城を攻落し、同城に住んで、北條と有無の勝負を決せんと、二月二十一日鎌田森下口は大手なれば、自身向はんと打立ける。先鋒は北能登守、鈴木主計、恩田越前、相隨人々には塚本肥前、佐藤軍兵衛、師大助、□石修理之助、高野車、小屋彌惣、西山市之丞、小野大膳、三橋甚太郎、眞下但馬、片山萬之助、五百騎。大將の御馬廻は下沼田豊前、岡谷十□、後閑彦五郎、下の源内、吉田惣助、増田大炊、七五三木佐渡、庄村金右衛門、山越左内、上原彌兵衛、笛木彌五郎、森下又左衛門、高橋右馬允、富澤又三郎、唐澤玄蕃、高山右近、富澤七郎兵衛、茂手木次郎左衛門、割田下總、同隼人、二ノ宮勘解由、劔持次郎左衛門、一場右京進、園岡與五右門、川合善十郎、富澤新左衛門、鹽原源太左衛門、廣田孫左衛門、杉木新右衛門、小淵次郎左衛門、根岸左忠、林太郎左衛門、鹽野井又八、生方源左衛門、高橋右近、中村式部、上原彌市、中澤越後、田村源助、吉野太郎左衛門、澤浦孫兵衛、平方玄蕃、高野但馬、是等を撰んで八百餘騎殿りは、嫡子三重郎頼棟、相隨人々には富澤豊前守、山田與惣兵衛、富澤大學之助、鹽野谷掃部、有川源次郎、同庄左衛門、市場茂右衛門、齋藤左馬之助、青山主計、桑原大藏、佐藤三郎兵衛、富澤主計等三百餘騎。小荷駄奉行上原淺右衛門、山田六助、足輕五十人。搦手の大將は彌津助右衛門幸直、伊藤備中守祐正、相隨人々には發知刑部、浦野七左衛門、池田甚次郎、横谷左近、富澤伊豫守、同伊賀、深津半左衛門、同次郎兵衛、

同孫左衛門、高橋主計、原澤代藏、同式部、中村大學之助、高橋重右衛門、關主税、大淵甚次郎、津久井又五郎、倉澤忠次郎等五百餘騎。沼田留守居は原監物、望月主計、青原彌右衛門、其外地衆三十人殘し置、都合其勢二千餘騎。二月二十一日辰の一天に倉内を打立て砥石坂に掛り、片品川の端に控て時の聲を揚ければ、由良猪俣が勢も同じく鎌田の坂の上に轡を並て時の聲を合ける。敵方より茂手木眞先に進んで川を渡し來て戦はんとなれば北能登守、鈴木主計恩田越前守、茂手木を目がけて掛れば續て跡より師大助、高野車、小屋彌惣、佐藤軍兵衛、富澤豊前、何れも聞ゆる大方なれば、大石を投げかけ太刀を以て切て掛れば寄手引色に見へければ味方勝に乗て切て掛れば、敵こらへ兼て白井野へ逃上る、矢澤彌津伊藤兵を合て白井野へ攻登り、原にて兵を備へ敵に虚あらば切て掛らんとす敵も兵をまとめ備を立んとすれども、不案内のかり武者四方へ逃散し故、少し猶豫しける處へ塚本肥前守、小屋彌惣、佐藤軍兵衛ならんて切て懸れば寄手もこらへず渡り合、火花を散して戦ひける。彌津幸直、伊藤祐正は茂手木が陣へ切て掛り、味方の者十死一生の軍と戦ひければ大將由良、備を崩し貝吹て長井の方へ引ければ、茂手木が手の者こらへ兼て主を捨て引退く、茂手木は馬に離れ、しげりの中に身を隠し手鎧を以て寄來る敵を待かけたり、彌津の手の者小保方半左衛門、其年二十九、血氣盛の若武者、茂手木を目掛け突てかゝればはつしと請とめ、しばしが間戦ひけれど勝負つかざりければ小保方むづと引組、上を下へと返しけるが小保方が力強かりけん、終に彈正を押伏、首をかゝんとしける處へ、茂手木が郎等相原孫市驅來り、主の押伏られたるを見て、無二に小保方に切てかゝれば彌津の家の子、小林文右衛門、鹽野下總、生方兵部、同大炊之助四人、拔連て相原を切伏、小保方を助けんとしける處へ、齋藤加賀守、柏倉源内と名乘來りける、伊藤備中守此體を見給ひて、あれ討すなと下知せられければ、塚本肥前守、富澤豊前、高野車、吉澤亦八かゝりければ、互に手さゝの兵切合突合ふ其間に、小保方半左衛門は茂手木が指物太刀刀奪取て味方の陣へ引返す茂手木はあやうき命助り、郎等の馬に乗りうつり、長井の城へ引返す。茂手木其年十八の時なり。矢羽の一族は森下明神の前に控へて、大將頼綱と相戦ひけるが敵引色に成ければ、若武者勝に乗て白井の原へ押上げ、味方小勢に成ければ矢澤自身小續松の鎗を提げ矢羽と渡り合ひ半時計り戦ふ、既に敵十七騎突

伏せし勢にて矢羽に渡り合し故、矢羽不叶して馬に鞭打て引退く。塚本肥前、師大助、高野車、小屋彌惣、佐藤軍兵衛、富澤豊前、一場茂右衛門、割田下總、高橋右馬允等百餘騎、言合して長井の要害へ取掛、大將の首取んと押寄せければ、寄手齋藤加賀守二百騎、中途に控て待ける程に、川額の臺に手痛く戦ひ、長井の在家小丸山の坂を押上せ押下し戦ひける程に、齋藤手疵數多負ければ、わたかみに入れ置ける鹽を取出し、彼疵に揉込／＼戦し程に、敵味方に手負死人多出来ければ、合引ければ其日の軍は止にけり。

爰に小野豊前守と云し侍、元來野州彦間の城主なり、彼地を没落して沼田に來り、眞田氏に属しける處に、恩賞不淺ければ恩報じせんと思ひし處に、折節南方勢寄來つるにより阿久澤を打ち、桐生て手に入べしと計けるが、謀顯れ、白井の原にて討れにけり。

頼綱幸直祐正諸卒を集め、金剛院に入て酒取出し衆に向ひ、今日の勞をねぎらはんがため、酒各々へ參らせんと盃引寄、小保方半左衛門に給はり、其次に塚本肥前に給りければ、塚本盃を頼綱が方へ投返し、威たけ高に成て申けるは、今日の高名頼綱公は申に及ばず、此塚本に越たる高名なし、關東に其名を得たる齋藤加賀守と戦ひ、彼に數ヶ所の手を負け、我等も五ヶ所疵を蒙りけれども我手痛く戦し故、流石の齋藤も不叶して逃げるを、つゝいて追かけけるを、是に候佐藤師高野殿押とめける故、空しく思ひ立歸る。尤も小保方は大將茂手木と組は組て候へ共、敵に一ヶ所の疵付ず、唯太刀。刀を奪ひ取來りたる計にて、是も高名勿論とは申けれども我手柄には及ぶべからずと申ければ、頼綱公塚本に向ひ、今日の盃は軍高名高下の次第を以て進むるに非ず、唯今日の勞をねぎらう爲の盃なりといひ、盃を取直し又塚本にぞさゝれける、塚本嬉しげに盃頂戴し、酒を受ながら、つわ者の交り頼みある中の酒宴かなと謠ひ、其盃を小保方にさゝれける、是を座の興にして、さしつさゝれつし、既に酒宴終れば皆々倉内へ歸りける。翌二十二日、昨日討取たる首を數ふるに三百八十餘級、味方にて討るゝ者七十騎、手負たる者二百騎とぞ記しける。昨日小保方が奪ひ取たる茂手木彈正が太刀、刀取出させ見るに、何れも不動の文切付たる信國青江の上作なり。信國の鎧通は信幸公へ奉り、同作の太刀は頼綱公へさゝげ俱利伽羅不動を彫たる二尺一寸の打刀は禰津殿へ捧げ、一尺八寸の喰□の梵字彫付たる青江家次の脇

指は小林文右衛門に得させたり。南方寄手由良猪俣何んと思ひけん、翌日長井を引拂ひ、急て居城へ歸りける

秀吉公御扱を以て北條殿と昌幸公和談附所々城代之事

信長公御生涯之砌、權現様と北條氏政公被仰合、甲斐信濃兩國は家康様御手柄次第、上州は氏政公御手柄次第と被仰定けるに、上州利根吾妻兩郡眞田御持分にて數年遂ニ防戰、沼田名胡桃岩櫃三箇所の城、北條殿手に不入氏政公京都へ出仕無りければ秀吉公御不審に被思召、御誅罰有んと被仰出ければ家康様種々被仰けるに依て同苗美濃守氏照上洛して御禮被申上ければ堺目等の事有、様々可被仰付とて北條の老臣江雪齋上洛して先年國切之事申上げれば天正十七年八月、秀吉公より爲ニ御檢使、津田隼人正、富田左近將監、沼田へ着給てければ爲ニ御馳走ニ嫡子源三郎信幸公、矢澤薩摩守、禰津助右衛門尉、並に丸山土佐守、木村渡右衛門、出浦土總介、浦野七右衛門、鈴木主水、北能登守、川原左京進を被ニ差添たりければ小川の城利根川を限り東都川田大手不動澤限り領地三ヶ二の處、北條へ被付、名胡桃の城より利根北郡黒岩を限り吾妻郡三ヶ一の處眞田へ附、右小田原へ被付ける。三ヶ二の替地は家康様より御領分信州伊奈郡を眞田へ被進、北條と眞田和睦相整、土使は歸洛し給ける。倉内の城には北條殿より猪俣能登守、小野邦憲を居られ並に富永又七助道を小川城被居たり。眞田家より名胡桃の城には先生鈴木主水を被居、羽場の城に望月主計、鹽原清左衛門を被居、箱崎の城に原澤大藏、同式部居られ、猿ヶ京の城には矢澤持分にて家の子庄村金右衛門、笛木彌左衛門尉居られたり。矢澤頼綱守護代として岩櫃の城に居らる、八幡の要害には富澤豊前、金子美濃守、加部屋に渡邊左近、尻高源次郎。市城に富澤大學、同伊與守、蜂須賀伊賀、湯本左京、柏原に湯本九右衛門、加藤大膳、植栗に植栗河内守を、夕澤に田中越後、同四郎左衛門、唐澤玄蕃允、茂手木次郎左衛門、大戸口に小浦野七左衛門尉、横谷左近、一場太郎左衛門、割田下總、鹽谷掃部、九谷に鎌原湯本三郎左衛門、西窪治部、同甚五右衛門、□田佐渡守は岩櫃に居て諸方のゝなり。根津助右衛門尉は信州に歸給て岩下の城に居られたり。伊奈郡へは矢澤三十郎守護代として出浦上總介、沼田衆塚本肥前守、師大助等差置かれたり。

赤見六郎殿御事並金子美濃守湯殿山佛詣平八郎殿怨靈之事(史)

沼田平八郎殿御舍見六郎殿と申は、佐野殿の御一門赤見殿とて、萬鬼齋の御妹婿なりけるが、御男子なきゆゑ御名跡とて天文頃、赤見の家臣兵藤駿河守御迎に參り、沼田より佐野へ御越なり、佐野殿にも小田原にて討死し給ひける故、男子なくして女子一人をはします、佐野殿の家臣大貫越中守是を守立んとせし時、北條氏直滅亡の時、秀吉公へ佐野殿忠節ありしにより、佐野殿の兄弟天徳寺と申請僧あり、此僧を以て家を爲繼られ、佐野天徳寺殿と申なり、天徳寺殿名利の望みなしとて、彼娘に富永殿の息を合て、佐野修理殿と申也。赤見殿佐野の家督の節□□□かへ給はんとしたまひける時、佐野越中兵藤駿河守が子、九右衛門惣助に被付置ければ不叶して御かはり有りける處に、大平右衛門と申侍の謀にて、兵藤駿河急病にて萬死一生と申ければ、九右衛門惣助宿へ歸りける、其時退出あらんとし給ひけるが、越中堅く警固したりければ不叶、此旨天徳寺聞給ひて腹立し給ひて、堪忍分とて五百被遣、桐生六郎殿と申けり。其後佐野の家没落し、本氏に改て沼田六郎殿と申也。天正十年の頃は赤見六郎と申□□□にてましましければ、金子美濃守此御方□□□もわれけり其上□□天罰明ても暮ても□□□により兵亂の半なり□□湯殿山へ參詣せんと□□六月海藏寺住持を伴ひて、戸倉越をして參詣ありけるに、不思議なり御山に差掛りければ、手足すくみ前後も忘れければ、山先達金子に申けるは、讖悔し給へと申ければ、金子も無是非重代の主君を謀をめぐらし討奉りけりと申ければ、百尋の大蛇顯れて金子が方へ左の腹を出しけり、夫を見るに左の脇にあざあり、正く平八郎殿の怨念なり、金子一目見るより前後を不覺して見へければ、先達海藏寺漸く肩に掛け籠に歸りけり。七度まで參詣しけれども、終に山上すること叶はず金子は平八郎の菩提の爲とて、彼坂に鐵にてくさりをかけ參せなり、今に金子くざりとて有と申也。其時住持金子に向て被申けるは、貴老欲心に引れ、重恩の主君を討奉り、眼前に景義公の怨靈顯れたり、猶も來世は等活地獄に落んこと疑なし、今度の佛詣を縁として遁世し給へと諫めけり、金子我慢強き侍なりければ、住持さうらば始より物語いたし聞せ申さん、抑々洞谷山海藏寺の縁記を有増語り申さん、頃は永正七年六月二十日、上

杉顯定公越後國妻有の庄に於て家臣長尾六郎平爲景と合戦して爲景利を失ひ信濃の國に退きければ、高梨子信濃守合力し兩國の堺、長森が原にて主君顯定公を無情も討奉りけり、其時景義公の伯父沼田刑部太輔景秀は、顯定公の臣にて有しが、眼前に主君の討れさせ給ふを見て、世に住べきに非ずとて、領地東入に引籠遁世し給ひて在庭和尚を以て令章創、洞谷山海藏寺と號、一字の禪寺を建立あり、顯定公の法名海藏寺殿皓峯可淳大居士と號、則ち御位牌を立置其身も其邊に蟄居し給ひて、且暮の御教養怠ることなく、其身逝去の後夫妻ともに入道の庵と申、一字の御堂を被立けると被申ければ、金子返答にも及はず倉内にこそ歸りける、淺間しや金子が行衛いかゝ有んと、地下萬民に至るまで爪彈せぬは無かりける。其後金子が館には日さへ暮ければ平八郎の靈顯れ出て、恐しき事ども有けると、金子が家來等さゝやきたりと申なり。

猪股戸鹿野八幡願出之事

天正十六年邦憲は倉内に居住したりけるが、名胡桃の城を責落と晝夜計策を廻しける。氏政公より上州守護代に御舍弟安房守氏邦を被居、上州數ヶ所の城々、申、長尾内藤小幡由良安中、何も幕下に屬しける。眞田の御持分手に不入、氏政兩年御出馬有けれども失利、其上軍兵を數多失ひ給ければ軍に及がたくして家康様御取持を以て沼田の城主を請取けるが、眼前に名胡桃の城を不捕して月日を送る事無念也とて憤を差挾、何卒名胡桃を責捕、關東の御恩賞に預んとて所々へ立願を掛たりけり、其文に曰

所々立願書立

- 一大嶺へ大護摩
- 百貳拾貫文
- 一同愛宕山へ萬味御喰
- 百貳拾貫文
- 一上州八幡宮へ神馬拾貳疋並拜殿可立直事
- 一相州今井八幡宮へ社頭拜殿共に可立直事
- 一榛名山へ萬疋修造可仕候事

以上

- 一川場大慈大悲觀音へ堂を立、坊住仕付貳拾貫之處、於川場郷内寄進可致事
- 一上下聖天倉内に立申、於沼須郷貳拾貫文之地寄進可申事
- 一天神宮立申、於梅野郷貳拾貫文之地寄進可申事
- 一熊野大權現立申、於沼須郷之内貳拾貫文之地寄進可申事
- 一梅野八幡宮立申、禰宜神主付、於杉郷中貳拾貫文之地寄進可申事
- 一高野山へ迦葉山返上申、並南々郷之内御本領返上可申事

以上

右精成之趣者此度存立行如存分令爲本意被下置、無神力佛力者自分力斗にて難成奉存候間立願候心中如何願令爲成就可被下者也、敬白如件

天正十六年戊子十月十五日

猪俣能登守小野邦憲在判

御所々へ

如此所々へ立願せし也、此願書は戸鹿野八幡宮に納たり、昌幸公御父子武勇盛んにまし／＼ければ北條も自力に不及と聞へたり。

伊奈御普請並沼田衆之知行安堵之事

猪俣沼田の城を請取けるにより沼田にて被宛行ける、給人に伊奈郡にて替地あり、皆々信州へ引越たり、伊奈郡にて被宛行ける衆中、有まし記之

今度沼田知行相違、就夫小縣郡岩下郷、佐久郡田澤郷百五十貫文之處出置候、猶伊奈郡改之上一所可進申也仍如件

天正十七年丑十一月三日

昌幸 在判

禰津助右衛門尉殿

今度沼田知行相違、就之伊奈郡箕輪之内小川内の郷九十貫文之處先出置候、猶彼郷改之上一所可出置者也、仍如件

同 年 月 日

昌幸 在判

塚本肥前守殿

塚本肥前守於沼田度々粉骨を抽て軍忠を盡しける勇士也、上田へも度々被召ける事有、塚本に被下ける證文に

當表行之砌召寄、度々令參陣今以神妙之至に候、因茲武石之内拾貫文佐久郷岩村之内四拾貫文、右如此出置候、猶任戦功可加重恩候也、仍如件

天正十四年戊正月二十五日

昌幸 御朱印

塚本肥前守殿

當城へ別而節々召寄候條其方知行内百姓普請役三人向後差免者也、仍如件

戊正月二十五日

昌幸 御朱印

塚本肥前守殿

猪俣名胡桃城責捕事附中山九兵衛心替之事

敏達天皇の末孫小野姓猪俣氏能登守憲直、近年氏邦の幕下に屬して邦憲と名乗ける、所願相叶ける故か秀吉公上意に依て沼田の城主請取居住しけるが天正十六年十一月二十二日、中山安藝守が二男中山九兵衛尉は姉婿鈴木主水に介抱を請け名胡桃の城に居たりける。智慧才能の者なりければ鈴木心安くしたりける。猪俣が家の子、竹内孫八左衛門と云者知人也ければ彼を以て九兵衛をたばかり申けるは、貴方は中山の城主也けるが近年浪人し給ひてかく淺間敷風情也、何卒たばかり名胡桃の城主鈴木を討給ひて小田原へ忠信し給へかし、左有んに於ては本領中山は不_レ及_レ申、名胡桃小川迄領地無疑と細々と申ければ尤と領承して上田よりの飛脚を仕立、

昌幸公の御判を以て今度伊奈郡御普請に付城取のよし御相談有之間、其城は中山九兵衛に預置早々可參之由書狀を認め鈴木に爲見ければ、鈴木は世の人に替り萬事念入たる侍也けるが運や盡たりけん、此狀尤として十月二十日名胡桃を出て岩櫃に來て此由頼綱へ申ければ矢澤手を打給ひて夫はたばかりたりける、貴方を召事ならば我等に御下知有ん、猪俣仕組たるべし加勢を召連歸城し給へと被申ければ鈴木失面目候とて、加勢留澤大學、同豊前、唐澤玄蕃、割田下總、同權四郎、持田久太夫、一場茂右衛門、伊與久、中澤、高山等百餘騎にて名胡桃に歸りける。早や猪俣より留澤又七助重を籠置。巴の大旗立並べ其勢千餘騎、不動峰牛のクッ雨乞山の邊に出張して寄付べき様なかりける。鈴木さつと思案し加勢を返し郎等二十餘人を相伴、倉内へ參陣して浄土宗正學寺に立入、今度の始末絶言語候へば此上は邦憲公を主君に奉仰無二の臣に成んと申入れれば能州聞之神妙也重而對面申ん夫にて休息し給へとて種々馳走有て正覺寺に被居たり。鈴木は降參にあらず猪俣に對面して一太刀恨死んと思ひしに早く色を悟られたり。いつを期すべき命ならずとて正覺寺の庭前に立出腹十文字にかき切り。四十二を最期として失にけり。扱鈴木が女房子息は般若曲輪に押籠られけるが家の子高橋主計が情により、其夜俵に入れ般若曲輪を落しければ漸く落行て小川島原澤が許に尋行、夫より大道越に岩櫃に落行、頼綱の介抱にて子息右近、信幸公へ被召仕、後に采女と申けり、法躰して閑齋と申なり。

猪俣表裏の次第京都え言上之事

天正十七年十一月廿七日、矢澤薩州より上田へ庄村金右衛門尉、佐藤富之丞、兩使を以て注進有ければ信幸公聞給ひて急速沼田に御出陣有て猪俣を討捕給はんと先づ頼津に使者を被立、一齋入道利直、隱岐守昌君、常田圖書、鞠子藤八郎、頼津助右衛門尉、大熊五郎右衛門尉、木村戸右衛門尉、出浦上總介等に御評定有けるが御父昌幸公は在京也ければ先づ吾妻へ御加勢を被差越、其上京都へ御注進可然とて評定一決したりければ吾妻へは御加勢頼津入道、鎌原宮内少輔、川原左京、其勢五百餘騎、十一月廿九日に上田を立て十二月一日に各岩櫃に着陣して所々の用害を堅めたり。かくて上方へは春原勘介、浦野兵部を以て注進せられければ此旨秀吉公へ言

上せられければ則ち北條御退治可有とて同月廿四日小田原へ勅書を被成ける。其頃は人皇百八代 後陽成院の御宇也けり。かくて岩櫃の城には矢澤頼綱を城代として頼津幸直、鎌原湯本植栗池田浦野川原、横谷西窪其外吾妻先方廿五騎、留澤唐澤蜂須賀川一場割田庄野伊與久二宮佐藤鹽谷山田町田高山荒牧茂手木神保田中澤桑原渡利高橋等被籠置、嚴鋪籠城し給ひけり。

吾妻合戦之事

天正十七年十二月中旬、氏邦白井へ着陣有て岩櫃を可責とて長尾左衛門尉先手として其勢雲霞の如く箱島尾の子兩口より攻寄たり。大戸口へは多目周防守、内藤丹後守、小幡上總介、頼津松□軒入道、近邊を相催し其勢五千餘騎、富永右馬介、同主膳先がけして手子丸の城に着、中山口より猪俣が家の子高力左近、竹内權八、山室佐右衛門尉五百餘騎尻高に着、大道口より留永助重三百餘騎峠に陣取控たり。大手搦手其勢を計るに壹万餘騎に不過けり。角て岩櫃には矢澤頼綱、頼津利直、鎌原重幸、池田重安、植栗元信、浦野幸景評定し給て先づ大手なれば市城表は頼津入道、鎌原、日置五右衛門尉七百餘騎、大戸口は昌君公、池田、浦野六百餘騎、中山口へ頼津助右衛門尉、主膳兄弟、植栗三百餘騎、大道口より川原左京、湯本二百餘騎と被相定、敵を少々あしらひ館の内へ引入可討と評議せられしに如何したりけん諸方の寄手陣所を拂て皆退陣す。其旨を尋ると京都より小田原へ大軍寄來るとの告也とかや。角て加勢の兵岩櫃に籠城し用心厳しくし給ひける。掛りける處に十二月二十日長尾左衛門市城口へ出張して猿坊と云ふ岩渡りの名人を岩井堂城へ爲忍、小屋に火を掛ければ城代富澤伊賀守、同伊豫守、取物も取敢ず城中を落ければ長尾の家の子吉里二百餘騎にて追駆ければ飯塚大學、野村勸負、曾根、木村、高橋、等續て押掛、富澤が手の兵三十四人を討捕、勝鬨を作り掛々追討にしけれど富澤不返、中の條迄引退く、其頃北條の城には蟻川入道、桑原大藏、割田掃部介、同孫三郎、高山右近籠りけるが此由を見て忠のりへ切て出て散々に相戦、飯塚小六郎を討捕けり。此由岩櫃へ天狗山伏告たりければ一場茂右衛門尉、山遠岡□五衛門、川合善十郎、唐澤玄蕃、一場太郎左衛門、鹿野和泉、早馬に乗り忠のりの原

へ走着、大勢の中へ割て入り蜘蛛十文字に駆破り一場茂右衛門三尺二寸の太刀を以て拂切にしたりければ敵六騎切伏せ十餘人に手を爲負、我身も三ヶ所手負けり。唐澤一場太郎左衛門、山遠岡、川合、何も二騎三騎切伏ければ矢野吉里此勢に避易して遠通寺の舊跡白井澤、へ引退く。かくて時移ければ岩櫃より我先にと揉にもんで寄來る程に其勢五百餘騎吉里を目掛追驅たり、掛りける所に中山口より富永助重八幡の要害に取掛鐵砲時の聲天地を轟かしければ鎌原重幸、湯本幸胤、川原左京棟實、三百餘騎にて馳向、富澤豊前、金子美濃、渡邊左近、尻高源次郎と一所に成て散々相戦ければ富永失利、貝吹て須川へこそ引返しける。

北條合戦小淵夜討附一場茂右衛門手柄之事

天正十八年寅二月上旬の事也けるに、白井より忍を入れ、城代蟻川入道を追出し北條の城を取り人數を入替城代に神庭三河守、大島式部太輔、小林石見守、飯塚大學、同奎之助、野村等を籠置たり。此由頼綱聞給て不_レ易被_レ思ける處に同月二十日餘りの事也けるに中ノ條の住人小淵次郎右衛門と云者一場茂右衛門尉と云合て夜討に入外曲輪に忍込み忠のり川はけ曲輪に下町共を籠置たりけるが其中にら_レいからの病者行人に成て居たりけるを小淵小者に知人也ければ彼を誑出し本城の案内を頼ければ易事也とて其儘小淵に先達て本城へ忍けるが門番寢入て見へける程に行人を扉の上へ抱上げ内の様を見よと云けるが病者なれば容易に扉に取付事不_レ叶見へければさらば我に登り見よと申も不敢、扉の上に登り内を見る處を一場城中へ突落したり、此由を敵見て敵亂入したりと心得、松明に火をつく太刀長刀とひしめさける程に茂右衛門も續て亂入、十文字に切て廻りければ敵此勢に驚き馬物具を捨置、かちはだしにて一人も不_レ殘落失ければ追切に十二三人切伏せ勝時を作り上下十人許にて北條の城に楯籠り木戸を堅め此由頼綱公へ注進したりければ矢澤を始め信州加勢の人々も一場が今に始ぬ手柄とは云なから二千餘に聞し其内に長尾より二百騎籠りたる勢を十餘人にて追拂、其城迄自らふまゆる事、凡六十餘州にも又可_レ有兵とも不_レ覺とて頼綱自筆の書狀に月山の刀一腰、樽肴まで被_レ贈ける。重て昌幸公より御感狀を給り、其後山田郷の内に於て十五貫文之地、御加増給はりけるとぞ聞えし。

金子美濃守事(史)

天正十八年の秋より、關東諍謚しければ上下安堵の思をなしけり。斯て□□昌幸公父子、常に被思召けるは□□金子美濃守は□□□はなちたる心底也、果して一處の地をも宛行べきものにあらずとて、百貫文の知行所替と□□先東入を給り、其年の暮、矢澤浦野を以て領地檢地し給て、追貝の郷にて荒地を高く結ひ給り、後に吾妻にて領地を給り、段々減じて□□田村にて□□給り、無役にして彼處の住人一場太郎左衛門縁者たるに依て此處にて、病死したりけり、此有様を見るにつけても、忘れまじきものは忠孝の道なるべし。

加澤 記終

此書者、先沼田城主眞田伊賀守信利臣加澤平次右衛門所記草稿、我家所傳也。前後紛亂不可見。故以三年月立前後、爲三清書、此事祖父賴之思之、先考半爲之、予終功焉。

于時天保三辰年六月十九日

增田頼興花押

覺堂曰、史籍集覽に收めたる「加澤平次左衛門覺書」の最終の處には左の如く書付られたり。

天明二年壬寅六月九日渭田増田弘二郎鞏識

右者沼田城主眞田伊賀守信利臣加澤平左衛門所著述也

明治八年冬十一月二十日、楓山文庫の御藏本を以て寫す、信濃靜遠樓主人北澤正誠誌 近藤瓶城校

(右は明治十七年四月十六日出版御届とあり)

附言

本書の謄寫に際し、増田頼興氏校定の本書中、草体の文字にて時に判斷に苦むものあり、然る場合には畏友秋山吉次郎兄の書寫せる本と對照し、恰も秋山兄と相談して判定せると同一のもの往々有之、是亦本書刊行に就て、遺忘すべからざる一事なりとす。

尙ほ本書原本を増田家當代誠三氏より拜借するに際し小野精哉氏の仲介を煩し且つ其の調査に依れば筆者加澤平次左衛門は

眞田伊賀守信利の家來にて御勘定方兩國橋材木受負當時在職なりし事は塚本舍人の覺書(寫本)なるものに相見え、詳細の事は不明なるも藩主失脚後は古馬牧邊に土著し居たるとは事實なるが如しと謄寫終了に際し茲に附記して、以上好情を賜ひたる諸氏に對し。甚深の謝意を表す。

大正十四年五月十五日

豊國覺堂申す

大正十

大正十

林 林 林

150-

此書者、生
年月一立二前
于時天保

覺堂曰
天明二年壬
右者沼田城
明治八年冬
(右は明

附

本書の謄寫に
秋山吉次郎
に就て、遺忘
尙ほ本書原本
澤平次左衛門
眞田伊賀守
相見え、詳
謄寫終了に際
大正十四

大正十四年七月二十五日印刷
大正十四年七月二十八日發行

禁轉載

發行人兼編輯
兼兼

印刷所
前橋市堅町百〇一番地

豊國義孝

株式會社
前橋印刷所

前橋市南曲輪町十九番地

發行所
上毛郷土史研究會

振替口座東京五一四五一番



22145

御注意

- 本は大切に扱ひましょう。
- 本は転貸借はお断りします。
- 10日間の期限に必ず返して下さい。
- 本を汚損または紛失した時は同一の本
又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市栄町10番地
(電話3008番)

